資料 ２

（案）

（令和９年度～令和１３年度）

埼玉県男女共同参画基本計画

～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

彩の国 埼玉県

目　　次

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨 ・・・

第４章　計画の推進体制

１　総合的な推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
２　男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
３　市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携　・・・・・・・・・・・・93
４　県民・事業者・民間団体との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
５　国及び独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）との連携　・・・・・・・・・93
６　計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理　・・・・・・・・・・93

参考資料

１　計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
２　計画の推進体制図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
３　男女共同参画をめぐる動き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
４　関係法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
・男女共同参画社会基本法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
・埼玉県男女共同参画推進条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・・117
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律　・・・・・・・・・125
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・137
・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・142
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約　・・・・・・・・・・・144
５　用語の解説（本文中に＊を付した語句の解説）　・・・・・・・・・・・・・・150

○　グラフの集計は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで表記してあります。このため、各回答率（%）を足し上げても100%とならない場合があります。

第１章　計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成 12 年（2000 年）３月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成 14 年（2002 年）２月に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定しました。

その後、「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 29 年度（2017 年度）～令和３年度（2021 年度））では、平成 27 年（2015 年）８月に成立した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付け、「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和４年度（2022 年度）～令和８年度（2026 年度）。以下「前計画」という。）では、「男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そのような中、女性の就業率や政策・方針決定過程における参画等について進展が見られているものの、残念ながら、根強い固定的性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*は未だ残っており、引き続き、それらの解消に向けた普及啓発に粘り強く取り組んでいく必要があります。また、県では、ジェンダー平等の実現を目指し、全国に先駆け、令和５年度（2023 年度）に、第２章で後述するジェンダー主流化の取組を開始しました。

一方、令和２年（2020 年）から約４年続いた新型コロナウイルス感染症の拡大は未曽有の危機をもたらし、女性の生活に影響を与え、配偶者からの暴力（以下「ＤＶ」という。あわせて、デートＤＶ*を含める場合は「ＤＶ等」という。）や性暴力の増加や深刻化をもたらしたとの指摘があるとともに、雇用・所得への影響などが浮き彫りになりました。また、女性を取り巻く状況の変化とともに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など多様化、複合化及び複雑化しており、令和６年（2024 年）４月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点で、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでいます。

女性と男性が置かれている状況は一様ではなく、年齢、障害の有無、国籍、性的指向・性自認などが重なることによって複合的な困難が生じる場合があることから、多様な背景や事情に配慮し、一人一人の人権と多様性が尊重される社会づくりを進めていくことが求められています。

さて、本県の人口は、令和７年（2025 年）国勢調査の速報値で、大正９年（1920 年）の調査開始以来、初めて減少に転じるとともに、異次元の高齢化が進行することが見込まれています。このような「人口減少と超少子高齢社会の到来」という歴史的課題に直面する中では、社会経済において日頃の性差による不利益や格差などがより強まる恐れがあります。こうした中で、性別を理由とした差別を是正し、誰もが人権を尊重されながら、望むように自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりがこれまで以上に大きな課題となっており、ジェンダー平等に向けた、男女共同参画の視点の重

要性が高まっています。

更に、デジタル化の進展が社会課題の解決にますます寄与することが期待される一方、昨今のＡＩ*をはじめとしたデジタル技術の進展は目覚ましく、今後はデジタル化の悪影響を最小化し、誰もがその恩恵を享受できるよう留意しながら、デジタル化を進めていく必要があります。

県では、前計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、これまで、本計画の下位計画として位置付けていた、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（以下「ＤＶ防止法」という。）に基づく「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び困難女性支援法に基づく「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を本計画に統合し、一体的に取組を進めることとし、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

（１）男女共同参画社会基本法第 14 条及び条例第 12 条に基づき策定する、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

（２）計画の「目指す姿　Ⅱ」について、女性活躍推進法第６条第１項に基づき策定する、県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置付けます。

（３）計画の「目指す姿　Ⅲ」の一部について、ＤＶ防止法第２条の３第１項に基づき策定する、県の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。

（４）計画の「目指す姿　Ⅲ」の一部について、困難女性支援法第８条第１項に基づき策定する、県の困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。

（５）男女共同参画をめぐる国連の動向や社会情勢の変化、国の第６次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県５か年計画*との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。

（６）県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和９年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの５年間

4 男女共同参画をめぐる本県の状況

（１）人口減少・少子高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査が開始された大正９年（1920 年）から、これまで一貫して増加してきましたが、前記のとおり、令和７年（2025 年）の国勢調査速報値で、調査開始以来、初めて減少しました。今後も大きな自然減トレンドにより減少傾向が

続くとみられ、令和 12 年（2030 年）には約 716 万人に、令和 22 年（2040 年）には 700 万人を下回ると予想されています。

本県の 65 歳以上の高齢者は、令和 12 年（2030 年）には約 208 万人、令和 22 年（2040 年）には約 231 万人まで増加し、県民の３人に１人が高齢者となる見込みです。

一方で、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、平成 12 年（2000 年）の約 501 万人をピークに減少が続き、令和 12 年（2030 年）には約 437 万人、令和 22 年（2040 年）には約 391 万人まで減少する見通しです。



資料：令和７年国勢調査速報結果より

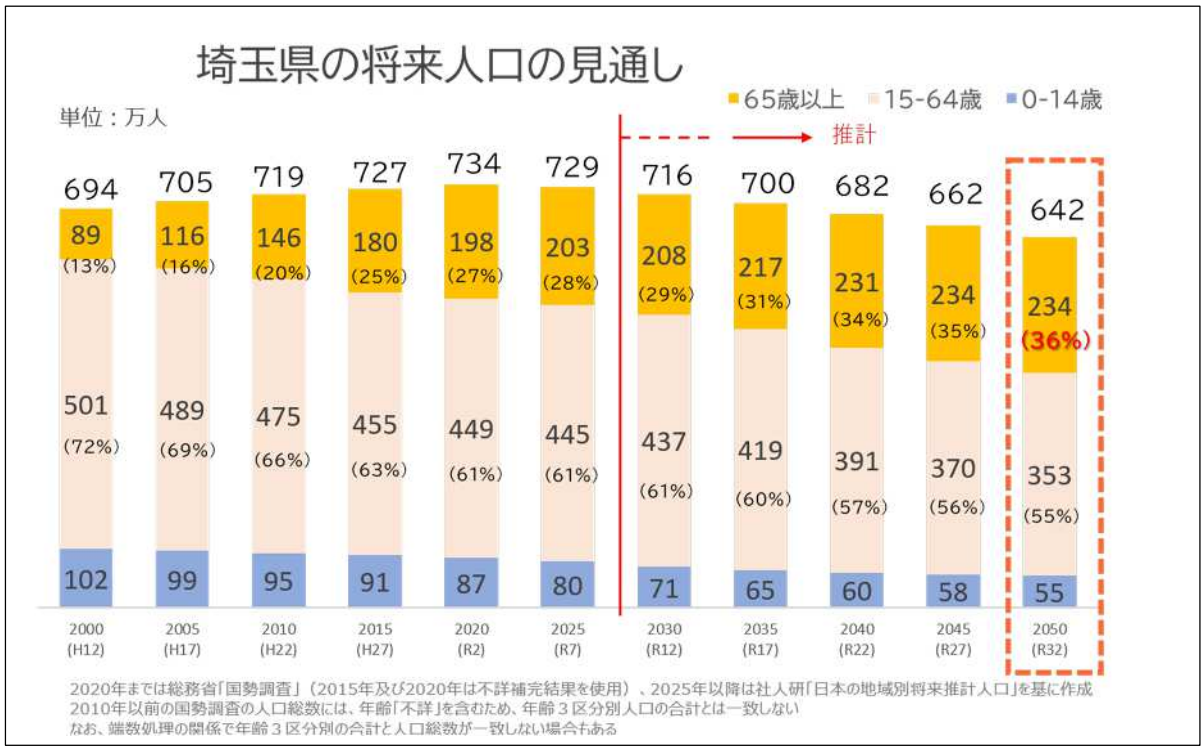

また、本県の 75 歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によ

ると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成 27 年（2015 年）から令和 12 年（2030 年）までの 15 年間で約 1.7 倍の約 128 万人に増加すると見込まれています。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えています。

本県の後期高齢者（75 歳以上）人口の推移

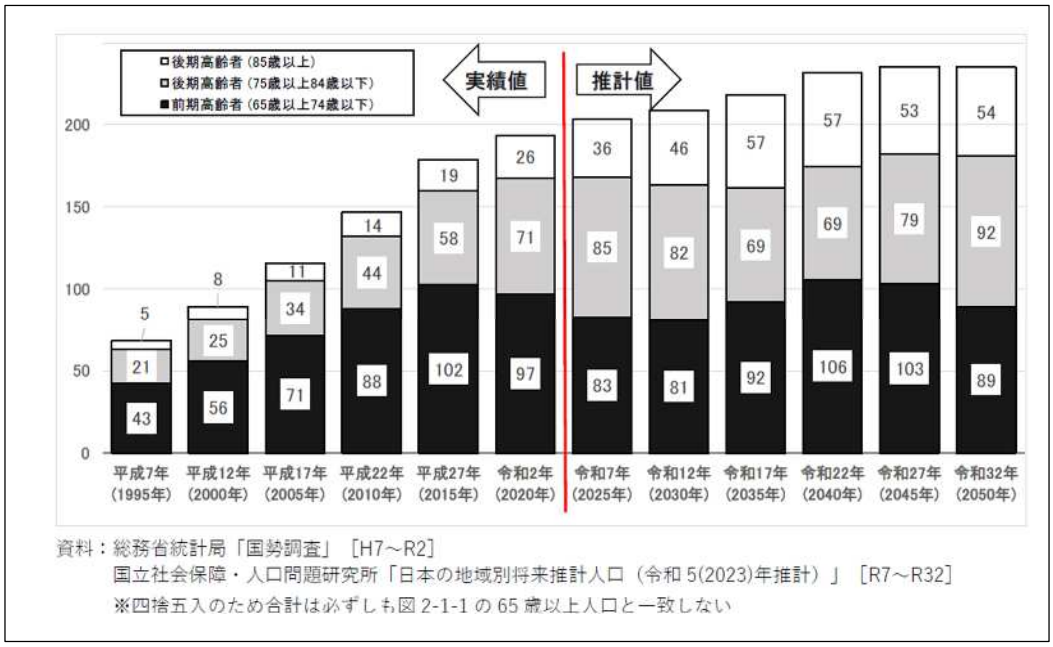

資料：総務省統計局「国勢調査」［H7～R2］
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5(2023)年推計）」［R7～R32］
※四捨五入のため合計は必ずしも図 2-1-1 の 65 歳以上人口と一致しない

本県における出生数は減少傾向にあり、令和５年（2023 年）は約４万２千人となっています。合計特殊出生率は 1.14 で、全国で７番目に低くなっています。

出生数及び合計特殊出生率

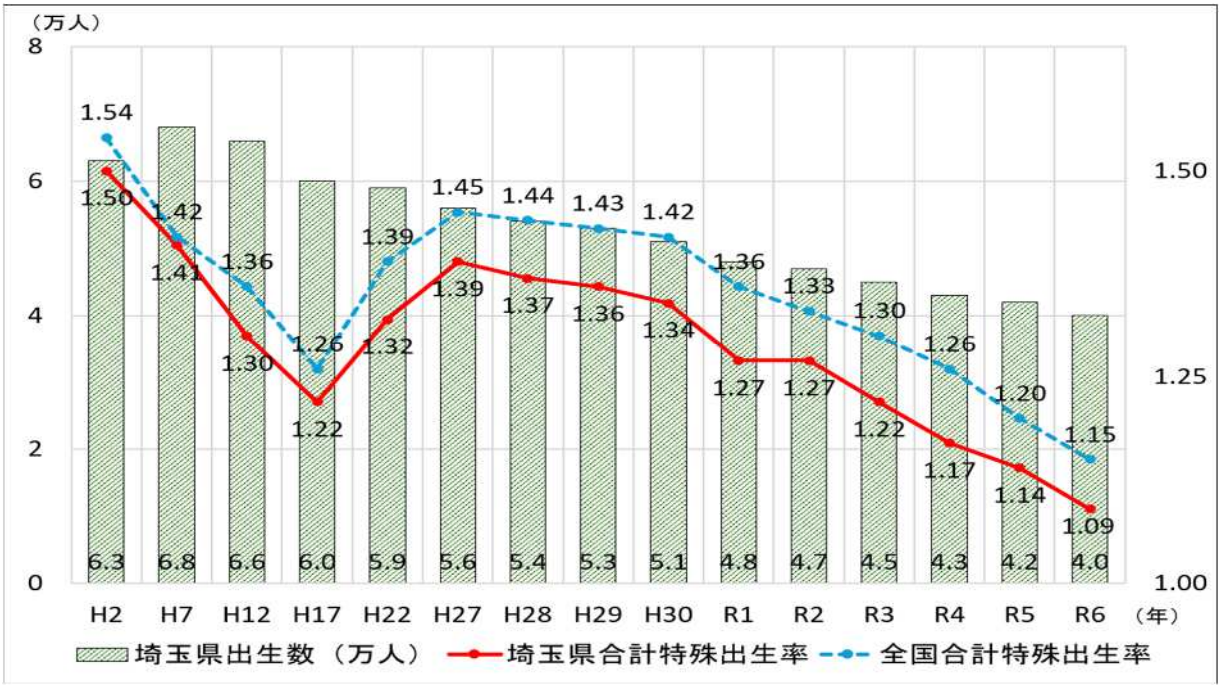

資料： 令和６年厚生労働省「人口動態統計」より作成

（2）世帯構造の状況

平成 12 年（2000 年）から令和２年（2020 年）の変化を見ると、「夫婦と子供」世帯の割合が減少傾向である一方、「単独」世帯の割合が上昇しています。

核家族世帯の割合は、59.1％と全国平均（54.2％）より、4.９ポイント高く、奈良県、和歌山県に次いで全国３位となっています。

世帯構造の変化

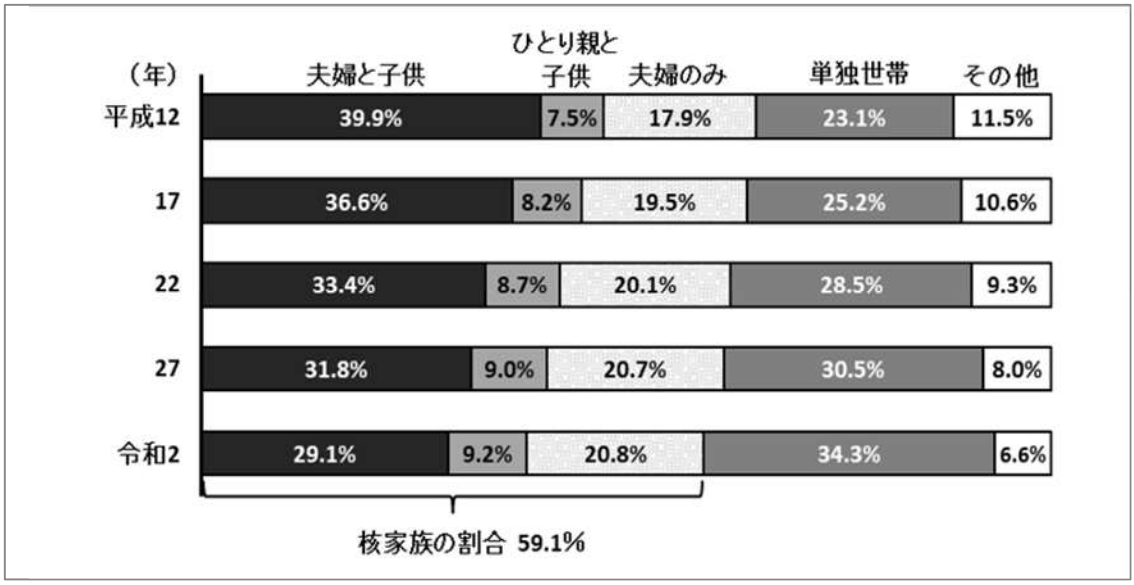

資料： 総務省「令和２年 国勢調査」より作成

夫婦と子供からなる世帯のうち、夫と妻が有業の世帯の割合は、全国平均は 50.9％のところ、本県の状況は 49.4％であり、全国で 10 番目に低くなっています。

夫婦共働き世帯の割合（下位 10 道府県と全国との比較）

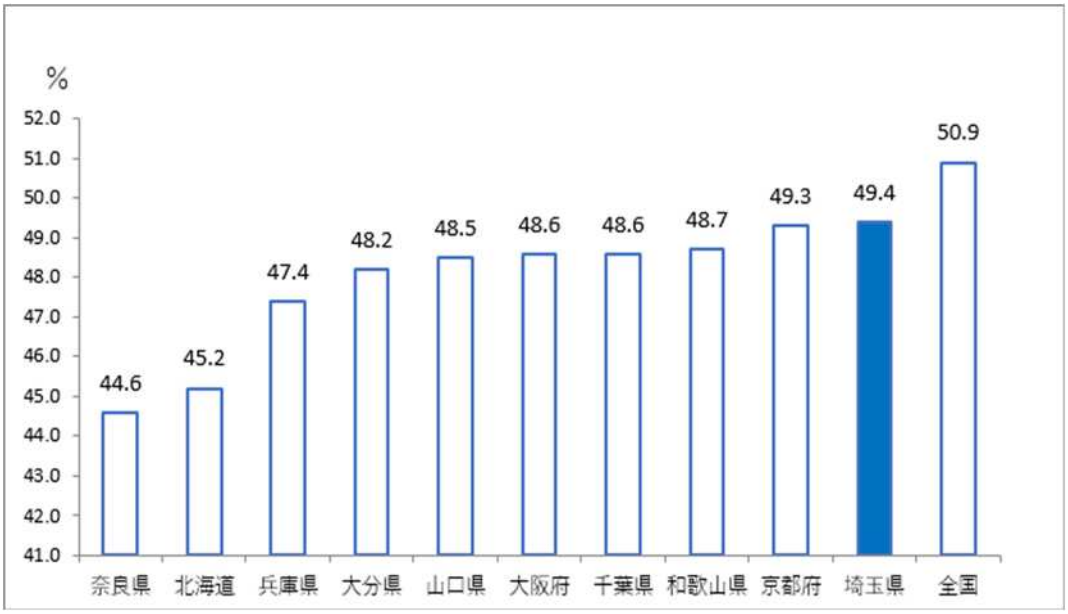

資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」より作成

（３）就業の状況

女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29 歳の 62 .８％をピークに低下しています。（L 字カーブ*）

女性の年齢階級別正規雇用比率

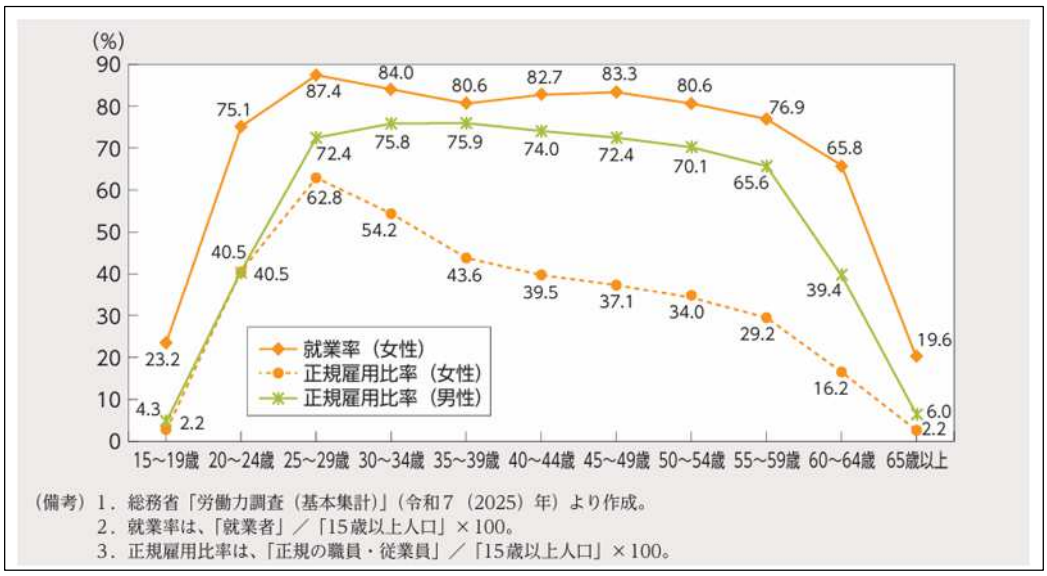

資料：内閣府「令和８年版男女共同参画白書」

女性の就業率が出産、子育て期に大きく低下する、いわゆるＭ字カーブ*については、国ではほぼ解消したとされていますが、本県のＭ字カーブの谷の深さ（Ｍ字カーブの左右のピークの値と底の値との差）は、9.９ポイントと全国で４番目に深く、全国（7.1 ポイント）より深くなっています。

M字カーブの谷の深さ
（下位４都県と全国との比較）

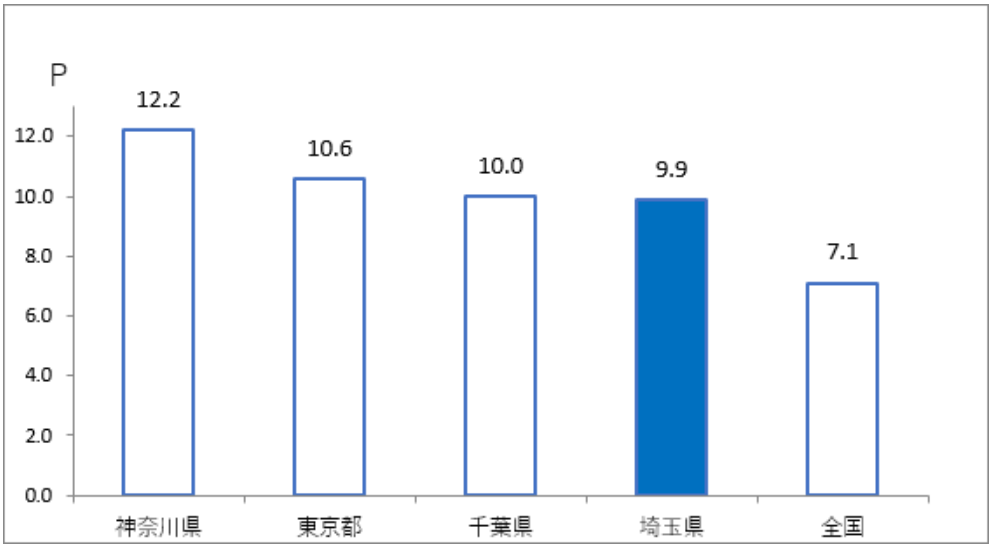

資料： 総務省「令和２年国勢調査」

育児をしている女性の有業率を見ると、本県は68.8%であり、全国で２番目に低く、全国（73.4%）に比べ、4.6ポイント低くなっています。

育児をしている女性の有業率（下位３県と全国との比較）

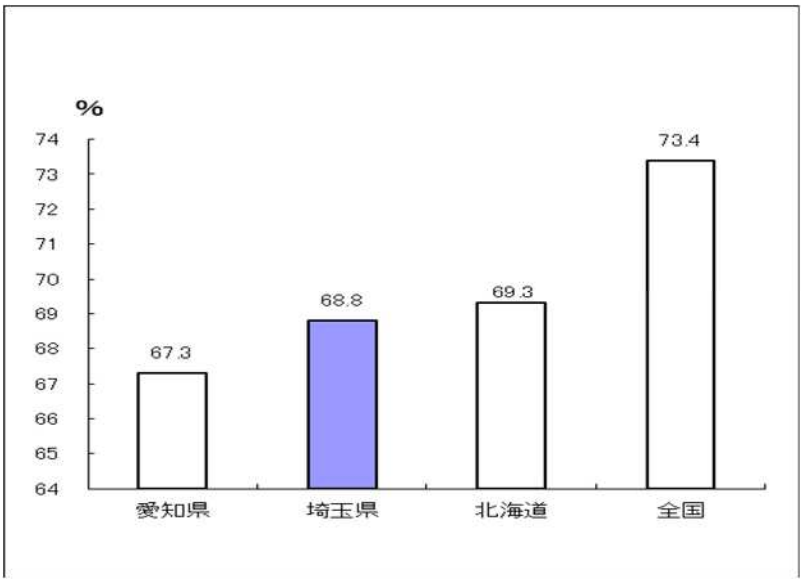

資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」より作成

本県の女性雇用者の非正規雇用率は、56.9%と全国で５番目に高く、全国（53.2%）に比べ、3.7ポイント高くなっています。

女性の非正規雇用者の割合（上位５県と全国との比較）

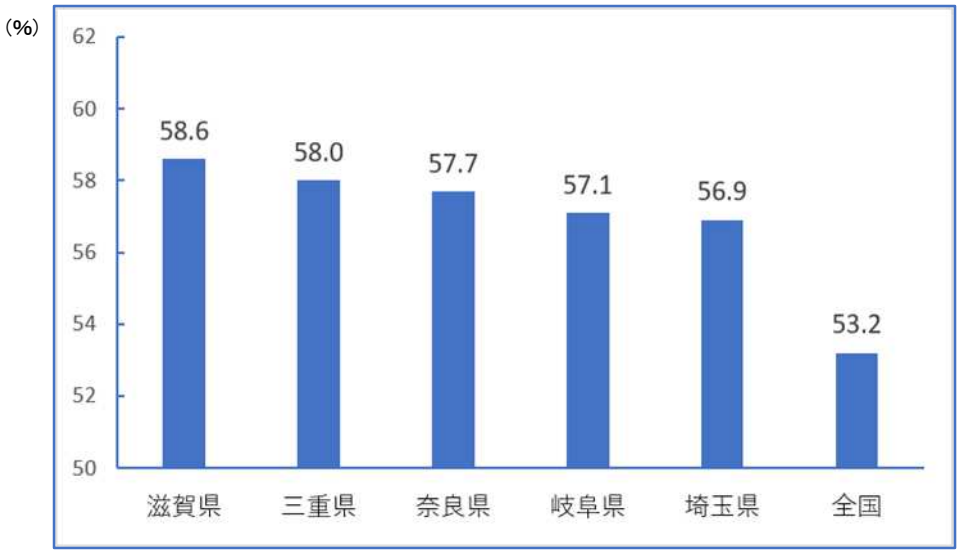

資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」より作成

他都県への15歳以上の通勤・通学者数は、1,233千人で全国で２番目に多く、都道府県別人口に占めるその割合は16.8%と全国１位になっています。

他都県への通勤・通学者数とその割合

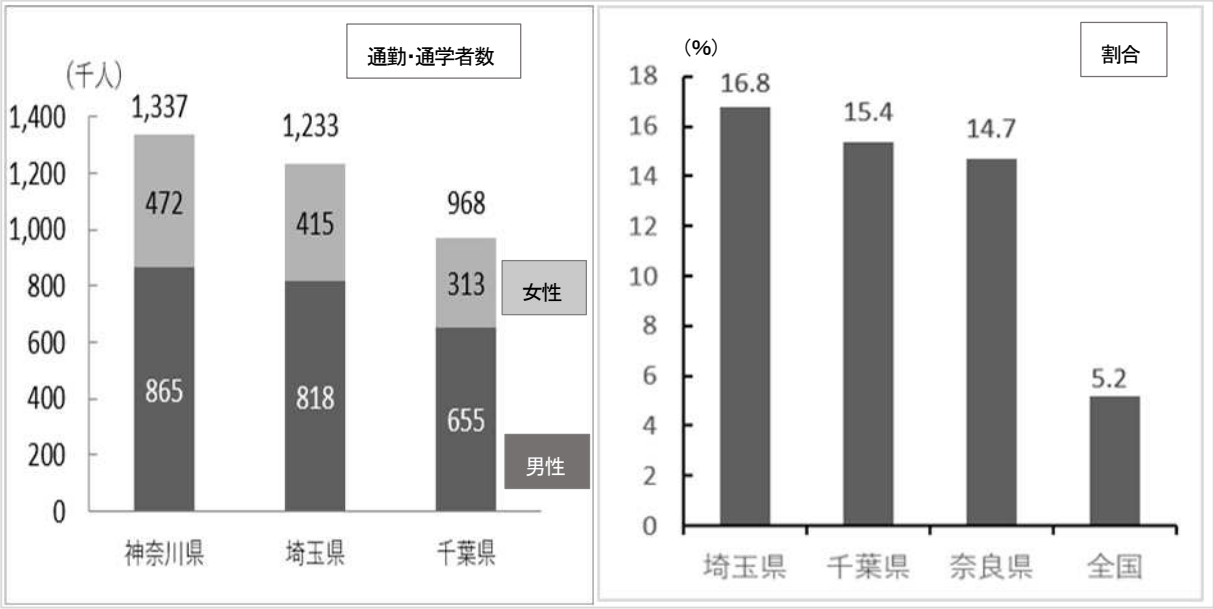

資料：総務省「令和２年国勢調査」より作成

（４）政策決定過程への参画

審議会等委員に占める女性の割合は、47.2%（令和７年（2025年）４月１日現在）で全国６位となっています。なお、全国の割合は、35.4%となっています。

法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の割合は、46.3%で全国２位となっています（令和７年（2025年）４月１日現在）。

県議会における女性議員の割合は、13.3%（90人中12人）で全国23位となっています（令和７年（2025年）12月31日現在）。

市区議会における女性議員の割合は、28.５%（938人中267人）で全国２位、町村議会における女性議員の割合は、21.9%（288人中63人）で全国５位となっています（令和７年（2025年）12月31日現在）。

県及び市区町村議員の女性の割合は、26.0%で、全国３位となっています。なお、全国の割合は18.5%となっています（令和７年（2025年）１２月31日現在）。

女性議員の割合
（全国との比較）

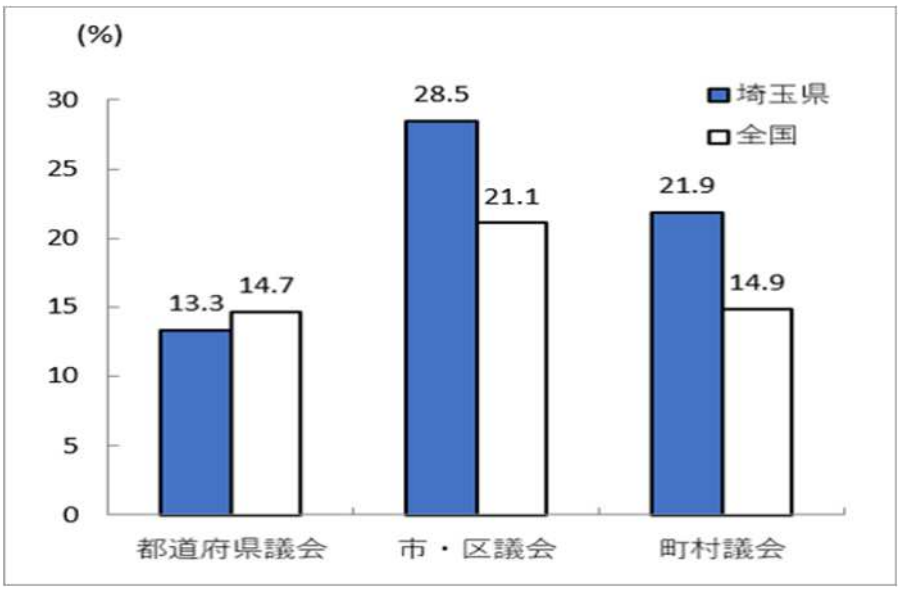

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ
（令和７年12月31日）」より作成

都道府県別女性議員の割合（上位４都府県・全国との比較）

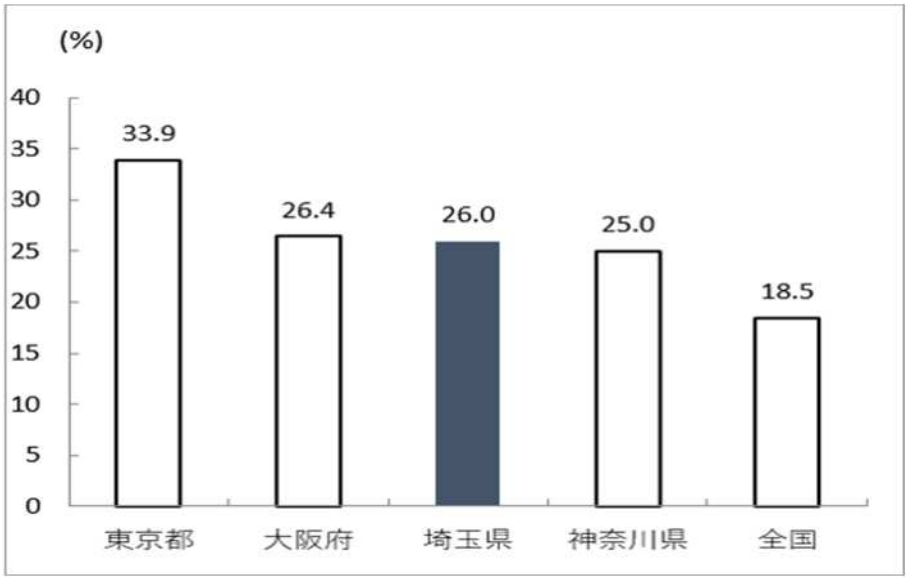

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ
（令和７年12月31日）」より作成

自治会長に占める女性の割合は、6.7%（令和7年（2025年）４月１日現在）で、全国19位となっています。なお、全国割合は7.8%となっています。

自治会長に占める女性の割合（上位６都府県・全国との比較）

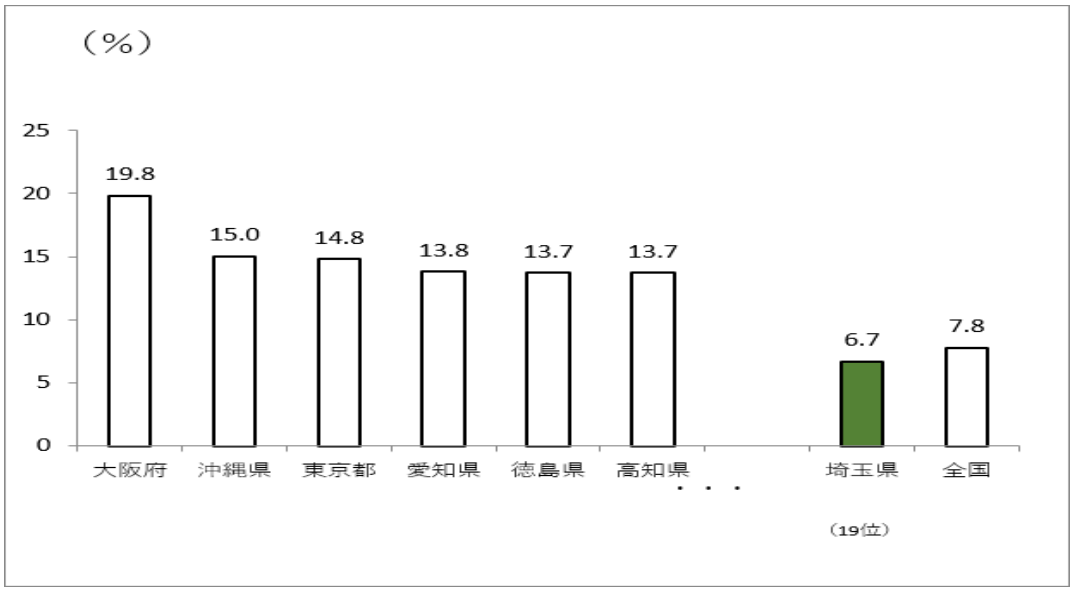

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和７年度）より作成

（５）ＤＶ等の被害者からの相談件数高止まり

ＤＶ等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向け克服すべき重要な課題です。ＤＶ等は家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

また、コロナ禍を経て、県配偶者暴力相談支援センター*や県福祉事務所、市町村で受けている相談の件数は高止まりの様相を見せる一方、県が令和７年度に実施した調査によると、ＤＶの被害経験がある人のうち、相談した人は４割に満たないという実態があります。相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」と回答した人が多いことから、引き続き、相談しやすい環境整備に取り組むことに加え、被害が見過ごされないよう周りの人々に対しても意識啓発を進めることが必要です。また、ＤＶと児童虐待が併存する事案への対応も急務となっています。

配偶者等からの暴力に関する相談

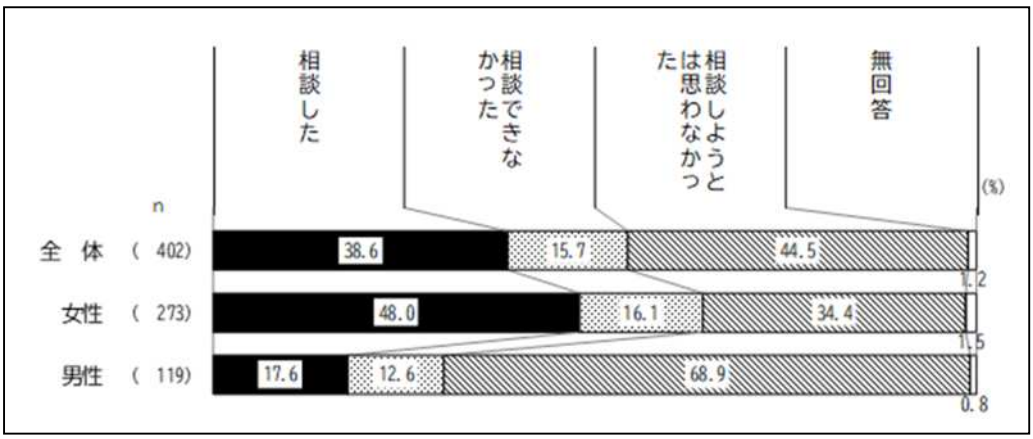

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

（６）女性が抱える困難の多様化、複合化及び複雑化

本県における女性支援は、昭和 31 年に制定された売春防止法に基づく、婦人保護事業として始まり、その後、支援ニーズの多様化に伴い、ＤＶ、家庭関係の破綻、生活困窮等の問題を抱える女性へと事業の対象を拡大してきました。

一方で、女性を取り巻く状況が時代と共に大きく変化し、女性が抱える困難も多様化、複合化及び複雑化していることから、売春防止法に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点に鑑みれば不十分なものでした。そこで、新たに、令和６年４月に困難女性支援法が施行され、これにより女性支援の在り方は、従来の売春防止法に基づく「保護更生」という視点から、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点へと大きく転換します。

女性は、女性であることにより性的な被害に遭遇しやすく、予期せぬ妊娠等の問題が存在するほか、出産・育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立など社会経済的困難に陥りやすい傾向にあります。とりわけ、昨今は困難な問題を抱える若年女性への対応が課題となっています。また、高齢単身女性の貧困率が高齢単身男性と比べ、非常に高いことも大きな課題です。

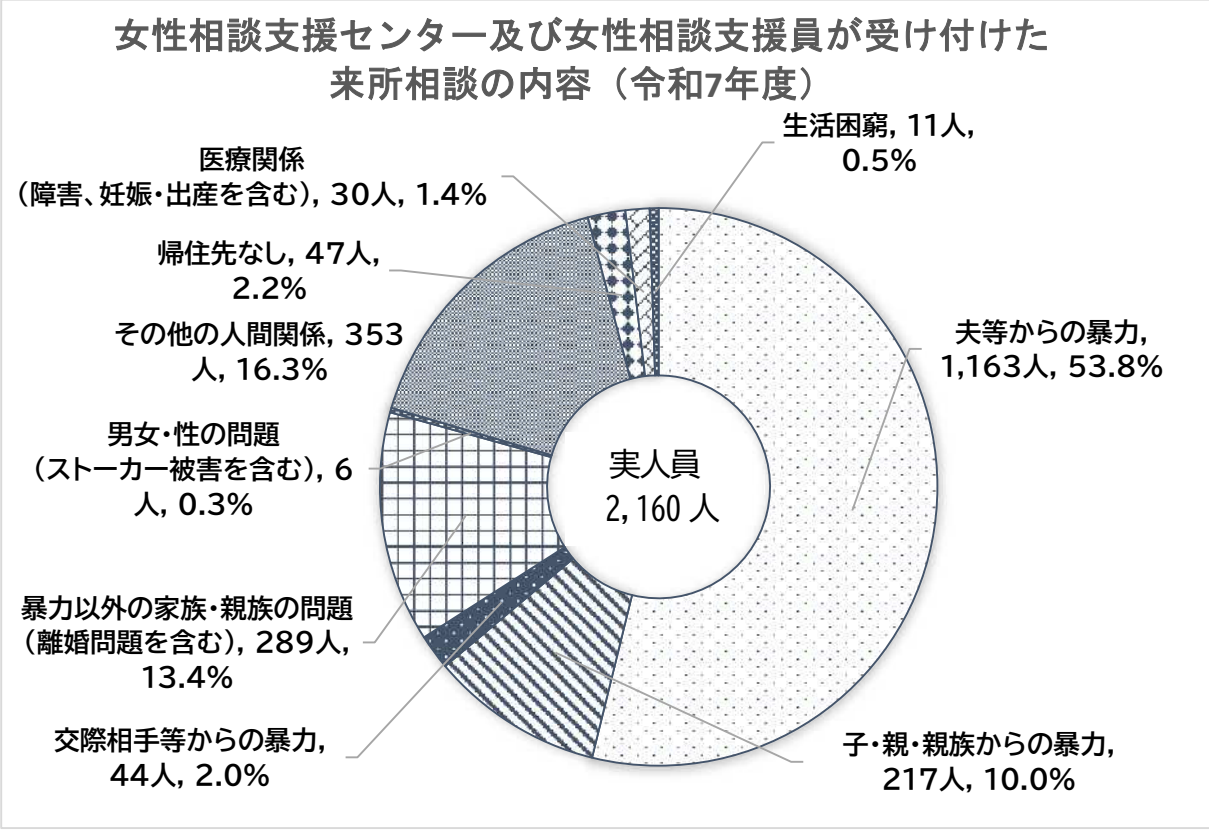

県人権・男女共同参画課調べ

（7）性の多様性の尊重

性的マイノリティは周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、性的マイノリティが暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

本県では、令和４年（2022 年）７月に施行された埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の基本理念を踏まえ、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画を策定し、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指し、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三本柱で取組を推進しています。

この間、国においても、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決が出されるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。

（8）デジタル社会への更なる対応

コロナ禍を経て、デジタル技術の社会実装が進み、私たちの意識や暮らしが大きく変容し、デジタル技術は身近なものとなりました。仕事については、オンラインの活用が急速に拡大し、男女共に新しい働き方の可能性が広がり、テレワーク*、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機となりました。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「ＳＮＳ」という。）は、発信も容易で素早く情報が共有できることから、プライベートからビジネスまで幅広く活用されており、現代生活において不可欠なものとなりました。

更に、昨今、ＡＩの進展は目覚ましく、分野によっては人間を上回るアウトプットをごく短時間で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、我々の働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。

一方、それぞれに、その影響の大きさから負の側面も見受けられます。社会インフラとなったインターネットについては、外部からの不正アクセスによるシステム障害により、物流業において出荷に影響を与える事例や、医療機関の診療が停止するなどの事例が発生しています。

また、ＳＮＳについては、虚偽情報や差別的言動を無自覚に拡散してしまったり、個人情報の流出や、依存、人間関係の悪化などの問題があるとともに、自分の価値観に合った情報にばかり触れ、異なる視点に触れる機会が減少し、偏った認識や固定観念を持ちかねないとともに、同じ意見を持つ人々が集まり、自分たちの意見を強化しあうことで、偏見や差別を助長し、社会的な分断を進め、マイノリティの排除・差別が深刻化するのではないかという懸念があります。ＡＩについては、労働市場における代替性・補完性の両面をもたらすとされていますが、ＡＩに業務を代替されるリスクを忘れてはなりません。

そこで、上記に留意しつつも、男女が共にこれらのテクノロジーの進展に寄与し、性別に関わらず、誰もがその恩恵を享受できるよう、県民・事業者・行政それぞれのデジタル化を前提とした社会全体の「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ*）」を更に進展させていく必要があります。

5 日本の男女共同参画状況の国際比較

（１）就業者、管理的職業従事者の状況

就業者に占める女性の割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的にみても低い状況となっています。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

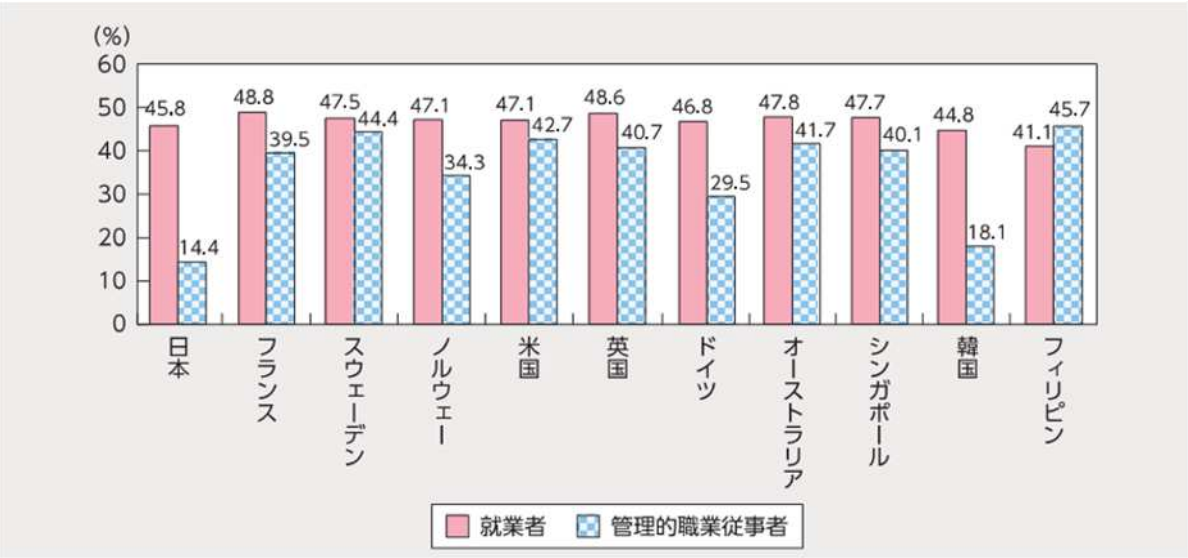

（備考）１．日本については総務省「労働力調査（基本集計）」、日本以外の国はＩＬＯ “ILOSTAT” より作成。
２． 日本、米国、韓国は令和７（2025）年、フィリピンは令和５（2023）年、その他の国は令和６（2024）年の値。
３． 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料：令和８年版男女共同参画白書（内閣府）

（２）ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定している、男女格差を測る指数（※１）の一つです。

本指数において、日本は、令和８年（2026年）の結果では、教育・健康分野ではほぼ平等である一方、政治・経済分野での格差が大きい状況となっており、政治・経済分野における格差是正が課題となっています。

各分野におけるジェンダー・ギャップ指数

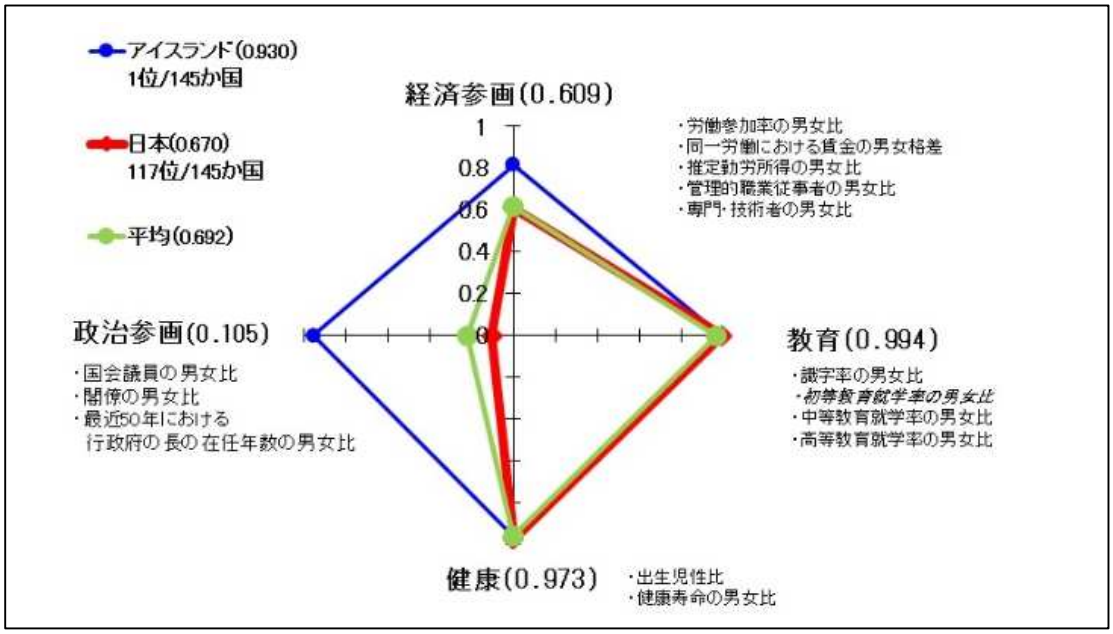

（備考）１．世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2026」より作成（※２）。
※２（出典）内閣府ホームページ
２．日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載。
３．日本の分野別の順位（145 か国中）：
経済（119 位）、教育（68 位）、健康（49 位）、政治（121 位）

（※１）次の４分野からなり，０が完全不平等，１が完全平等を示す。
【経済分野】・労働参加率の男女比　・同一労働における賃金の男女格差
・推定勤労所得の男女比　・管理的職業従事者の男女比
・専門・技術者の男女比
【教育分野】・識字率の男女比　・初等，中等，高等教育の就学率の男女比
【健康分野】・出生児性比　・健康寿命の男女比
【政治分野】・国会議員（下院）の男女比　・閣僚の男女比
・最近 50 年における行政府の長の在任年数の男女比

資料：内閣府ホームページ「男女共同参画に関する国際的な指数」GGI ジェンダーギャップ指数　より抜粋

（３）女子差別撤廃条約*と日本

国際連合の女子差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）は、女子差別撤廃条約にのっとった対応をとっているか、締約国を定期的に審査しています。令和６年（2024年）には、８年ぶりに日本政府に対する対面審査が行われ、委員会が日本政府に対し女性政策の改善を勧告する最終見解が公表されました。

最終見解では、選択的夫婦別姓制度を導入することや、同性婚を認めること、人工妊娠中絶における配偶者の同意要件を削除することなどが勧告されました。

前回の平成 28 年（2016 年）については、家族法をめぐる問題について強く勧告を受けたところ、女性の婚姻年齢の 18 歳への引き上げや、再婚禁止期間の廃止については、民法の改正があり実現しています。一方、選択的夫婦別姓制度の導入については実現しておらず、令和６年で４回目の勧告となります。

勧告には法的拘束力はありませんが、女性差別の撤廃、ひいては男女共同参画社会の実現に向けた具体的な論点を示すものもあることから、今後の国における議論を注視していくことは大事なことです。

第２章　計画の基本的な考え方

1　計画の目標

男女共同参画社会の実現
～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

2　計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための５つの基本的な視点を設定します。

（１）あらゆる分野で男女の人権を尊重する

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、人権の尊重が不可欠であることから、あらゆる分野で男女の人権を尊重していきます。

一方、ＤＶ等や、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント*などは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重要な課題です。その背景には、人々の意識や行動、習慣などにある、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー*）による固定的性別役割分担意識や差別や偏見などがあり、その解消を図ってまいります。

（２）男女共同参画・女性活躍を推進し、県民のウェルビーイング（Well-being）の向上を図る

男女共同参画・女性活躍を分野横断的な価値として推進し、性別に関わりなく、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画できることを目指し、県民のウェルビーイング（Well-being）*の向上を図ります。

（３）誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる

本県には、女性の労働力率*が出産・子育て期に低下する、いわゆるＭ字カーブの底が全国平均と比べ深いという特徴があり、働きたいと考える女性が就業の継続や復職がしやすいような環境の整備が重要です。一方、男性においても働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参画により仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたる豊かな人生につながります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭や仕事、地域において調和の取れた生活を送れるよう、誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくります。

（４）ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う

ＤＶ等や、性犯罪・性暴力、ストーカー行為*等は重大な人権侵害であり、これらの

暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現に向け重要な課題です。また、女性への暴力の背景には、社会での男女の状況の違いや根深い偏見等が存在しており、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要があります。一方、当然のことながら、暴力は、性別を問わず許されるものではなく、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要です。更に、こどもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にあり、家庭における被害は潜在化・深刻化しやすいことや、立場を利用した支配がある場合には、加害者との関係性から被害を訴えにくい場合があることに十分留意する必要があります。

また、女性をめぐる課題は多様化、複合化及び複雑化する中、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを受け、困難女性支援法が令和４年（2022 年）に制定、令和６年（2024 年）に施行され、女性支援の強化がなされています。

更に、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ*などには、特別な配慮を必要とする人もおり、その能力や意欲を発揮しながら活躍できるよう支援が必要となります。

（５）施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる

ジェンダー平等*を実現するための考え方であり手法である「ジェンダー主流化*」は、平成７年（1995 年）の第４回世界女性会議（北京会議）で登場し、「あらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する」と提唱されました。

それから約 30 年、本県では、令和５年度に全国に先駆けて、ジェンダー平等を実現するため、県のあらゆる施策について、固定的性別役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることで、その施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図る、ジェンダー主流化視点での事業点検の取組を始めました。

また、市町村や民間企業にもこの考え方を広め、連携して全県（オール埼玉）での取組となるよう、取り組みます。

本計画では、ジェンダー主流化をジェンダー平等の実現に向けた横断的な視点として捉えています。

3 条例の基本理念と計画の基本目標

条例の６つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「４つの目指す姿」と「10 の基本目標」を設定しました。

計画を推進するための５つの基本的な視点も合わせ、次のとおり整理しました。

条例の基本理念

１　男女の人権の尊重
２　社会における制度や慣行についての配慮
３　政策や方針の立案及び決定への共同参画
４　家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
５　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重
６　国際的協力

目指す姿	計画の基本目標
Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰ－１　政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 Ⅰ－２　生活の場における男女共同参画の推進
Ⅱ　経済社会における女性活躍の拡大 ※女性活躍推進法上の都道府県計画	Ⅱ－１　働く場における女性活躍の推進 Ⅱ－２　誰もが働きやすい職場環境づくり
Ⅲ　誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 ※DV 防止法上の都道府県計画（Ⅲ―１の一部） ※困難女性支援法上の都道府県計画（Ⅲ―2の一部）	Ⅲ－１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 Ⅲ－２　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重 Ⅲ－３　生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重 Ⅲ－４　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
Ⅳ　ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	Ⅳ－１　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消 Ⅳ－２　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

計画を推進するための基本的な視点

１　あらゆる分野で男女の人権を尊重する
２　男女共同参画・女性活躍を推進し、県民のウェルビーイング（Well-being）の向上を図る
３　誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる
４　ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う
５　施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる

男女共同参画の推進

計画の目標

男女共同参画社会の実現
～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

4 計画の体系

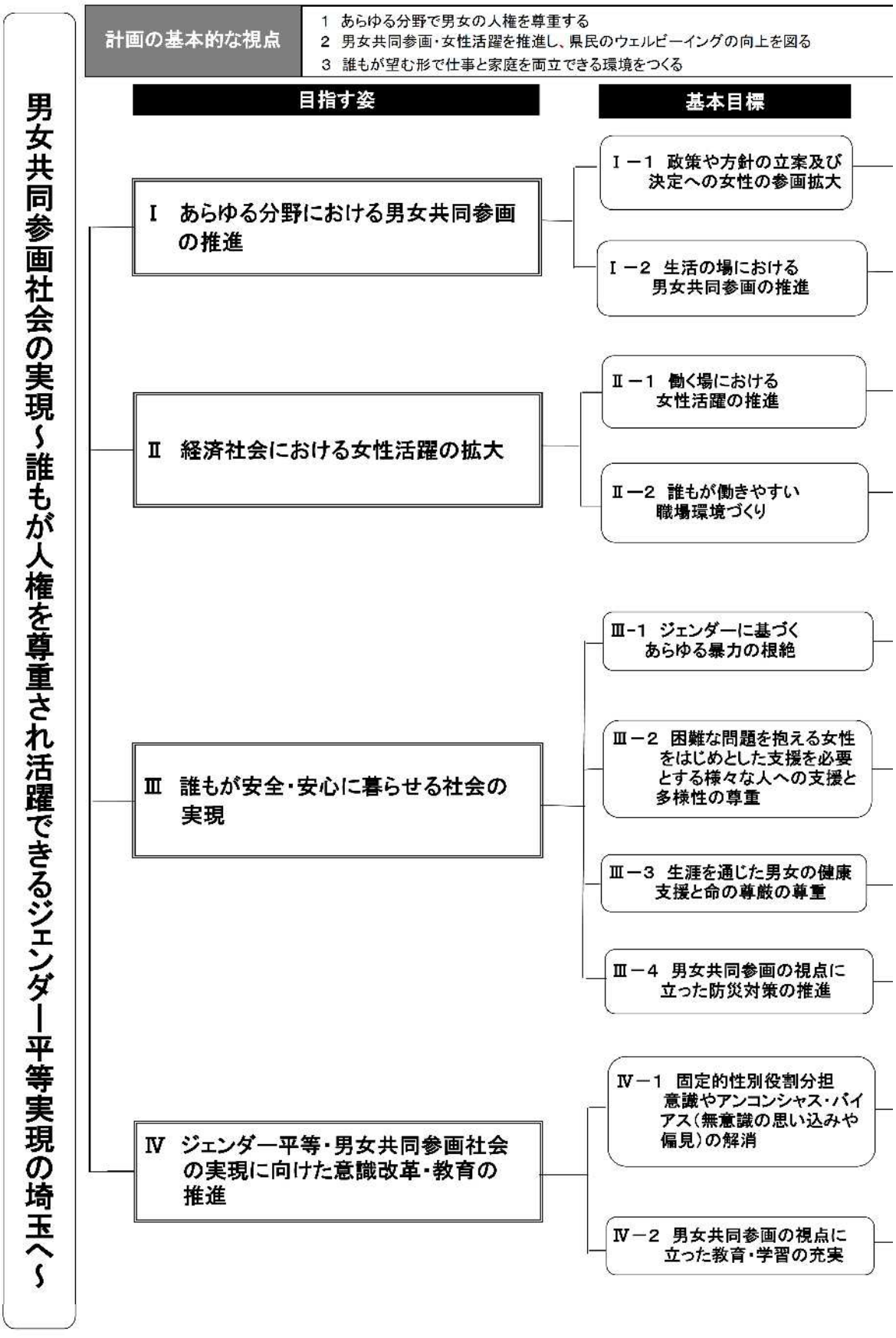
男女共同参画社会の実現～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～
計画の基本的な視点
1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
2 男女共同参画・女性活躍を推進し、県民のウェルビーイングの向上を図る
3 誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる
目指す姿
基本目標
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進
Ⅰ－1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
Ⅰ－2 生活の場における男女共同参画の推進
Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大
Ⅱ－1 働く場における女性活躍の推進
Ⅱ－2 誰もが働きやすい職場環境づくり
Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
Ⅲ-1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
Ⅲ－2 困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重
Ⅲ－3 生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重
Ⅲ－4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
Ⅳ ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進
Ⅳ－1 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消
Ⅳ－2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

4 ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う

5 施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる

施策の基本的な方向

（１）県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
（２）市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
（３）女性の人材発掘・育成・活躍の促進

（１）共働き・共育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
（２）共働き・共育ての実現に向けた家庭・仕事の両立の促進、地域活動への男女共同参画の促進
（３）子育て・介護の社会的支援

（１）女性の就業・復職・起業支援
（２）女性の就業継続・キャリア形成支援
（３）女性活躍に関する情報発信

（１）働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進
（２）男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントに係る意識啓発と防止対策の推進
（３）多様な働き方における就業環境の整備、再就職等の支援

（１）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発と被害者支援の基盤強化
（２）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
（３）配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援
（４）民間団体との連携・協働による配偶者等からの暴力の被害者支援の推進
（５）あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進
（６）こども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進
（７）ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進
（８）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

（１）困難な問題を抱える女性への支援体制の充実
（２）困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援
（３）ひとり親家庭や生活困窮者への支援
（４）高齢者が困難な状況に陥らずに地域で安心して生活できるための支援
（５）障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援

（１）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
（２）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
（３）健康をおびやかす問題及び自殺についての対策の推進
（４）スポーツ分野における男女共同参画の促進
（５）医療分野における女性の参画拡大

（１）防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
（２）防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
（３）男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
（２）男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
（３）ジェンダー主流化の視点を取り入れた施策の企画立案及び実施
（４）メディア等における男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
（５）人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

（１）男女共同参画の視点に立ったジェンダー平等教育の推進
（２）男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
（３）男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進
（４）男女共同参画に関する国際理解、国際交流、国際協力の推進

5 計画の推進指標

【目指す姿 Ⅰ 】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅰ－１ 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	49.6% （令和7年度）	40.0～60.0% （令和13年度）	県の各種審議会など（法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員）における女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。	女性委員の登用が50%近くまで達したことを踏まえ、次のフェーズとして男女のバランスを維持し続けることを目指し、目標値を設定。
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	89.2% （令和7年度）	95% （令和13年度）	県の各種審議会などにおける女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、40%以上60%以下となる審議会等を100%に近づけることを目指して、目標値を設定。
3	管理的職業従事者に占める女性の割合	産業労働部	7.6% （令和7年）	11.4% （令和13年）	賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の管理的職業従事者に占める女性の割合。 第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月１３日閣議決定）の第２分野に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を示すことからこの指標を選定。	賃金構造基本統計調査の全国平均値（令和７年）を目指して、目標値を設定。

基本目標Ⅰ－２ 生活の場における男女共同参画の推進

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
4	男性県職員の育児休業取得率（2週間以上）	総務部	79.3% （令和7年度）	85% （令和12年度）	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。 女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	令和５年12月22に閣議決定された「こども未来戦略」において、男性の育児休業取得率の目標が2030年までに85%（2週間以上の取得率）に引き上げられたことを踏まえ、県においても同様の目標値を設定。
5	男性の育児休業取得率 （県内の民間(大企業＋中小企業)）	産業労働部	57.4% （令和7年度）	76.9% （令和11年度）	埼玉県内の民間（大企業＋中小企業）の男性の育児休業取得率。 令和５年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、令和12年（2030年）までに民間の男性育休取得率を85%にすることを目指していることを踏まえてこの指標を選定。 ※現状値は埼玉県就労実態調査の数値であり目標値は現状値をもとに算出しているが、サンプル数が少ないことから、幅を持って捉える必要がある。	「こども未来戦略」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
6	保育所等待機児童数	福祉部	140人 （令和8年 4月1日）	0人 （令和14年 4月1日）	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない児童数（特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く）。 利用の申込みをした人が全て利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。
7	放課後児童クラブ待機児童数	福祉部	1,681人 （令和7年 5月1日）	0人 （令和14年 5月1日）	放課後児童クラブの利用の申込がされているが、利用できていない児童数。 「埼玉放課後児童クラブガイドライン」に示した基準を遵守した上で利用の申込みをした人が全て利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。

【目指す姿 Ⅱ 】　経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ－１　働く場における女性活躍の推進						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
8	女性(30～39歳、40～49歳)の就業率	産業労働部	30～39歳 80.5% 40～49歳 80.2% (令和7年)	30～39歳 82.2% 40～49歳 83.0% (令和13年)	県内の女性(30～39歳、40～49歳)に占める就業者の割合。 子育て期から子育て後に復職するまでの県内在住女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。	令和7年の全国平均(30～39歳:82.2%、40～49歳:83.0%)の水準まで引き上げることを目指し、目標値を設定。
基本目標Ⅱ－２　誰もが働きやすい職場環境づくり						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
9	働き方の見直しや改善に取り組む中小企業の割合	産業労働部	50.7% (令和7年度)	70.0% (令和13年度)	「埼玉県就労実態調査」において「「働き方」について何らかの見直しや改善に取り組んでいますか」という設問に対して「取り組んでいる」と回答した中小企業の割合。 労働環境改善に関する企業の取組を総合的に示すものとして、この指標を選定。	過去3年間(令和5年度～令和7年度)において大企業が当該質問項目に対して「取り組んでいる」と回答した平均値(約70%)まで増加させることを目指し、目標値を設定。

【目指す姿 Ⅲ 】　誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ－１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
10	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	25市町村 (令和7年度)	30市町村 (令和13年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。 被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を設定。	一定規模(10万人程度)以上の市に重点的に働きかけることを目指し、現状値を踏まえ目標値を設定。
11	防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	県民生活部	164団体 (令和7年度)	180団体 (令和11年度)	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に寄与するものとして、この指標を選定。	現在の締結数を維持しつつ、防犯活動に意識の強い事業者を加えていくため、年間4件以上の締結を目指し、目標値を設定。
12	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	59団体 (令和7年度)	100団体 (令和11年度末)	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。 女性を狙った性犯罪防止に寄与するものとして、この指標を選定。	女性を狙った犯罪はここ数年高止まり状態である中、自衛手段の情報提供の手段は多数必要であるが、前計画の目標値を達成できなかったため、引き続き設定。
基本目標Ⅲ－２　困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
13	人権啓発事業の参加者数	県民生活部	250,000人 (令和9～13年度の累計)		人権尊重社会をめざす県民運動の各種事業や市町村・企業向け講師派遣研修会などへの参加者数。 より多くの人の人権意識を高めるためには、人権について知る・学ぶ機会となる人権啓発事業への参加者数を増加させることが重要であることから、この指標を選定。	人権啓発事業の毎年度の参加者数について、過去5年間(令和3年度～令和7年度)の平均値である47,399人から、令和9年度以降毎年度約1,000人ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。
14	困難女性支援基本計画の策定市町村数	県民生活部	27市町村 (令和8年度)	63市町村 (令和13年度)	困難女性支援法第8条第3項に基づく基本計画を策定した県内市町村数。 市町村は、支援対象者にとって最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、県や他市町村、関係機関等と緊密な連携を担うことが求められることから、この指標を選定。	県内全ての市町村において策定されることを目指し、目標値を設定。
15	女性相談支援員配置市町村数	県民生活部	22市町村 (令和8年度)	27市町村 (令和13年度)	困難女性支援法第11条第2項に基づき、女性相談支援員を配置した県内市町村数。 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たし、適切な支援へつなげ、継続した支援を担うことから、この指標を選定。	一定規模(10万人程度)以上の市に重点的に働きかけることを目指し、現状値を踏まえ目標値を設定。

基本目標Ⅲ－３　生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
16	日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）	保健医療部	男79.7年 女84.1年 （令和5年）	男79.9年 女84.1年 （令和13年）	0歳から要介護2以上になるまでの期間。 より長く健康で自立した生活ができるようにすることが重要であることから、この指標を選定。	過去5年間（令和元年～令和5年）の平均値を維持することを目指し、目標値を設定。
基本目標Ⅲ－４　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
17	ジェンダー視点による避難所開設・運営に取り組む市町村数	危機管理防災部	41市町村 （令和8年度）	63市町村 （令和13年度）	県が定める「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実促化のための標準手引き」の基本的な考え方として示す「責任者・リーダー（会長・副会長）には男女両方を配置」「避難所運営活動の役割が特定の性別や立場の人に偏りがないよう分担」「トイレ、更衣室、物干し場、入浴設備は性別で区分けしたスペースや運営を予め決定」の3項目をすべて避難所運営マニュアル等で定めている市町村の数。 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に寄与するものとして、この指標を選定。	県内全ての市町村において定められることを目指し、目標値を設定。

【目指す姿 Ⅳ 】　ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

基本目標Ⅳ－１　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
18	固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合	県民生活部	58.1% （令和7年度）	70% （令和12年度）	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 男女の固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	施策推進による伸びを見込み、7割以上を目指し、目標値を設定。
基本目標Ⅳ－２　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
19	「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合	教育局	90.8% （令和7年度）	100% （令和10年度）	「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した小・中・高等学校の割合。 令和5年度までに全ての学校で「人権感覚育成プログラム」を活用することができるよう、指導者の育成を行った。同プログラムを活用した実践が全ての学校で確実に行われるよう、この指標を選定。	全ての小・中・高等学校で人権感覚育成のための参加体験型の授業等が実施されることを目指して、目標値を設定。

第３章　計画の内容

目指す姿Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

（目指す姿）

○　政策・方針決定過程に女性の参画拡大が図られ、男女共同参画が進んでいます。急速な少子高齢化や人口減少が進む中でも、多様な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながっています。

○　家事・子育て・介護・地域活動における、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*の認知も進み、それらの悪影響を極力排して、性別を問わずに あらゆる分野に参画できることの重要性が社会に浸透してきています。性別を問わず参画が進むことで、ジェンダー平等社会が実現します。

○　旧来型の家庭や社会における男女の偏りは是正され、社会構造や働き方、家庭での在りようなどが変化することにより、性別を問わずあらゆる分野に参画できることは、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）につながります。

基本目標　Ⅰ－１

政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

（現状と課題）

県や市町村における女性管理職や審議会などの女性委員の割合、民間企業管理職などにおける女性の割合は、女性の参画拡大に向けた取組により、着実に上昇傾向にあります。

しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画はまだ十分ではありません。あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性活躍を進めるとともに、市町村、事業所、各種団体などにおける取組を促進していく必要があります。

県の審議会などにおける女性の委員数と割合の推移

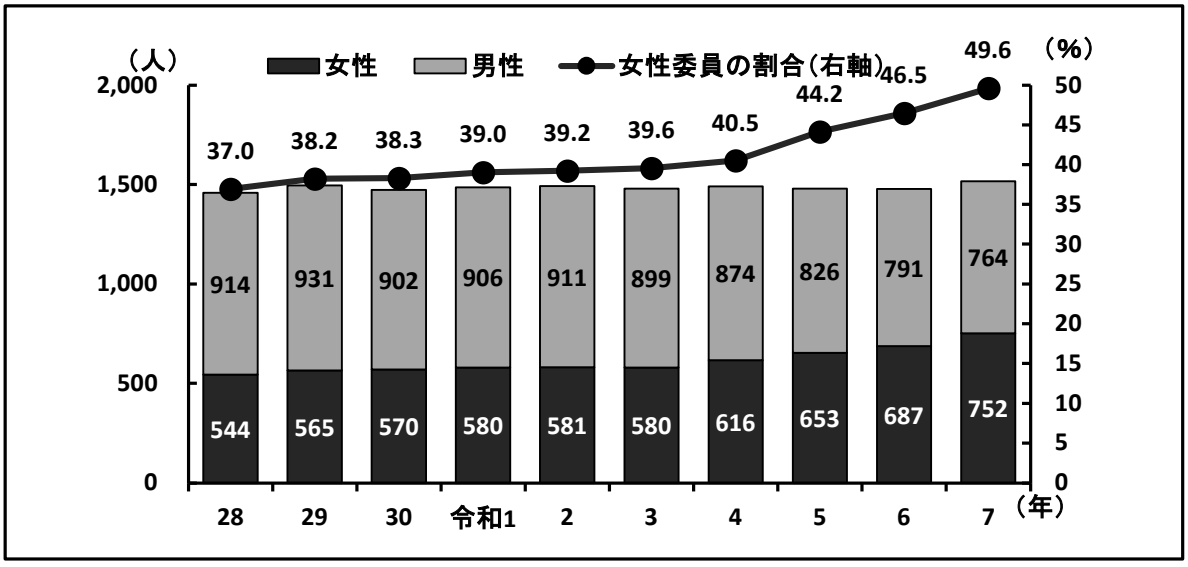

県人権・男女共同参画課調べ（各年３月31日現在）

県内市町村審議会などにおける女性の委員数と割合の推移

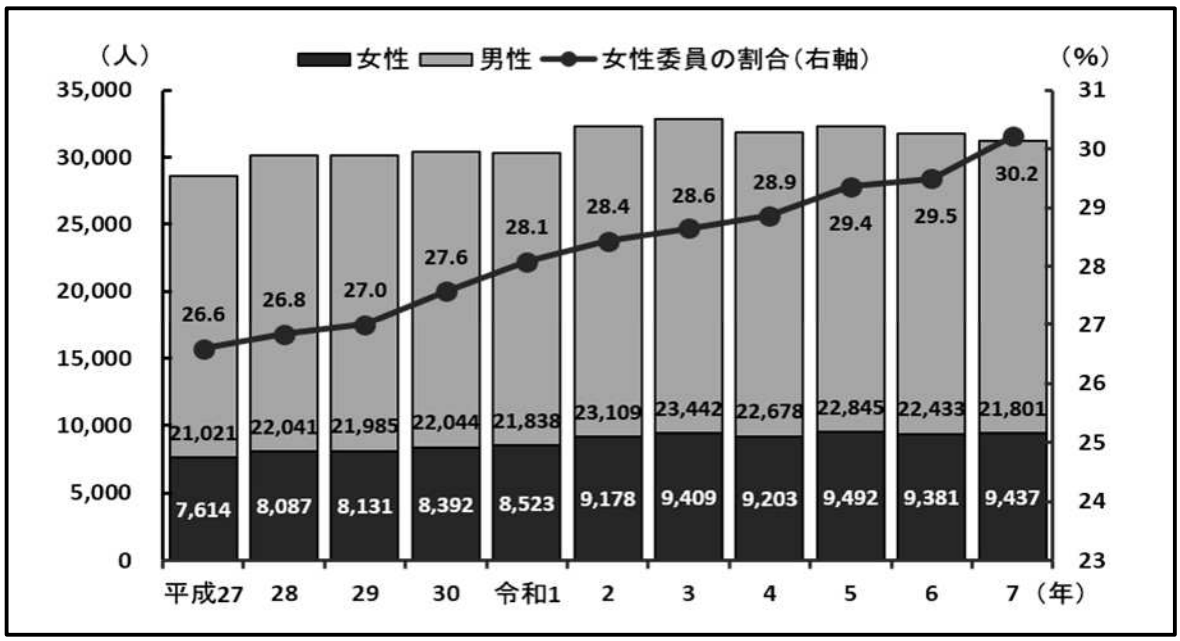

県人権・男女共同参画課調べ（各年 4 月 1 日現在）

民間企業の階級別役職者に占める女性の割合の推移（全国）

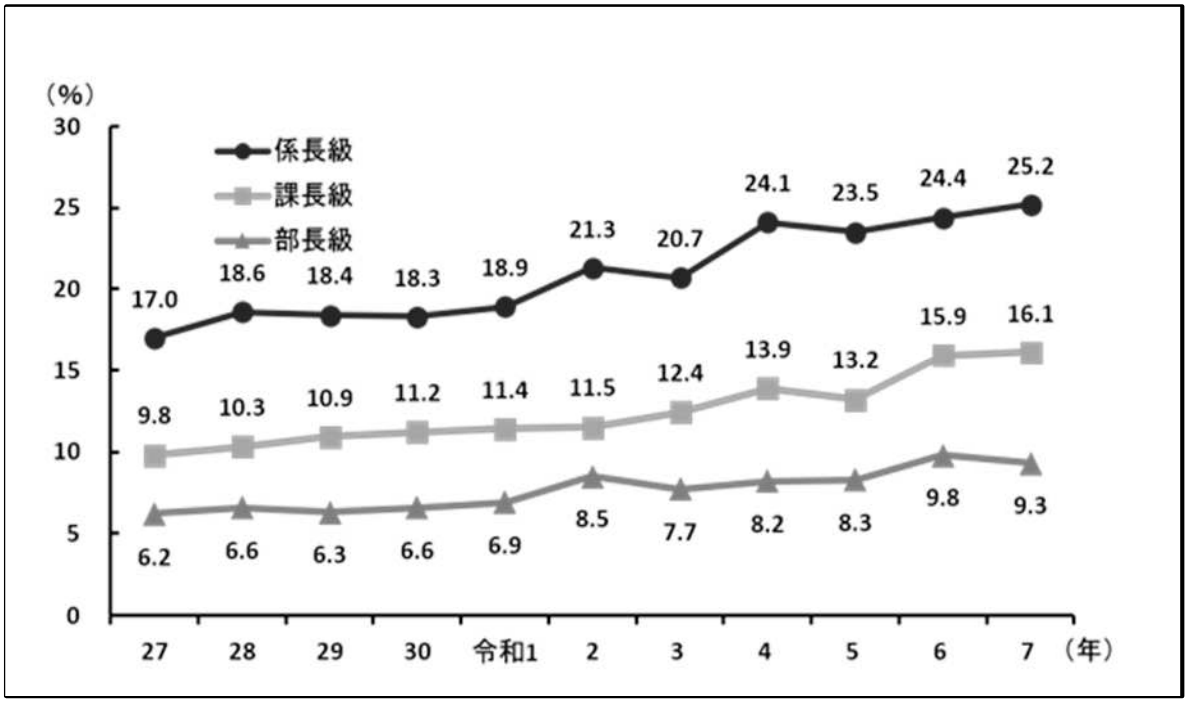

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

（注）令和 2 年から、役職者は、10 人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年以前の企業規模区分（100 人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出。

県の女性職員・女性役付職員の割合の推移

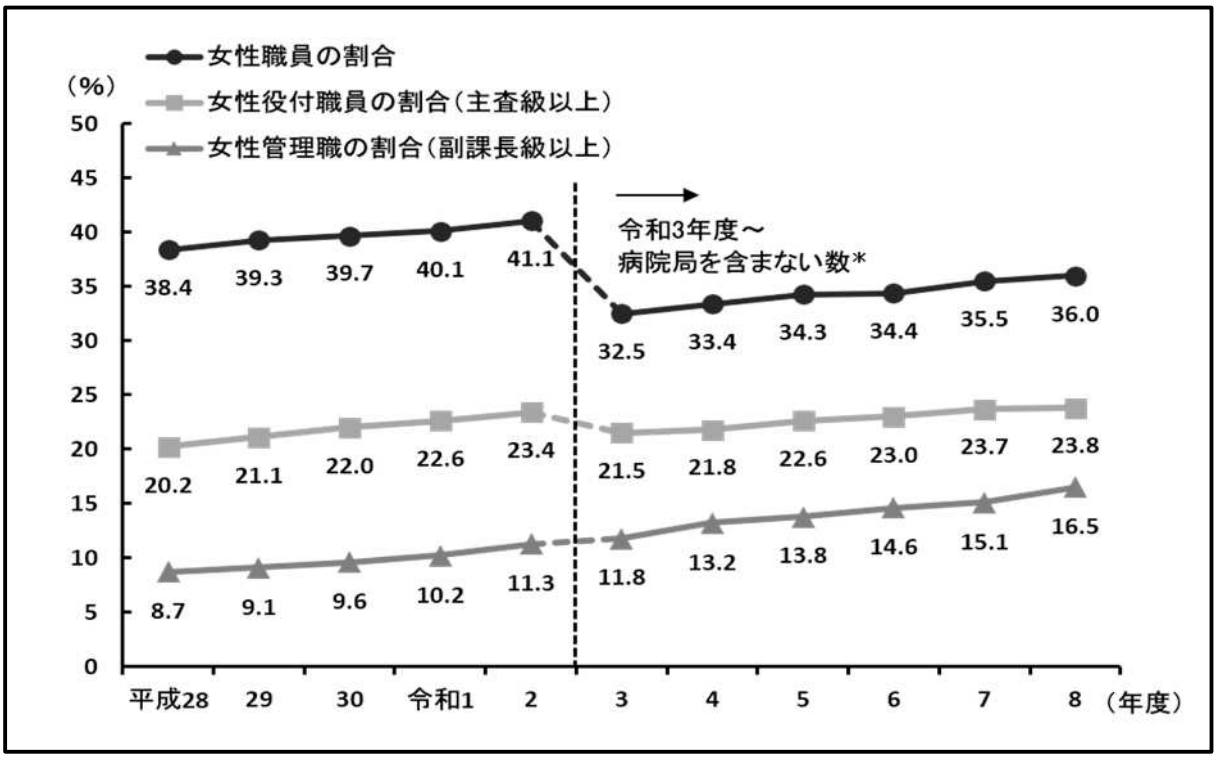

※病院局の地方独立行政法人化に伴い、R3 年度以降は病院局を含まない

県人事課調べ（教育局・警察を除く）

市町村における女性の職員・役付職員の割合の推移

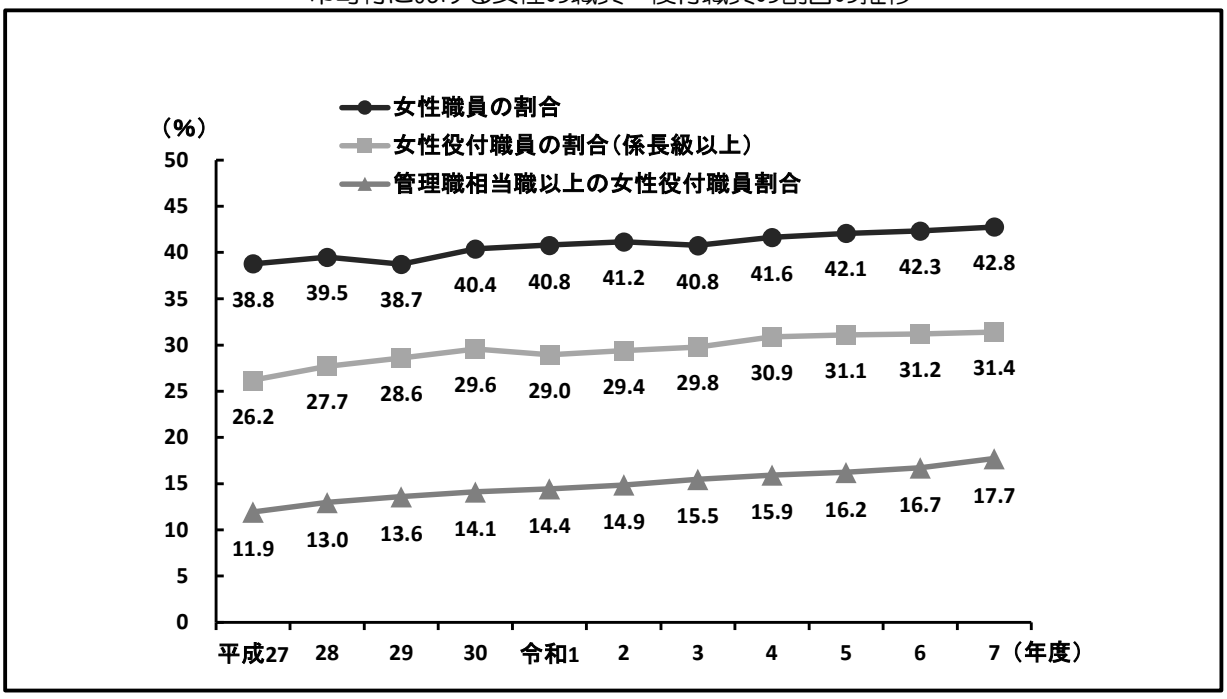

県人権・男女共同参画課調べ

施策の基本的な方向

（1）県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

県審議会などの委員への女性の登用促進、女性の行政職員・教職員・警察職員などの職域拡大や管理職への登用について、県における取組を進めます。

推進項目

① 県審議会などの委員への女性の登用促進（全庁）
- ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
- イ 推薦団体への協力要請
- ウ 女性の学識経験者の登用促進

② 県が設置する要綱に基づく協議会などの委員への女性の登用促進（全庁）
- ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
- イ 推薦団体への協力要請
- ウ 女性の学識経験者の登用促進

③ 第２次埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン*に基づく、女性県職員の活躍の推進（総務部）
- ア 女性管理職の更なる増加に向けた登用の推進
  令和 12 年度末までに、県職員の管理職に占める女性の割合を概ね 20%、役付職員に占める女性の割合を概ね 35%とする登用推進
- イ 女性職員のキャリア形成における不安解消や意欲向上の支援の推進
- ウ 多様性のある県庁に向けた女性職員の確保の推進

④ 第２次埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン*に基づく、教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員の活躍の推進（教育局）
- ア 教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員を合わせた、教育委員会全体の管理職における女性の割合を令和 12 年度末までに概ね 23%程度とする登用推進
- イ 管理職としての意識・能力の向上のための研修の実施

⑤ 埼玉県警察職員いきいき推進計画「明るい未来へシラコバトプラン」*に基づく、女性県警職員の活躍の推進（警察本部）
- ア 女性職員の積極的な採用
- イ 幹部登用を指向した人材の育成

⑥ デジタル技術の活用を前提とした働き方改革の推進（企画財政部）

⑦ 政治分野における女性の参画（県民生活部）
- ア 「見える化」などによる政治分野における女性の参画の状況の周知や情報提供
- イ 地域リーダーの育成と活用

施策の基本的な方向

（2）市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）*の取組事例等の情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）

ア 県内市町村状況調査などによる状況の把握と結果の提供

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）*などでの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣

② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）

③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発
（県民生活部、産業労働部、関係部局）

ア 多様な働き方実践企業*の認定、男女共同参画を進める事業所表彰の実施

イ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）等の普及啓発

④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）

⑤ 自治会、ＰＴＡ、ＮＰＯなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進
（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（3）女性の人材発掘・育成・活躍の促進

女性の人材の発掘・育成を図り、女性の活躍を促進します。

推進項目

① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供

イ 女性が認定農業者*となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザー*の認定を推進

② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、全庁）

ア 地域リーダーの育成と活用（再掲）

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での講座・研修事業による人材育成及び人材情報の提供

ウ 男女共同参画推進のためのキーパーソンネットワーク化の支援

基本目標　Ⅰ－２

生活の場における男女共同参画の推進

（現状と課題）

長時間労働や転居を伴う転勤等を当然視する、いわゆる「男性中心型労働慣行」や、固定的性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護や地域活動など生活の場における役割の多くを、女性が担っている実態があります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。

女性が就業を継続したり、復職する上でも、男性が生涯にわたり豊かな人生を送る上でも、生活の場における男性の参画拡大を進めていく必要があります。

家庭生活での役割分担（県）

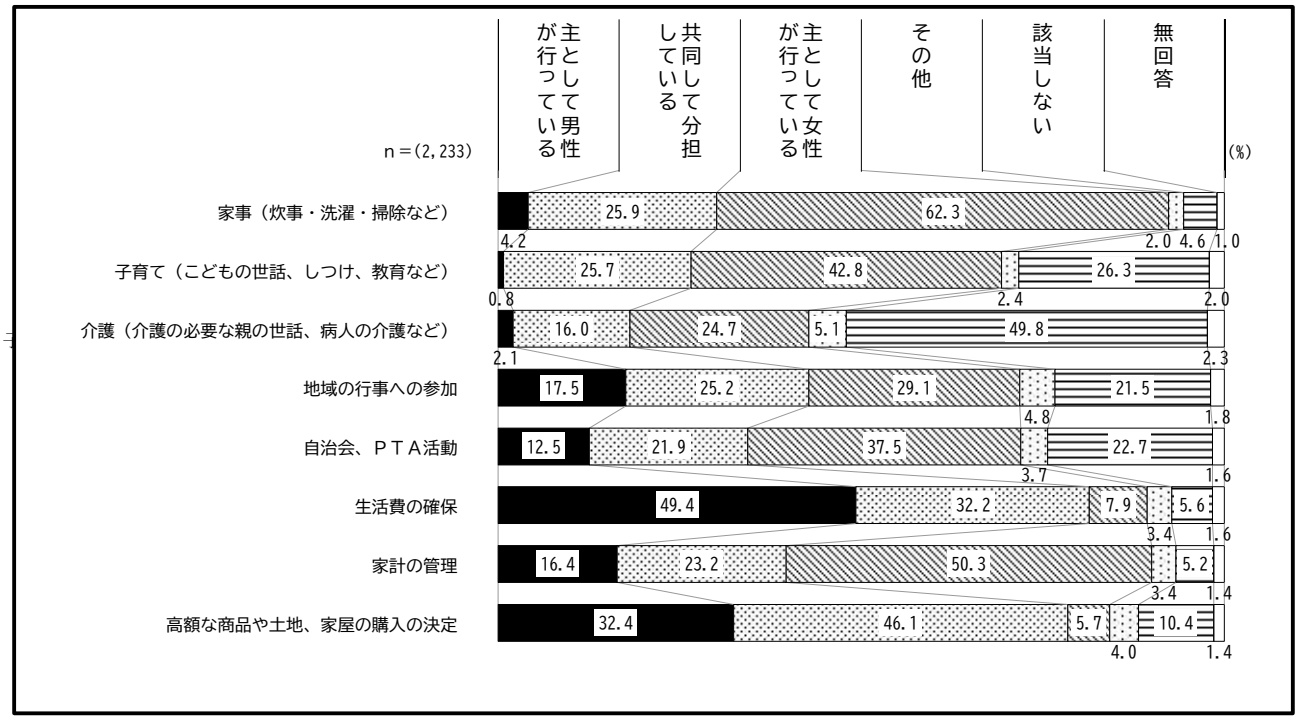

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

妻の就業状態別　夫と妻の仕事時間と家事関連時間（県）
〔総平均時間（分）／週全体〕

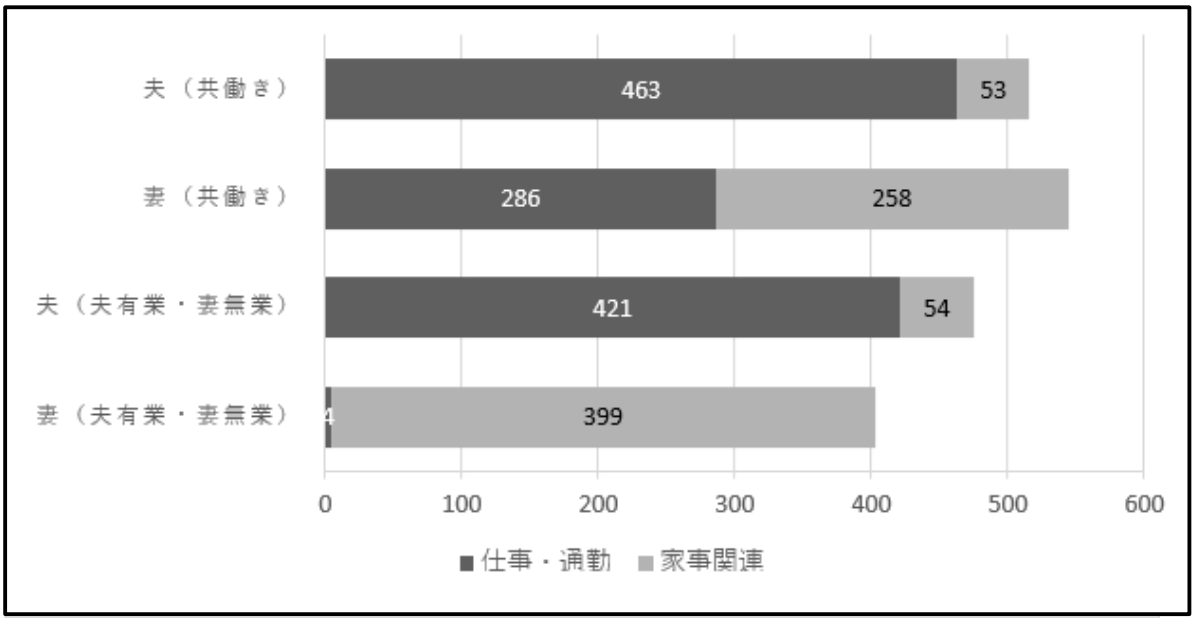

※「家事関連」は「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間

資料：総務省「令和３年社会生活基本調査」より作成

「本人」「配偶者・パートナー」の子育てへの関わり（県）

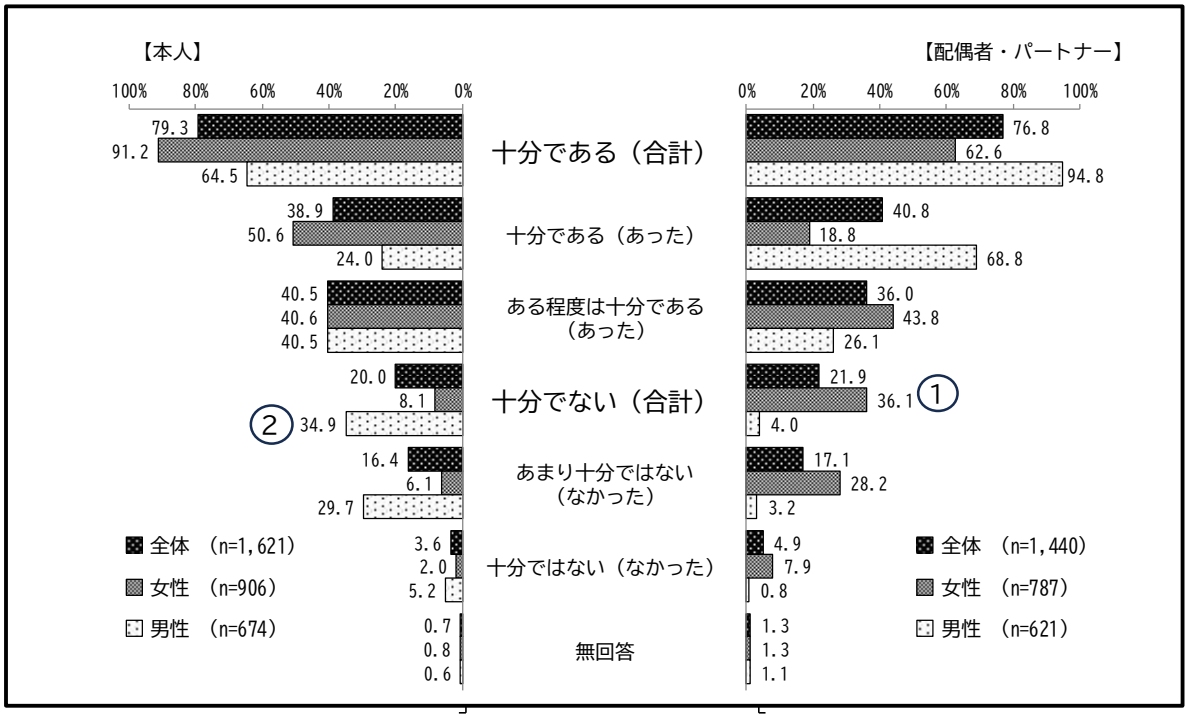

①女性は「配偶者・パートナー」の子育てへの関わりについて、３割台後半が《十分でない（合計）》としている。
②男性「本人」は３割台半ばが子育てへの関わりが《十分でない（合計）》としている。
前回の令和２年度調査では、①（43.2%）②（41.1%）ともに４割強であったことを考えると、男性の育児への関わりは以前より増えつつある。

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

育児休業取得率（県内中小企業）

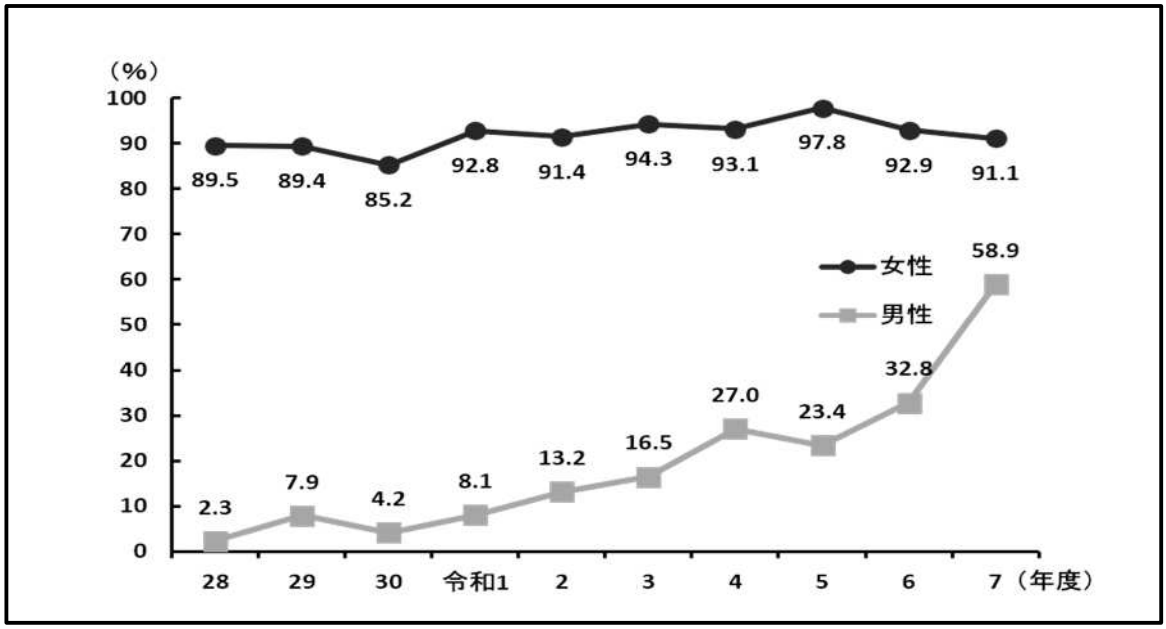

資料：県雇用・人材戦略課「令和７年度埼玉県就労実態調査」より作成

保育所等待機児童数の推移（県）

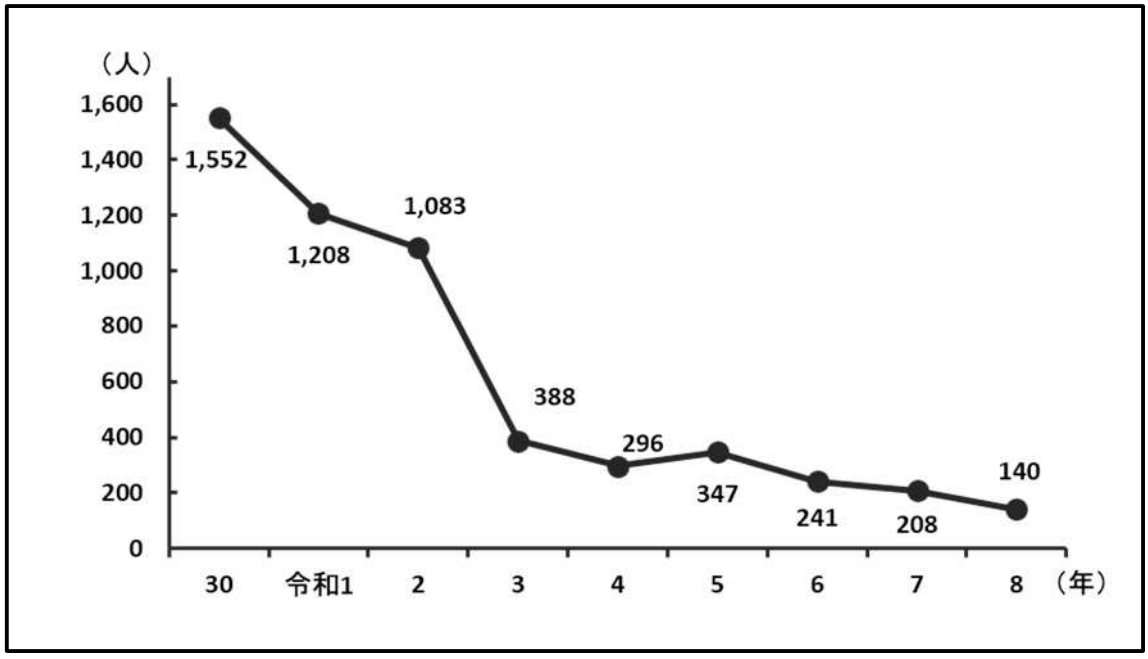

県こども支援課調べ（各年４月１日現在）

施策の基本的な方向
（1）共働き・共育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別によって職場や家庭、地域での役割を固定しようとする固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の認知も進み、それらの悪影響を極力排し、 性別を問わず仕事も家庭も両方に参画することができるよう、広報や啓発活動などを推進します。

家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成するため、男女双方の意識改革と理解の促進を進めます。

推進項目

①「共育て*」の推進（県民生活部、福祉部）

ア　「共育て」に関する情報発信

イ　固定的性別役割分担意識等、性差に関する思い込みの解消に向けた取組の推進

②　男性が家庭生活や子育てに参画しやすい環境づくりの推進

（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局）

ア　男性を対象とした男女共同参画のための情報発信、セミナーの開催

イ　男性の生活・自活能力向上のための支援

ウ　男性の子育てや家事への参画の促進

エ　男性に対する相談体制の充実

③　女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法*による県の特定事業主行動計画の推進

（総務部、教育局、警察本部）

ア　男性県職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進

イ　県職員における「子育てのための休暇取得プログラム」の作成

④　家庭・仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供

（県民生活部、産業労働部、教育局）

ア　男女共同参画推進センター（With You さいたま）などを活用した講座や研修の受講機会の提供

施策の基本的な方向
（2）共働き・共育ての実現に向けた家庭・仕事の両立の促進、地域活動への男女共同参画の促進

家庭や仕事、地域活動等、あらゆる場面に女性も男性も参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。男性の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス*を推進するほか、家庭生活、社会生活における様々な参画機会の確保支援や活動の両立に向けた環境整備を進めます。

学校・保育所の保護者会（ＰＴＡ等）や自治会・町内会などの地域の特定の活動が性別により役割が固定化しないよう、地域活動における男女共同参画を推進します。

推進項目

① 男性の働き方の見直しの推進（産業労働部）

ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援

② 働き方の見直しによる男女共に仕事と家庭を両立できる環境づくり（産業労働部）

ア 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発

イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発

ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援

エ DX の推進による働きやすい職場環境づくり

③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）

ア 多様な働き方実践企業の認定

イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着

ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進

エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進

オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援

④ 男女共同参画を進める事業所の表彰（県民生活部）

⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供 （産業労働部）

⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進（企画財政部、県土整備部、関係部局）

⑦ 地域活動における男女共同参画の推進（県民生活部、福祉部、関係部局）

ア 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

イ ＮＰＯ活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備

ウ 地域活動参画への機会づくり、講座や研修の提供、ネットワーク化などの活動の活性化

施策の基本的な方向

（3）子育て・介護の社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブ*の充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

① 保育所等の整備促進（福祉部）

ア　保育所、認定こども園の整備などの促進

② 延長保育や一時預かり、病児保育事業等の多様な保育サービスの提供支援（福祉部）

③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室*の充実（福祉部、教育局）

⑤ 地域における子育て支援の充実（福祉部）

⑥ 保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着（福祉部、教育局）

ア　職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施

イ　潜在保育士の積極的な活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施

⑦ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）

ア　子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進

イ　ひとり親家庭に対する職業訓練の実施

⑧ 情報提供や相談体制の充実（福祉部、保健医療部、教育局）

ア　地域子育て支援拠点*の設置促進

イ　こども家庭センター*の充実

ウ　児童相談所の相談体制の充実

エ　市町村が実施する利用者支援事業*の促進

オ　「不登校の子供たちとその保護者を支援するためのサイト*」の運営

⑨ 子育てしやすい住宅の普及促進（都市整備部）

⑩ パパ・ママ応援ショップなど社会全体で子育てを応援する気運の醸成（福祉部）

⑪ 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）

ア　介護保険サービス提供事業者の指導強化

イ　介護保険サービスを担う人材の育成

⑫ 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

目指す姿Ⅱ　経済社会における女性活躍の拡大

（目指す姿）

○　就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別に関わらず働きたい人全てが、仕事と子育て、介護、社会活動などを含む生活との二者択一を迫られることのない環境が整っています。希望する人全てがキャリアを中断することなく働き続けることができ、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮しています。また、子育てや介護等で離職した場合も、必要な支援を受けながら希望の職種への復職が図られています。

○　長時間労働や転居を伴う転勤等を当然視する働き方に対する見直しが進むとともに、個々の事情やライフステージに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境が整備されています。

○　職場における性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントの根絶、男女間の格差の是正や意欲と能力に応じた均等な待遇が図られ、女性活躍の拡大が図られています。

基本目標　Ⅱ－１

働く場における女性活躍の推進

（現状と課題）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る目的で、平成27 年に女性活躍推進法が制定されました。同法では、女性活躍の推進については、本人の意思を前提とし、採用や昇進などの職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないとされており、県ではそれらを踏まえ、各種施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として、本県では、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しており、就業を希望しながら、就業していない女性も30～40 歳代を中心に多くなっています。女性が出産や子育てにより仕事と家庭を両立することが困難になる職場環境や家庭の状況、またいったん離職したことでキャリアが中断され希望の職種への復職が難しいことなどが課題となっています。

10 年の時限立法として平成 27 年に制定された女性活躍推進法は、令和７年に公布された改正法により期限が 10 年間延長され、引き続き、働く場における女性活躍を推進するために、その意思を尊重しながら、就業を希望する女性がその能力を存分に生かして活躍できるよう取り組んでいく必要があります。

年代別の女性の就業率（全国・県）

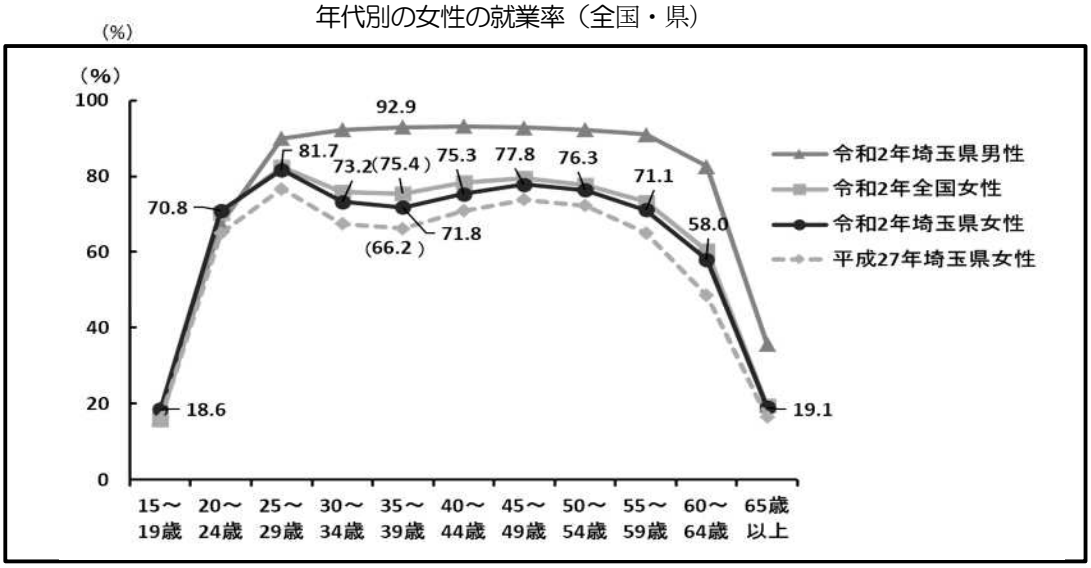

全国の女性及び本県女性の（３０～３９歳）就業率ともに、前回調査より上昇している（全国：70.1→75.4%、本県：66.2→71.8%）。しかし、本県女性（３０～３９歳）の就業率は、本県男性や全国女性の数値と比較して、依然として低い状況にある。　資料：総務省「平成 27 年、令和２年国勢調査」より作成

女性の働き方の理想と現実（結婚経験のある女性・県）

- 「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方　（３６．８%）
- 「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方　（２２．９%）
- 「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」を希望する方で、パートタイム再就職の方　（２８．０%）
- 「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方　（４０．１%）

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

女性無業者のうち就業を希望する人数（県）

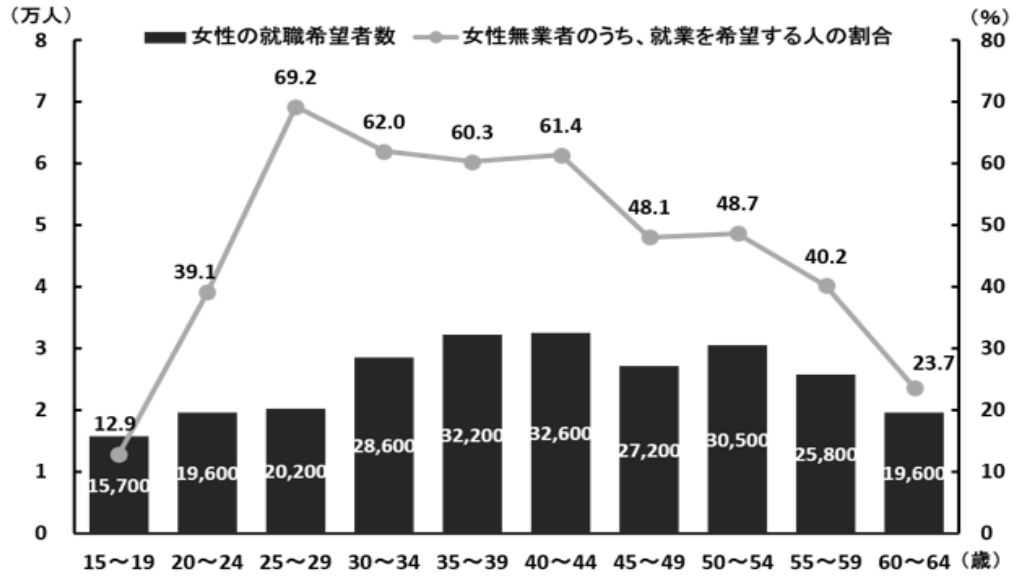

・65 歳以上の就業希望者数は、52,300 人である。

本県の就業していない女性約 154 万人のうち、就業を希望する女性は３０～４０歳代を中心に、30 万４千人（19.8 %）いる。その割合は、全国で５番目に高い。

資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」より作成

施策の基本的な方向

（1）女性の就業・復職・起業支援

女性キャリアセンター*、創業支援センター埼玉*を中心に、様々な状況にある女性一人一人のニーズに応じたきめ細かなワンストップ支援を行い、より多くの就業・復職・起業につなげていきます。

農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

① 女性の就業・復職支援（産業労働部）
- ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
- イ 子育て等を理由に離職した女性に対する復職支援
- ウ 女性キャリアセンターにおける女性のデジタル人材育成講座の実施

② 女性のキャリアアップ支援（産業労働部）
- ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
- イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
- ウ 働く女性応援メンター制度の実施
- エ 女性キャリアセンターにおける女性のデジタル人材育成講座の実施（再掲）

③ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
- ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得、習得を支援する職業訓練の実施
- イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
- ウ 職業訓練の見学や女性向けセミナーにおける職業訓練の紹介による受講促進

④ 女性の起業支援（産業労働部）
- ア 創業支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
- イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
- ウ 融資による開業資金の支援
- エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
- オ 女性起業家のロールモデルの情報提供

⑤ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
- ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援

⑥ 農林業における女性の参画の促進（農林部）
- ア 農業団体などの正会員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発
- イ 家族経営協定*の締結の促進
- ウ 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進（再掲）
- エ 積極的に経営参画する女性農業者の支援

⑦　企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進

（総務部、県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局）

ア　女性の就業及び定着に向けた取組支援
イ　女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（再掲）
ウ　女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
エ　女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
オ　男女共同参画を進める事業所の表彰（再掲）
カ　女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業等について、建設工事請負等競争入札参加資格の格付審査*等における加点の実施

施策の基本的な方向

（2）女性の就業継続・キャリア形成支援

女性が子育てや介護等を理由に就業が途切れることのないよう、企業における仕事と家庭の両立支援を進めます。

就業継続に向け、キャリア形成支援により、女性の職業能力の向上を図ります。

就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。

推進項目

①　企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（再掲）

（福祉部、保健医療部、産業労働部）

ア　多様な働き方実践企業の認定
イ　育児休業・介護休業制度などの普及定着
ウ　短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
エ　次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
オ　医療・福祉分野における就業継続・復職支援

②　女性のキャリアアップ支援（再掲）（産業労働部）

ア　女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
イ　企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
ウ　働く女性応援メンター制度の実施

施策の基本的な方向

（3）女性活躍に関する情報発信

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携をするとともに、女性の「働く」を応援するワンストップサイト*の運営などにより、女性活躍に関する情報を発信します。

推進項目

① 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供 （再掲）（産業労働部）

② 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）

③ 女性の「働く」を応援するワンストップサイトの運営（産業労働部）

基本目標　Ⅱ－２

誰もが働きやすい職場環境づくり

（現状と課題）

家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状があります。性別に関わらず、仕事か家庭かニ者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、多様で柔軟な働き方を普及していく必要があります。また、コロナ禍が契機となったテレワークの導入やオンラインの活用により、働き方改革が進展しています。

賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の格差は今なお残っています。多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員などの雇用形態で働いています。

性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の根絶及び男女間の賃金格差の解消に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

仕事と育児の両立支援制度の整備状況（県）

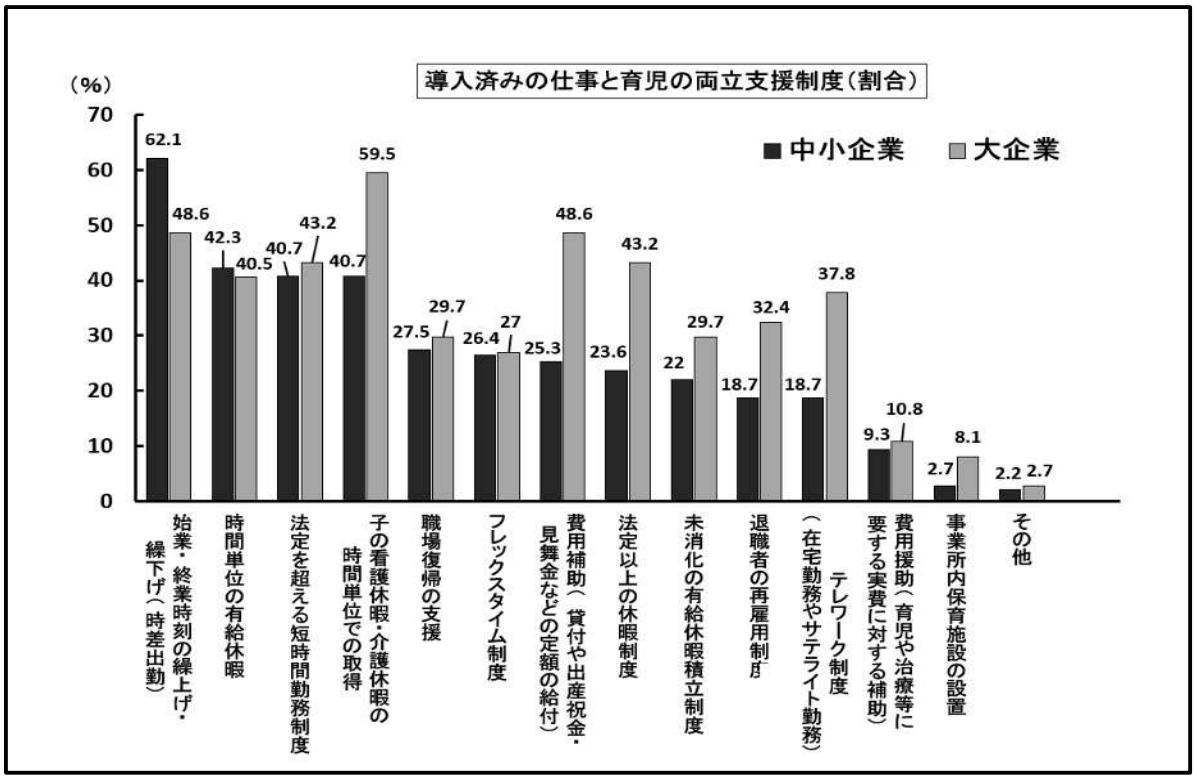

資料：県雇用・人材戦略課「令和７年度埼玉県就労実態調査」

仕事と介護の両立支援制度の整備状況（県）

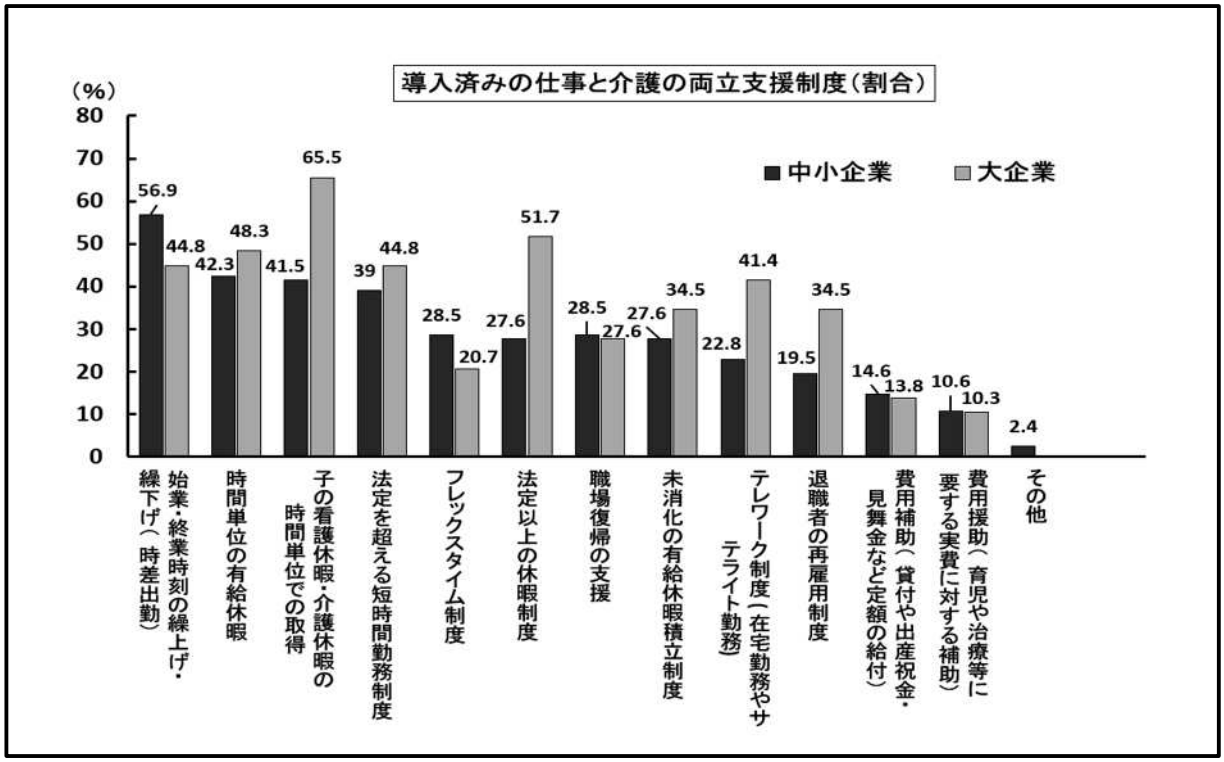

資料：県雇用・人材戦略課「令和７年度埼玉県就労実態調査」

男女の賃金格差の推移（全国・県）

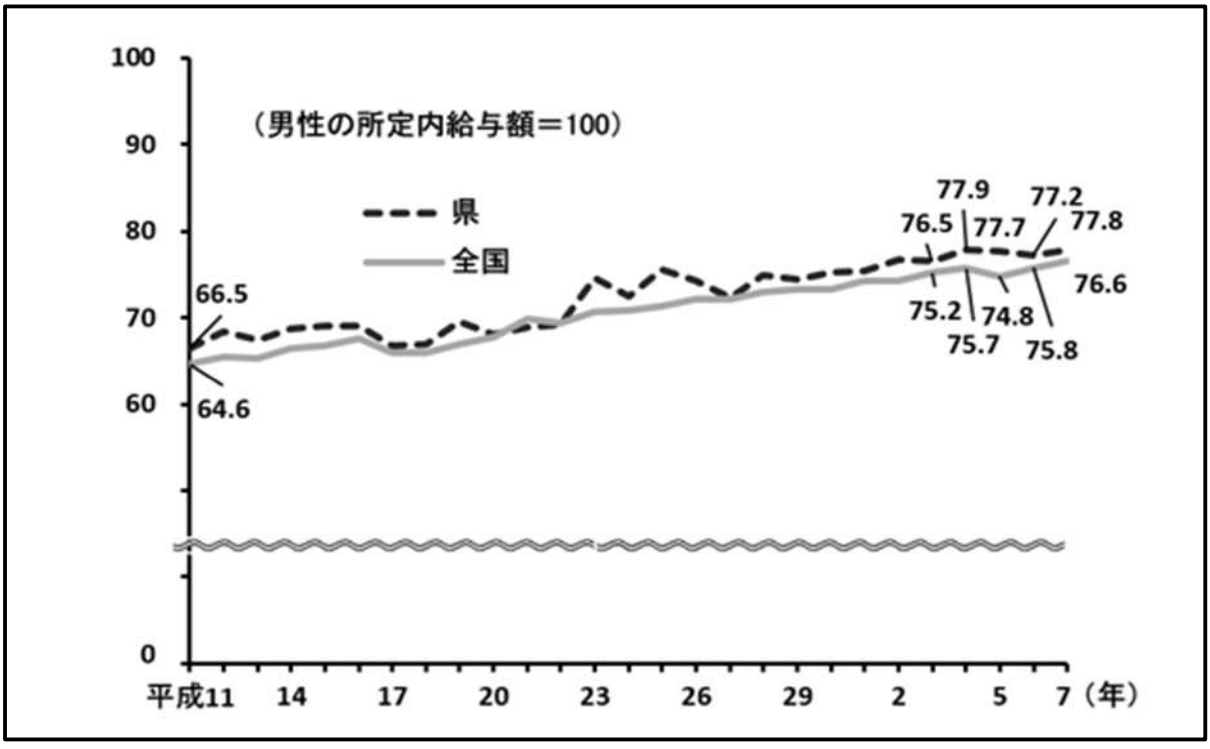

資料：厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」より作成

雇用者に占める非正規雇用者の割合（県）

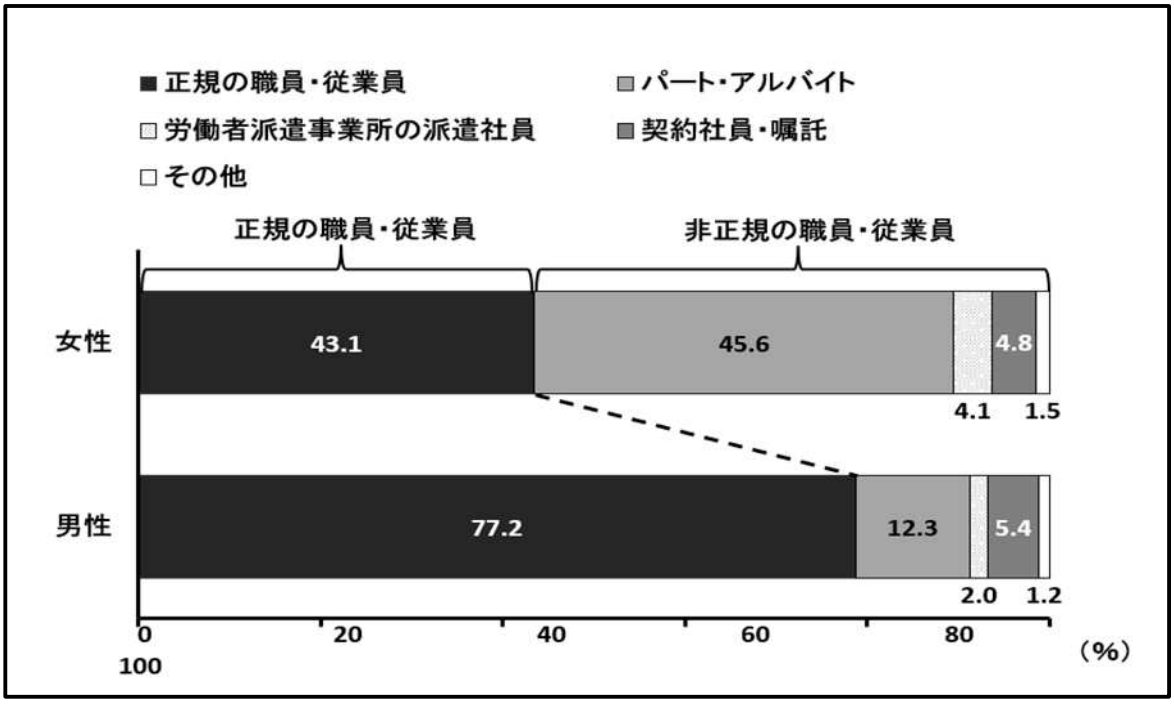

資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」より作成

施策の基本的な方向

（１）働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進

企業におけるテレワークなどの多様な働き方への取組を支援し、性別にとらわれず、誰もが働き続けられる職場環境づくりを進めます。

推進項目

① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（再掲）
（福祉部、保健医療部、産業労働部）

ア 多様な働き方実践企業の認定
イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援

② 男性の働き方の見直しの推進（再掲）（産業労働部）

ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援

③ 働き方の見直しによる男女共に仕事と家庭を両立できる環境づくり（再掲）
（産業労働部）

ア 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識

啓発
イ　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発
ウ　テレワークの導入・定着を進める企業の支援
エ　DX の推進による働きやすい職場環境づくり

④　介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進
（産業労働部）

施策の基本的な方向
（2）男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントに係る意識啓発と防止対策の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の普及に努め、募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別*の禁止に向けた啓発を行います。

セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメントの防止に向けた普及啓発と取組を推進します。

推進項目

①　労働基準法や男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律など労働関係法令の周知（産業労働部）

②　労働に関する相談体制の充実（産業労働部、関係部局）
ア　労働相談を通じた職場トラブルの解決支援

③　女性管理職向け研修や女性デジタル人材育成講座の実施（産業労働部）

施策の基本的な方向
（3）多様な働き方における就業環境の整備、再就職等の支援

性別に関わらず、その価値観やライフスタイルなどに応じて多様な働き方をより安心して選択できる環境を整備していくために、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

推進項目

①　多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）
ア　適正な労働環境に向けた関係法令等の周知
イ　テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン*の周知
ウ　自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン*の周知

② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）

ア 不本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援

イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）*の周知

③ 女性の起業支援（再掲）（産業労働部）

ア 創業支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催

イ 起業支援制度や優良事例の情報提供

ウ 融資による開業資金の支援

エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進

オ 女性起業家のロールモデルの情報提供

④ 農業経営体における雇用環境改善の支援と就職希望者とのマッチング支援（農林部）

目指す姿Ⅲ　誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

（目指す姿）

○　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、その予防と被害からの回復のための取組が進んでいます。誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないための教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、暴力の根絶に向けた基盤が整備されています。

○　貧困など、生活上の様々な困難を抱える方々に対し、セーフティネットの機能としての多様な支援が届いています。性別や年齢、国籍の違いや、障害の有無に関わらず、様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる共生社会の実現が図られています。

○　男女がライフステージに応じ、的確な保健・医療を受ける環境が整っています。妊娠、出産等に対して、正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方に基づく取組が進んでいます。

○　防災・災害復興における意思決定過程や現場への女性の参画拡大が図られ、男女共同参画の視点から防災対策が推進されています。

基本目標　Ⅲ－１

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

（現状と課題）

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっており、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識、経済力の格差など、性差に関する根深い偏見や社会における男女が置かれた状況の違いなどが存在しており、格差の影響を受けやすい女性に被害が多い傾向があります。暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革を行っていく必要があります。被害者がこども、高齢者、障害者、外国人等の場合にはその背景となる事情に十分配慮していく必要があります。また、上司・部下、教員・生徒等の立場を利用した支配が暴力の背景にある場合は、加害者との関係から潜在化しやすい傾向にあります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細かく対応する視点が不可欠となっています。

一方、ＤＶ等には、女性のみならず、男性の被害もありますが、男性は暴力の被害者になりにくいとの社会の認識や、それによる男性本人の意識により、自ら被害を訴えづらく、支援を求めにくい傾向があるため、支援につながるための啓発や支援体制の整備が求められます。

こうしたことを踏まえ、暴力の予防と被害からの回復のための幅広い取組を進める必要があります。

ＤＶ等の暴力被害経験（県）

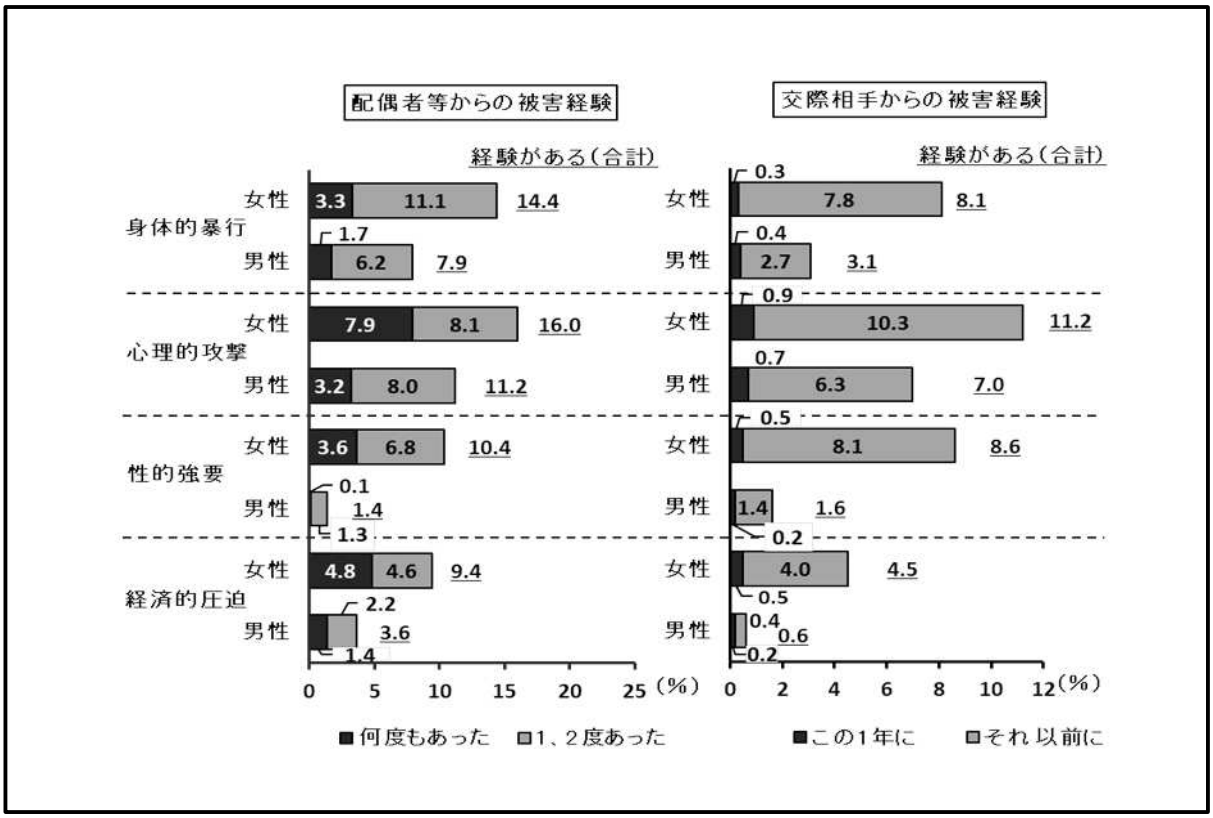

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

（※）「配偶者等」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含む。

ＤＶ相談件数の推移（県・市町村）

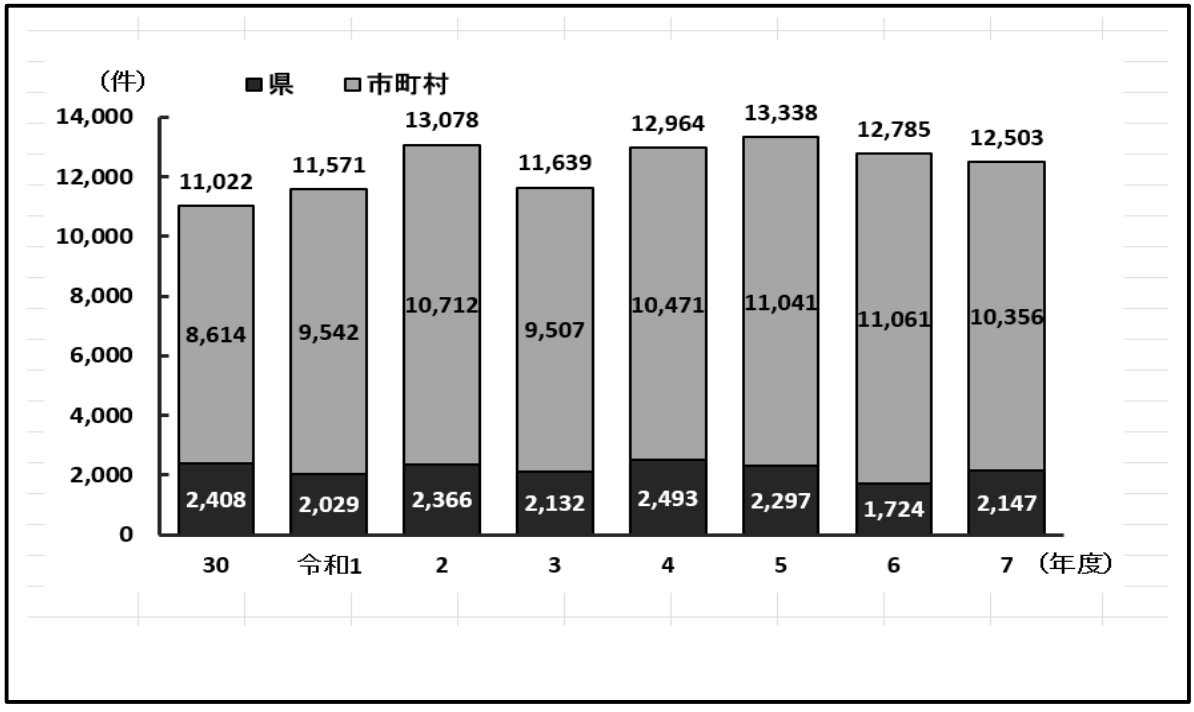

県人権・男女共同参画課調べ

ＤＶ事案取扱いの推移（県）

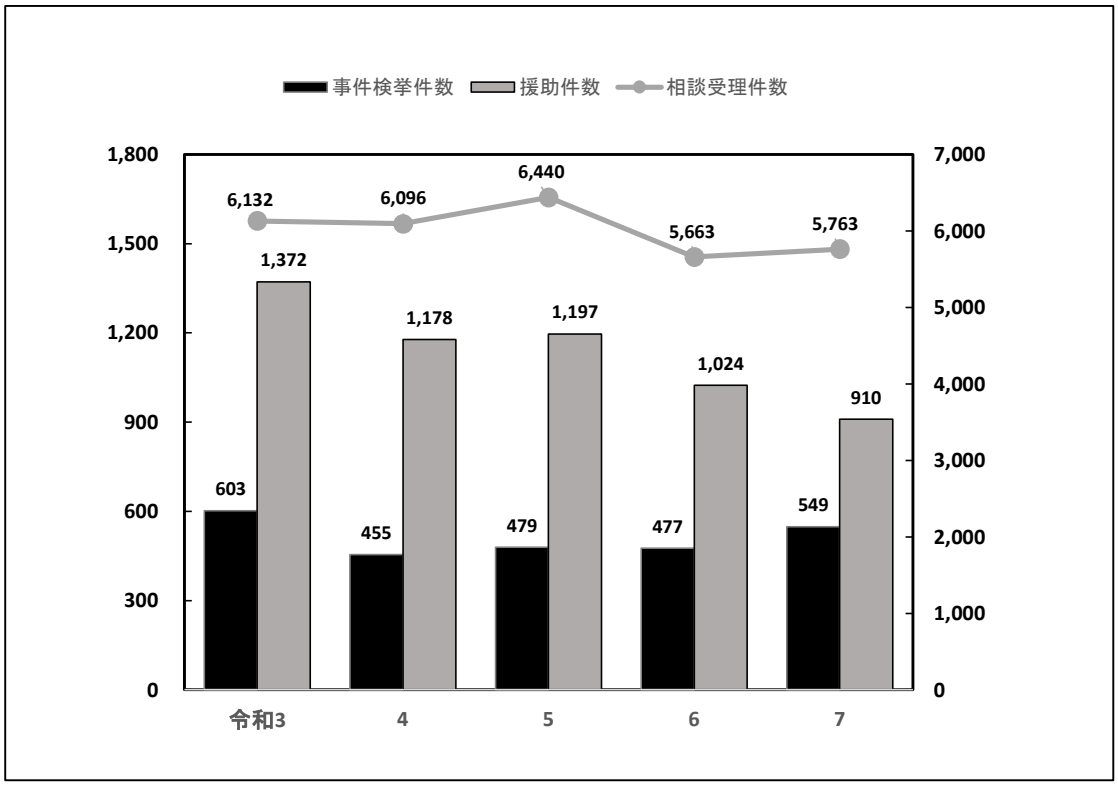

資料：埼玉県警察「令和８年版警察のあゆみ」

ＤＶ被害者等の一時保護人数の推移（県）

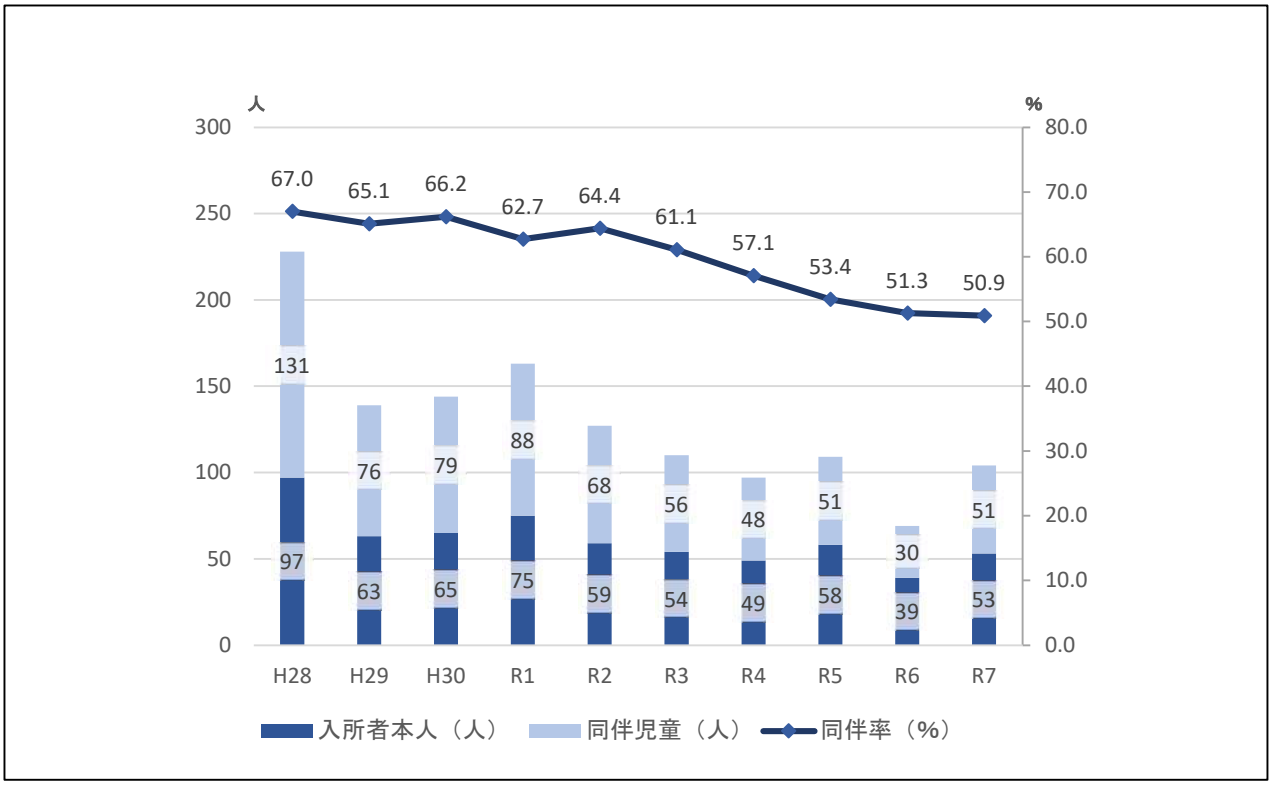

県人権・男女共同参画課調べ

一時保護者の退所先の状況（令和７年度）（県）

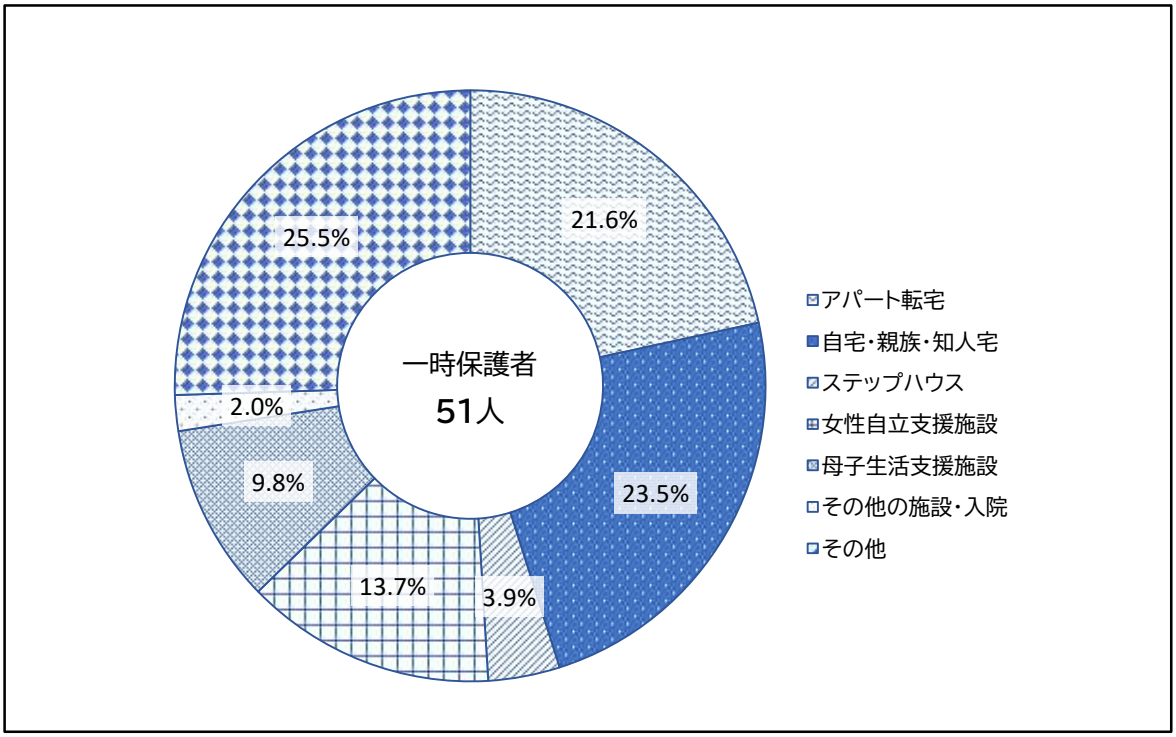

県人権・男女共同参画課調べ

さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数の推移

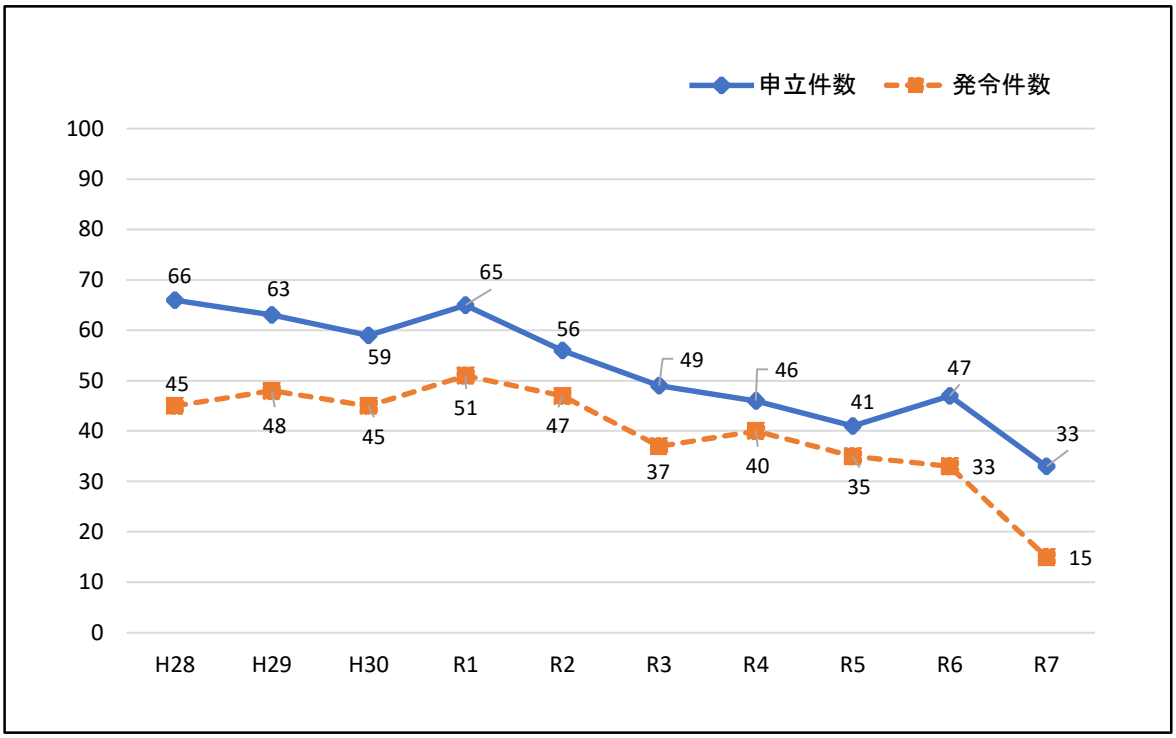

さいたま地方裁判所調べ

性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」*の相談件数の推移（県）

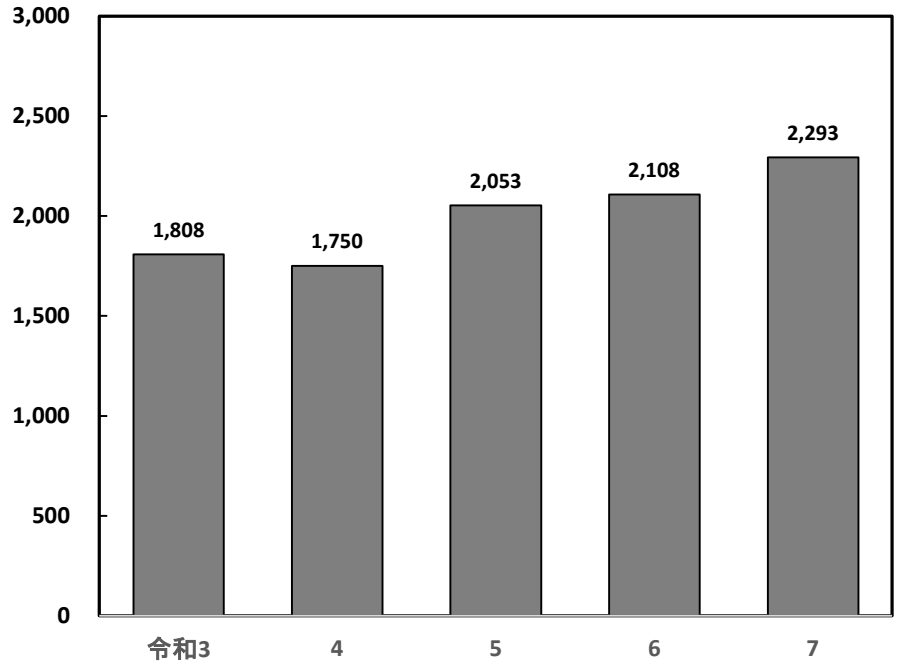

県防犯・交通安全課調べ

性犯罪・声かけ事案認知件数の推移（県）

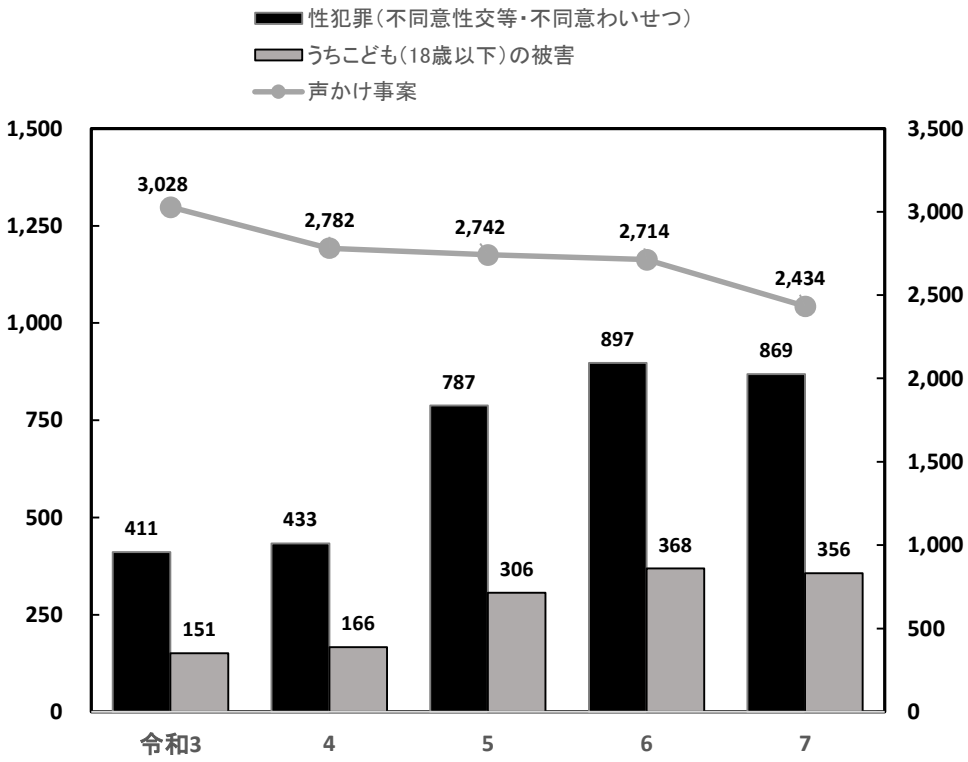

資料：埼玉県警察「令和８年版警察のあゆみ」

ストーカー事案取扱いの推移（県）

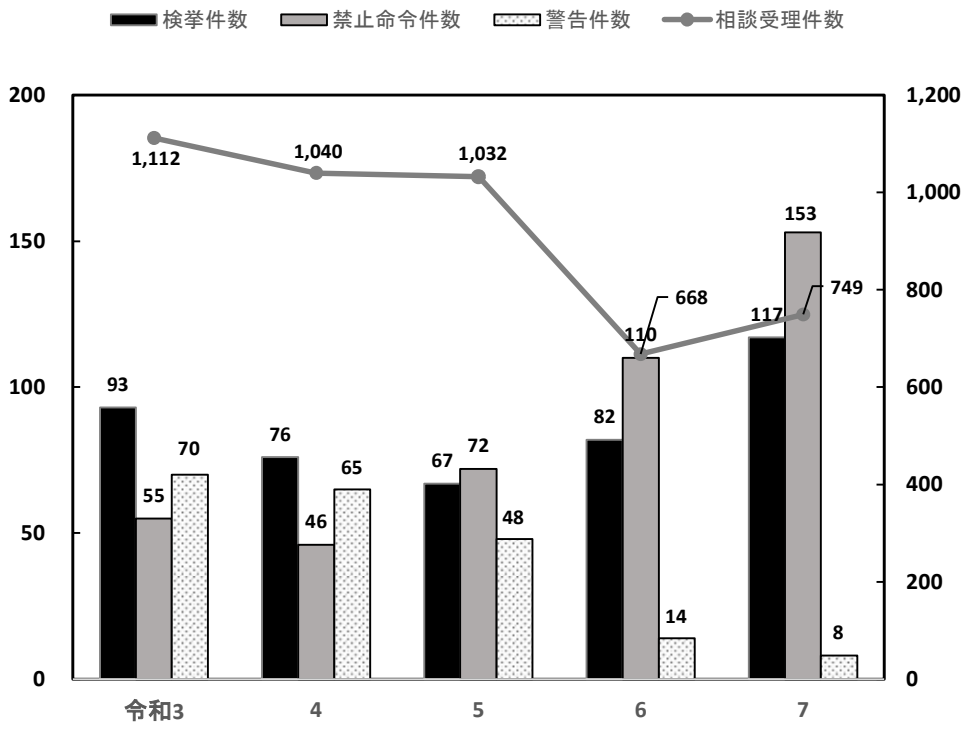

資料：埼玉県警察「令和８年版警察のあゆみ」

施策の基本的な方向

（1）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発と被害者支援の基盤強化

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に進めるとともに、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

ＤＶ等においては、相談窓口の周知を図るとともに、相談が課題の整理や解決への第一歩となることが伝わるよう、啓発の仕方を工夫します。被害を訴えにくい男性が支援につながるよう、被害は性別に関わらずあることの意識啓発や支援体制の整備を進めます。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター*、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関が連携し、暴力に対処するための体制整備を進めます。

市町村には、被害者に最も身近な行政主体として被害者に寄り添い、様々な行政サービスを提供するなど、きめ細かな支援を担うことが求められています。

県は、市町村と連携し、支援体制の充実に向けた支援を行います。

あわせて、こどもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、法令等に基づき、こどもの権利に配慮した取組を推進します。

推進項目

① 県民への意識啓発と理解の増進（総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局）

ア ＤＶ等暴力防止に係る広報・意識啓発

イ 暴力根絶のための意識啓発

ウ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

エ 人権啓発及び人権教育の推進

② 暴力の発生を防ぐ環境づくり（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化

イ 犯罪情報や防犯情報の発信

ウ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導

エ 人権啓発及び人権教育の推進（再掲）

オ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進

③ 相談機関・窓口の周知及び活用に関する啓発（県民生活部）

④ 相談支援機能の充実（県民生活部、福祉部、警察本部）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）、福祉事務所、けいさつ総合相談センター＊、犯罪被害者支援室等における相談・支援機能の充実

イ 市町村等における相談機能強化への支援

ウ 職務関係者の資質の向上

⑤　市町村における配偶者暴力相談支援センター設置の促進（県民生活部）

⑥　関係機関との連携（県民生活部、警察本部、関係部局）
　ア　関係機関連携会議の開催
　イ　県内の関係機関との連携

⑦　被害者に関する個人情報の保護に係る周知徹底と適切な運用
（企画財政部、県民生活部、警察本部）

⑧　保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進
（県民生活部、福祉部、保健医療部）

⑨　災害や感染症拡大等が発生した際のＤＶ等相談の実施（県民生活部）

⑩　被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
　ア　被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
　イ　こどもの家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者とこどもの支援
　ウ　民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
　エ　適切な自衛・対応策の教示
　オ　医療、司法など専門機関との連携・協力
　カ　男女共同参画苦情処理制度*の活用

⑪　こどもの権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）
　ア　埼玉県子どもの権利擁護委員会（通称：子どもスマイルネット）*による活動の推進

施策の基本的な方向
（２）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

ＤＶ被害に悩む方が相談しやすい環境を整えるため、多様な相談手段を提供します。
また、男性ＤＶ被害者のための専用相談窓口を設置することにより、相談することに抵抗のある男性に向けた支援を実施します。
このほか、ＤＶ被害から逃れるための一時保護などを行うほか、自立に向けた経済的支援や保護命令などの法的手続のサポートを実施します。
更に、ＤＶ被害者への支援の一環として、ＤＶ加害者に対する取組を実施します。

推進項目

①　相談支援の充実（県民生活部、福祉部、警察本部）
　ア　男女共同参画推進センター（With You さいたま）、福祉事務所、けいさつ総合相談センター、犯罪被害者支援室等における相談の充実
　イ　ＳＮＳ等を活用した相談の実施

②　男性被害者への支援の充実（県民生活部）

ア　相談支援の実施
イ　個別支援の実施

③　一時保護及び被害者への支援の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
ア　女性相談支援センター*及び女性自立支援施設における支援
イ　一時保護委託の積極的な活用
ウ　中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討

④　警察における適切な対応策の助言と援助の実施（警察本部）

⑤　経済的な支援（福祉部、保健医療部）
ア　生活保護の適切な実施
イ　国民健康保険及び介護保険に関する取扱いの保険者への周知

⑥　保護命令*等法的手続の利用に向けた支援（県民生活部、警察本部）

⑦　加害者に向けた取組の推進（県民生活部、警察本部）
ア　加害（者）更生に向けた取組の推進
イ　加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置

⑧　高齢者、障害者、外国人への支援（県民生活部、福祉部、保健医療部）

⑨　性的マイノリティへの相談体制の充実（県民生活部）

⑩　医療機関などの専門機関との連携支援（県民生活部）

施策の基本的な方向
（3）配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援

ＤＶ被害者の自立支援は、本人の意向と安全性の確保に配慮して行います。
自立に向けては、経済的な支援にとどまらず、福祉、住宅、就業、こどもの教育など、多岐にわたる支援が必要です。
また、親が受けたＤＶを目の当たりにすること（面前ＤＶ*）や直接虐待を受けることは、こどもの成長や発達に様々な影響を与えるため、被害者が同伴するこどもに対しても十分配慮するとともに、児童虐待対応機関との連携を強化し、支援を実施することが必要不可欠です。
安心できる環境で被害者が生活再建に前向きに取り組むことができ、こどもが健全に育つために必要な支援を行います。

推進項目
①　安定的な自立に向けての継続的支援（県民生活部、福祉部）

② 住宅の確保に関する支援（県民生活部、福祉部、都市整備部）
ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援（再掲）
イ 県営住宅の入居申込時の優遇抽選*及び一時利用による居住支援の実施
ウ 母子生活支援施設*への入所支援
エ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
オ 住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者*に対する支援

③ 就業に関する支援（県民生活部、福祉部、産業労働部）
ア 女性相談支援センターにおける情報提供及び自立支援講座等の実施
イ 一時保護施設における就業前支援
ウ 就業支援及び職業訓練施策による支援
エ 母子・父子福祉センター*における就業支援

④ ＤＶ被害者が同伴するこどもへの支援
（総務部、県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局）

⑤ 子育てに関する経済的な支援（福祉部、保健医療部）

⑥ 虐待の早期発見と安全確保（県民生活部、福祉部、教育局）
ア 虐待の早期発見・早期対応の推進
イ ＤＶ対応機関と児童虐待対応機関との連携強化

施策の基本的な方向
（４）民間団体との連携・協働による配偶者等からの暴力の被害者支援の推進

ＤＶ被害者の生活再建には、それぞれの事情に配慮した、迅速できめ細かな支援を行うことが必要になるため、様々な社会資源を活用することも重要です。そのため、民間の支援団体等とも連携して支援を行います。

推進項目
① 民間団体への支援並びに民間団体との連携及び協働の推進（県民生活部）

② 一時保護委託の積極的な活用（再掲）（県民生活部）

施策の基本的な方向
（５）あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進

性犯罪・性暴力の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に更に大きな傷を負います。

そのため、法令等に基づき、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者の心身の負担軽減に配慮しながら、被害者が躊躇せずに被害を訴え又は相談し、包括的な支援

を受けられる環境整備を進めます。

推進項目

① 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、警察本部）
- ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
- イ 企業や大学等と連携した防犯講話等の実施
- ウ 性犯罪等の発生情報等の発信
- エ セミナー等による意識啓発
- オ 暴力根絶のための意識啓発（再掲）

② 暴力の発生を防ぐ環境づくり（再掲）（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）
- ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
- イ 犯罪情報や防犯情報の発信
- ウ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
- エ 人権啓発及び人権教育の推進
- オ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進

③ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）
- ア 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」*等による相談対応
- イ 警察本部（性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等）における相談による対応

④ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）
- ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア
- イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
- ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*による被害者支援

⑤ インターネット（SNS）を用いての性的画像拡散等ジェンダーに基づく暴力等の防止
- ア いわゆる「自画撮り被害」やインターネットトラブルに関する児童や保護者に対する予防啓発
- イ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲）
- ウ 加害者の検挙、指導及び警告その他適切な措置（再掲）
- エ 警察による相談対応、被害者支援
- オ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」等による相談対応（再掲）

⑥ 性犯罪への厳正な対処（警察本部）
- ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- イ 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（再掲）

⑦　安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
　ア　被害者の心情に配意した性犯罪捜査の推進
　イ　被害者の負担軽減及び二次的被害*の防止

施策の基本的な方向
（6）こども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

家族をはじめとする身近な者からの性暴力は、特に潜在化・深刻化しやすく、被害に遭うと一生拭い難い影響が生じます。こどもや若年層が性暴力を認識し、加害者になることのないよう、また、被害者となった場合は、被害を認知し、訴えることができるよう低年齢からの教育を強化するとともに、こども、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに配慮しながら保護・支援を受けられる体制整備を推進します。

いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「ＪＫビジネス」問題、児童買春や児童ポルノ等、こども、若年層に対する性暴力被害の予防啓発を推進し、取締りを強化していきます。

推進項目

①　出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発
（県民生活部、警察本部）

②　いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「ＪＫビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（県民生活部、警察本部）

③　性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進（再掲）（総務部、教育局）

④　民間団体や関係機関と連携したアウトリーチ*等による早期の把握（県民生活部）

⑤　相談体制の充実（再掲）（県民生活部、警察本部）
　ア　性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」等による相談対応
　イ　警察本部（性犯罪被害相談電話・ハートさん等）における相談による対応
　ウ　ＳＮＳ等を活用した相談の実施

⑥　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく取締りの強化（警察本部）

⑦　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく取組の実施　（総務部、福祉部、教育局、関係部局）

⑧　児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（7）ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律*（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る普及啓発を行います。

人身取引*は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性やこどもで、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて関係法令の厳正な運用と取締りを強化し、売買春の防止に向けた広報啓発活動を推進します。

性的搾取等の被害を受けた女性の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。

推進項目

① 人権の尊重についての意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ア 暴力根絶のための意識啓発（再掲）
- イ 人権啓発及び人権教育の推進（再掲）

② 相談体制の充実（警察本部、県民生活部、福祉部）
- ア 警察による相談対応
- イ 女性相談支援センター等における相談支援の充実

③ 被害者の保護・支援、情報提供及び再被害対策（県民生活部、警察本部）
- ア 一時保護及び被害者への支援の充実（再掲）
- イ 再被害防止措置の実施

④ ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- ア 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（再掲）

⑤ 関係法令の適切な運用（警察本部）

⑥ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
- ア 在日外国公館への通報、出入国在留管理局との連絡調整

⑦ 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）

施策の基本的な方向

（8）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げ、社会的に許されない重大な人権侵害行為です。

雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた意識改革や取組を進めます。

推進項目

① 企業などの雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
（総務部、産業労働部、教育局、警察本部）

ア 男女雇用機会均等法の周知と労働相談の実施

イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備

② 教育・研究・社会福祉施設*やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進（総務部、県民生活部、福祉部、教育局）

ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実

イ 相談体制の充実

ウ 社会福祉施設などにおける相談体制整備の促進

エ スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

③ 性的マイノリティ*に関するハラスメント防止対策の推進（県民生活部、産業労働部）

④ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）（県民生活部）

基本目標　Ⅲ－２

困難な問題を抱える女性をはじめとした支援を必要とする様々な人への支援と多様性の尊重

（現状と課題）

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。

特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用の割合が高く、男性と比べ寿命が長く高齢期の単身生活が長いなど、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。あわせて、こどもへの貧困の連鎖も課題となっています。

また、男性も、家族を養う経済力や「家」を背負っていかなければならないという意識や責任、家事・介護・育児等よりも仕事を優先するべきであることなどを周囲から求められていると感じ、男性特有の生きづらさを抱えている人が相当数いると考えられますが、実際には相談したり支援を求めることを躊躇するケースが多くあります。

更に、災害や感染症拡大時といった非常時は、社会的に弱い立場にある人々の生活に、より深刻な影響をもたらしており、平時から、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

男女共同参画社会の実現に当たっては、性別に加え、年齢、障害の有無、国籍、性的指向・性自認などの違いによって、直面する課題や生きづらさが異なることに配慮する必要があります。障害があること、外国人であることに加え、女性であることで更に複合的に困難を抱えている人々、性的マイノリティの人々が、自分らしく生きていけるよう、様々な属性の人々についての理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められています。

男女共同参画推進センター（With You さいたま）の相談件数の推移

	電話相談	面接相談	その他	合計
R6	10,450	30	484	10,964
R7	10,147	15	552	10,714

男女共同参画推進センター（With You さいたま）の主訴別相談件数

		生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	合計
R6	合計(件)	627	1,958	587	982	1,739	1,203	1,845	374	434	1,215	10,964
	女性	516	1,706	434	776	1,535	1,128	1,672	325	360	957	9,409
	男性	103	248	97	206	203	75	170	46	73	244	1,465
	その他(不明)	8	4	56	0	1	0	3	3	1	14	90
R7	合計(件)	1,093	1,723	395	848	1,436	1,172	2,318	252	283	1,194	10,714
	女性	814	1,390	272	668	1,245	1,097	2,038	227	241	858	8,850
	男性	277	332	84	180	189	74	279	23	42	317	1,797
	その他(不明)	2	1	39	0	2	1	1	2	0	19	67

資料：県男女共同参画推進センター「事務概要」より作成

にんしんSOS 埼玉*の相談件数の推移

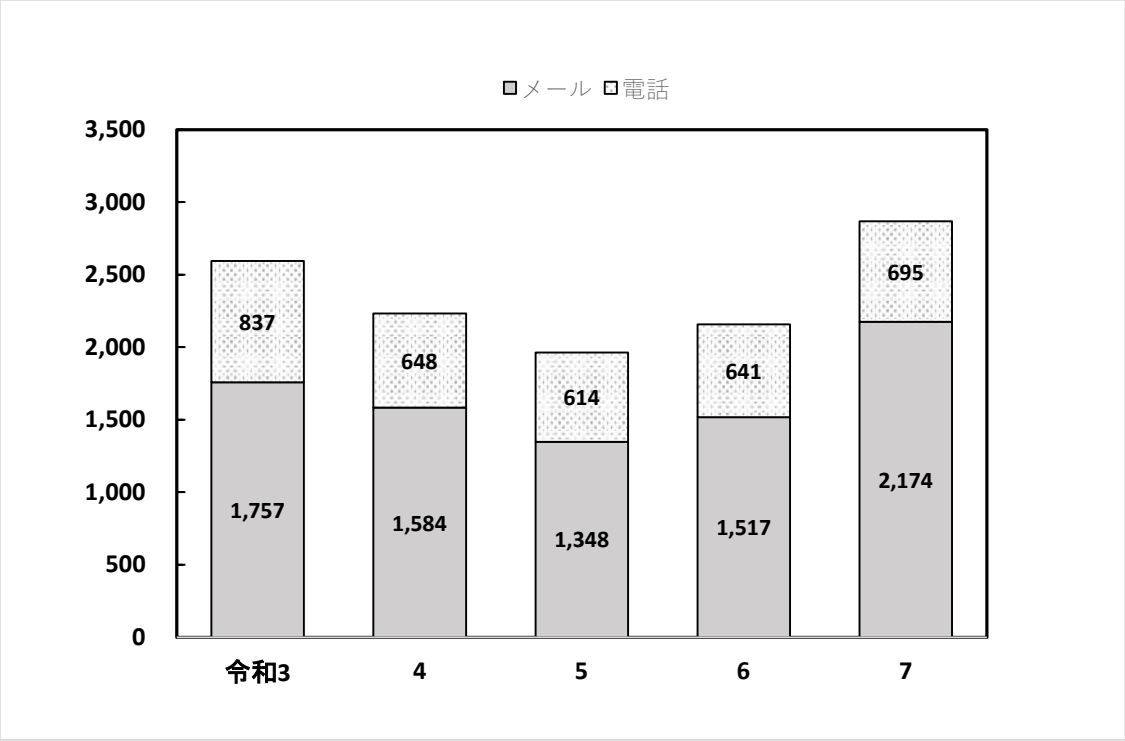

県健康長寿課調べ

ひとり親世帯数の推移（県）

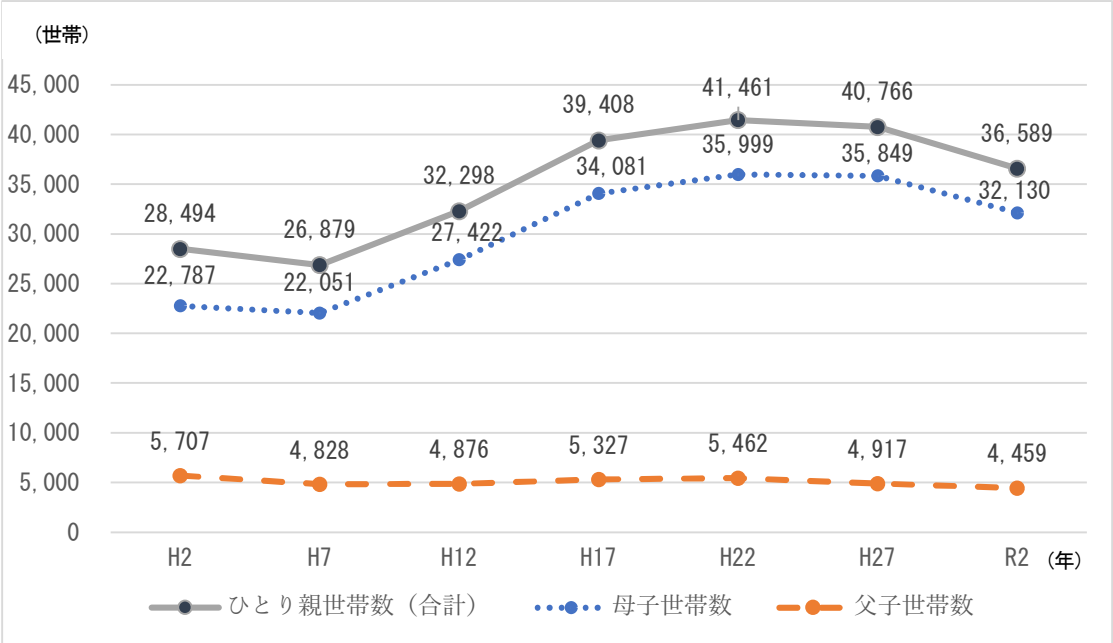

資料：総務省「国勢調査」より作成

こども・ひとり親世帯の貧困率の推移（全国）

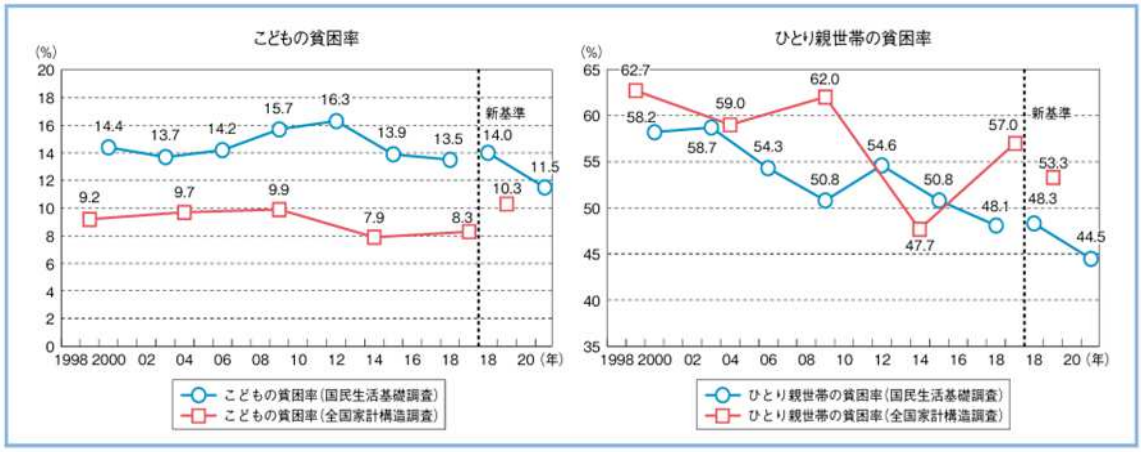

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」を基に作成。
(注)「国民生活基礎調査」における「新基準」の 2018 年及び 2021 年の数値は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。
「全国家計構造調査」における「新基準」の 2019 年の数値は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

資料：令和８年版こども白書

非正規雇用労働者の割合の推移（全国）



資料：平成 13 年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年 2 月）より、
平成 14 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成

６０歳以上の年齢（１０歳階級）別の男女別割合（県）

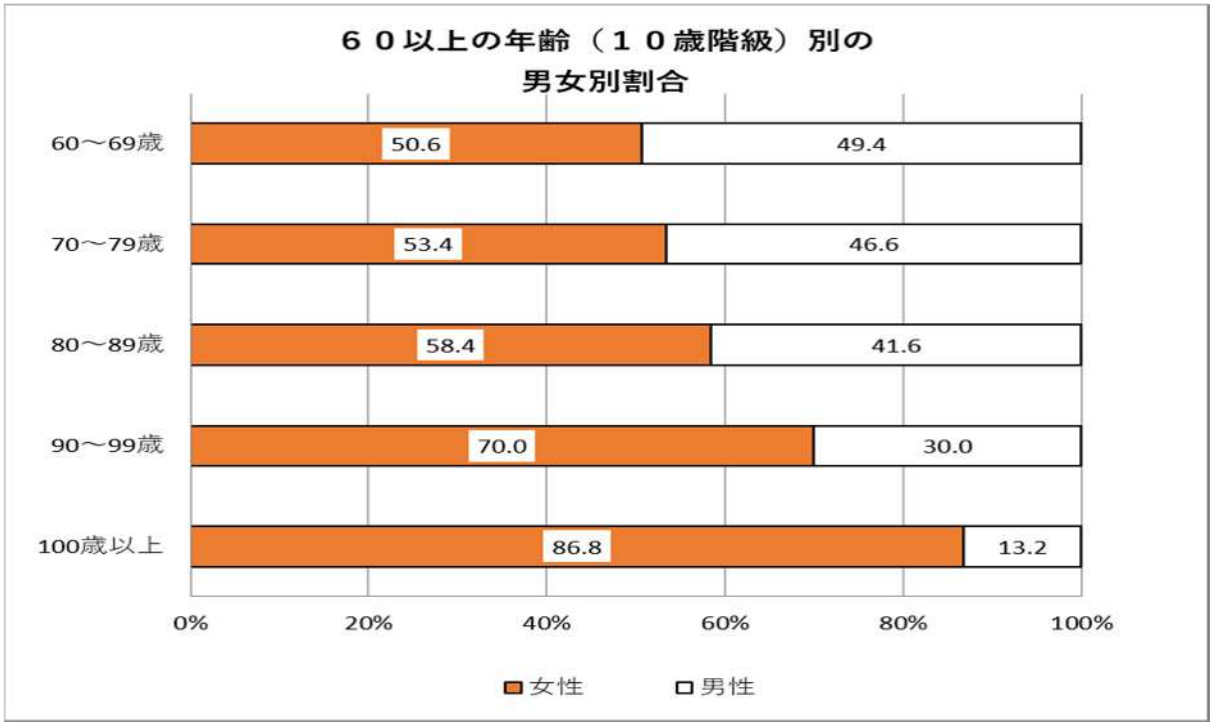

資料：県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査 令和８年１月１日現在結果報告」より作成

外国人登録者数の男女別推移（県）

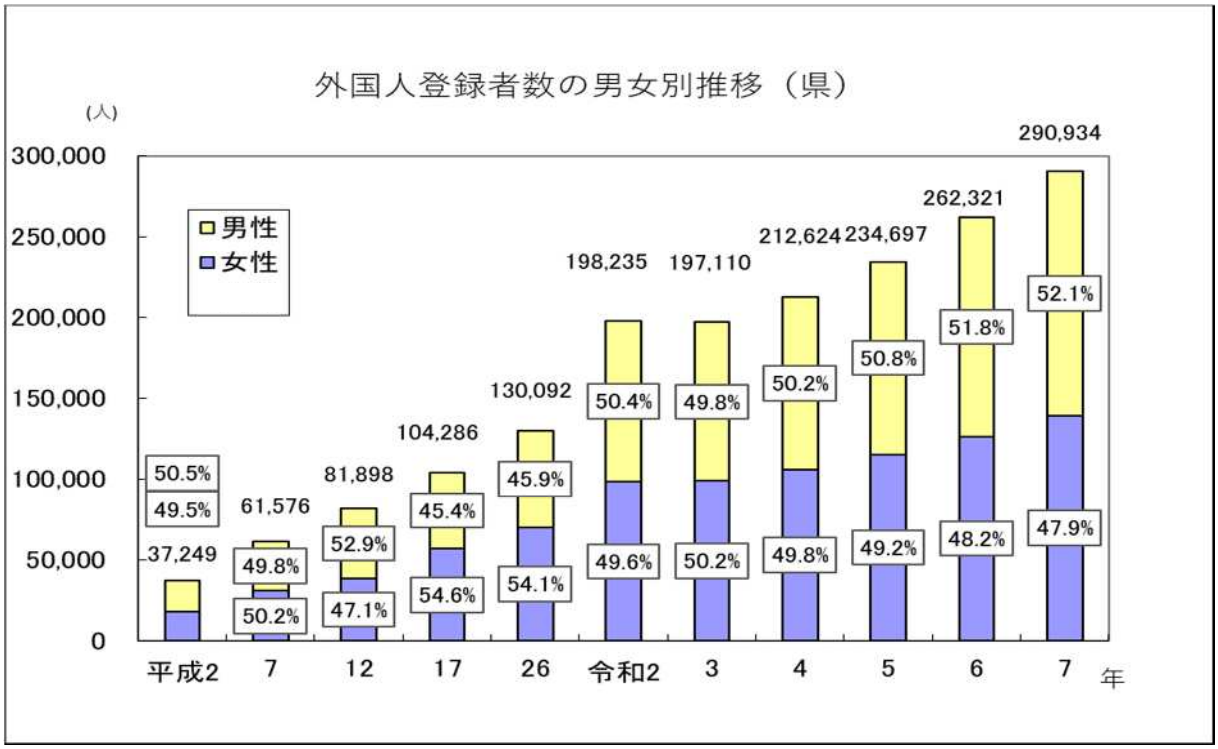

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年 12 月末日現在）

施策の基本的な方向

（1）困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

生活上の困難な問題の背景は個人により様々で、課題は多様化、複合化及び複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められます。とりわけ女性は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害などに、より遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、困難女性支援法及び困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に基づき、当事者の意向に寄り添いながら、各支援ステージにおいて、民間団体や関係機関と連携・協働し、包括的かつ切れ目のない支援を行うための体制を整備します。

市町村には、当事者にとって最も身近な相談窓口として、支援の入口となる役割を担うとともに、困難な問題を抱える女性への支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であるため、庁内の関係部署が連携し、当事者が必要とする支援を提供することが求められています。

県は、市町村と連携し、支援体制の充実に向けた支援を行います。

推進項目

① 支援の中核機関の機能強化（県民生活部）

ア 女性相談支援センターの相談支援機能の充実

イ 女性自立支援施設の支援機能の充実

ウ 女性相談支援員*の配置促進及び資質向上

エ 女性相談支援員を対象とした定例連携会議の実施

② 市町村等の機能強化への支援（県民生活部）

ア 基本計画策定の働きかけ

イ 女性相談支援員設置の働きかけ

ウ 相談支援の資質向上を図るための研修機会の提供

エ 支援調整会議*の設置促進

③ 民間団体への支援並びに民間団体との連携及び協働の推進（再掲）（県民生活部）

④ 関係機関との連携（再掲）（県民生活部、警察本部、関係部局）

ア 関係機関連携会議の開催

イ 県内の関係機関との連携

施策の基本的な方向

（2）困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

困難女性支援法の基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景に応じ、心身の健康

の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援します。

また、民間団体及び関係機関との連携・協働により、早期から切れ目なく継続的な支援を提供し、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう支援します。

推進項目

① 女性の人権を尊重する県民意識の醸成
（総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局）

ア 暴力根絶のための意識啓発（再掲）
イ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発（再掲）
ウ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
エ 性暴力被害防止についての教育・啓発

② 相談機関・窓口の周知及び活用に関する啓発（再掲）（県民生活部）

③ 相談支援の充実（県民生活部、福祉部、保健医療部）
ア 女性相談支援センター等における相談支援の充実
イ ＳＮＳ等を活用した相談の実施（再掲）

④ 民間団体や関係機関と連携したアウトリーチ等による早期の把握（県民生活部）

⑤ 気軽に立ち寄れる居場所づくりの促進（県民生活部）

⑥ 一時保護及び被害者への支援の充実（再掲）
（県民生活部、福祉部、関係部局）

ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援（再掲）
イ 一時保護委託の積極的な活用（再掲）
ウ 多様な支援対象者に応じた各種施設への入所支援

⑦ 安定的な自立に向けての支援（県民生活部）
ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援
イ 民間団体への支援並びに民間団体との連携及び協働の推進（再掲）
ウ 中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討（再掲）

⑧ 住宅の確保に関する支援（再掲）（県民生活部、福祉部、都市整備部）
ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援
イ 県営住宅の入居申込時の優遇抽選及び一時利用による居住支援の実施
ウ 母子生活支援施設への入所支援
エ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
オ 住宅セーフティネット制度*に基づく住宅確保要配慮者に対する支援

⑨ 就業に関する支援（再掲）（県民生活部、福祉部、産業労働部）

ア　女性相談支援センターにおける情報提供及び自立支援講座等の実施
イ　一時保護施設における就業前支援
ウ　就業支援及び職業訓練施策による支援
エ　母子・父子福祉センターにおける就業支援

⑩　経済的な支援（再掲）（福祉部、保健医療部）
ア　生活保護の適切な実施
イ　国民健康保険及び介護保険に関する取扱いの保険者への周知
ウ　子育てに関する経済的な支援

⑪　ＤＶ被害者が同伴するこどもへの支援（再掲）
（総務部、県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局）

⑫　女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援（県民生活部）

⑬　高齢者、障害者、外国人への支援（再掲）（県民生活部、福祉部、保健医療部）

⑭　医療機関などの専門機関との連携支援（再掲）（県民生活部）

施策の基本的な方向
（3）ひとり親家庭や生活困窮者への支援

経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもへの学習の支援を行います。

推進項目

①　新卒者やフリーター、若年無業者などの若者の就業支援（産業労働部）

②　パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（再掲）
（産業労働部）
ア　不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援
イ　短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）の周知など非正規雇用者の処遇改善の促進

③　ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援（再掲）
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）
ア　子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
イ　ひとり親家庭に対する職業訓練の実施

④　生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた就労支援（福祉部、関係部局）

⑤　生活困窮世帯・生活保護世帯のこどもに対する学習支援（福祉部）

⑥　家族の介護等を担っているケアラー*への支援（福祉部、教育局、関係部局）

施策の基本的な方向

（4）高齢者が困難な状況に陥らずに地域で安心して生活できるための支援

高齢者にとって大きな課題として、経済的問題と心身の健康の問題が考えられます。経済面では、被扶養者の立場にあった女性が生活困窮に陥るケースがあり、特に夫と離別・死別した単身女性では深刻です。また、健康面では加齢による健康維持の難しさに加え、男性は女性に比べ孤立しやすい状況があります。

高齢期になっても、社会との接点を持てるよう支援することは、経済的な不安の軽減や心身の健康維持につながるとともに、社会との接点を持つことで、困難な状況に陥ることの予防となり、困難な状況に陥ったときに速やかに支援につながることができます。

そこで、豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

①　公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）

②　高齢者が働きやすい職場づくりの推進（産業労働部）

③　高齢者の就業・起業支援（産業労働部）

④　高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）

⑤　高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）

⑥　介護予防の促進（福祉部）

⑦　民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進（福祉部）

⑧　高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実（福祉部、都市整備部）

⑨　高齢者虐待防止への対応（福祉部）

⑩　消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

（5）障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、性的マイノリティなど、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な困難な状況に置かれがちな方々が、その能力や意欲を発揮しながら活躍できるよう支援を行っていきます。

社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育や意識啓発を進めます。

推進項目

① 障害のある人への支援（福祉部、産業労働部、教育局、関係部局）

ア 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり

イ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に向けた啓発

ウ 障害者の権利擁護・虐待防止対策の推進

② 外国人への支援（県民生活部、産業労働部、関係部局）

ア 外国人からの相談への対応

イ 多言語による生活情報の提供

ウ 外国人の日本語学習支援

エ 外国人留学生への支援

③ 性的マイノリティへの支援（県民生活部、教育局、関係部局）

ア 性の多様性の尊重に向けた理解増進の取組及び相談体制の充実

イ 性的マイノリティが安心して生活でき、働きやすい環境づくり

ウ 地域や学校、企業などにおける性的マイノリティに対する偏見・差別などの人権問題に関する啓発活動の実施

④ 誰もが住みよいまちづくり

（企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局）

⑤ ユニバーサルデザイン*の推進（県民生活部、全庁）

基本目標Ⅲ－３

生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重

（現状と課題）

性別を問わず、誰もが互いの身体的性差を十分に理解し合い、尊重し合い、個人としての尊厳が守られることは、ジェンダー平等社会の実現に向け大前提となります。

心身の健康状態は、経済状態や生活環境、家族・夫婦間の関係など、個人を取り巻く様々な社会的・環境的要因によって影響を受けますが、特に女性の心身の状態は、年代やライフサイクルに応じて大きく変化する特性があります。

固定的性別役割分担意識など、「男らしさ」「女らしさ」への過度な期待や偏見は、時に、男女間の支配・従属関係など、不平等な関係性を生み出します。男性主導の避妊や性行動から予期せぬ妊娠や性感染症*などによって女性の健康と権利が脅かされる事態も起こっています。

男性においては、社会的な「男らしさ」の観念に生きづらさを感じる人もおり、健康を害する生活習慣や、自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。

働く世代の男性においては、長時間労働により健康への悪影響のリスクがあるほか、更年期障害などの不調が男性にも起こり得ることは、軽視されがちです。

こうした中で、性別を問わず、適切な時期から性や健康に関する正しい知識を持つことや、性と生殖に関する自身の権利が守られ、主体的にライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えた健康管理を行うプレコンセプションケアの考え方の定着が強く求められます。

本県の平均自立期間は、男女ともに維持しており、引き続き、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策を推進することが必要になっています。

日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）の推移

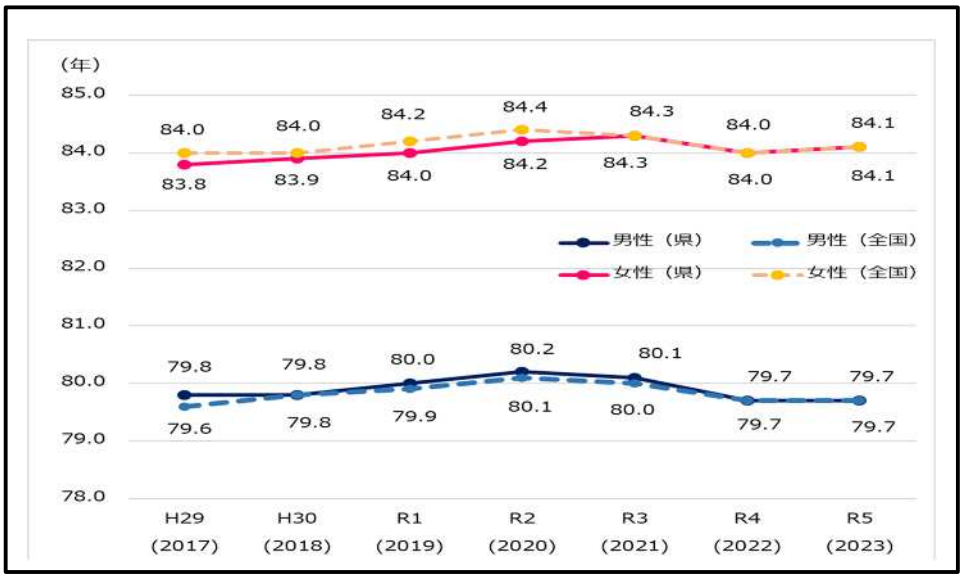

資料：公益財団法人 国民健康保険中央会　統計情報（平均自立期間）

男女別自殺者数の長期的推移（県）

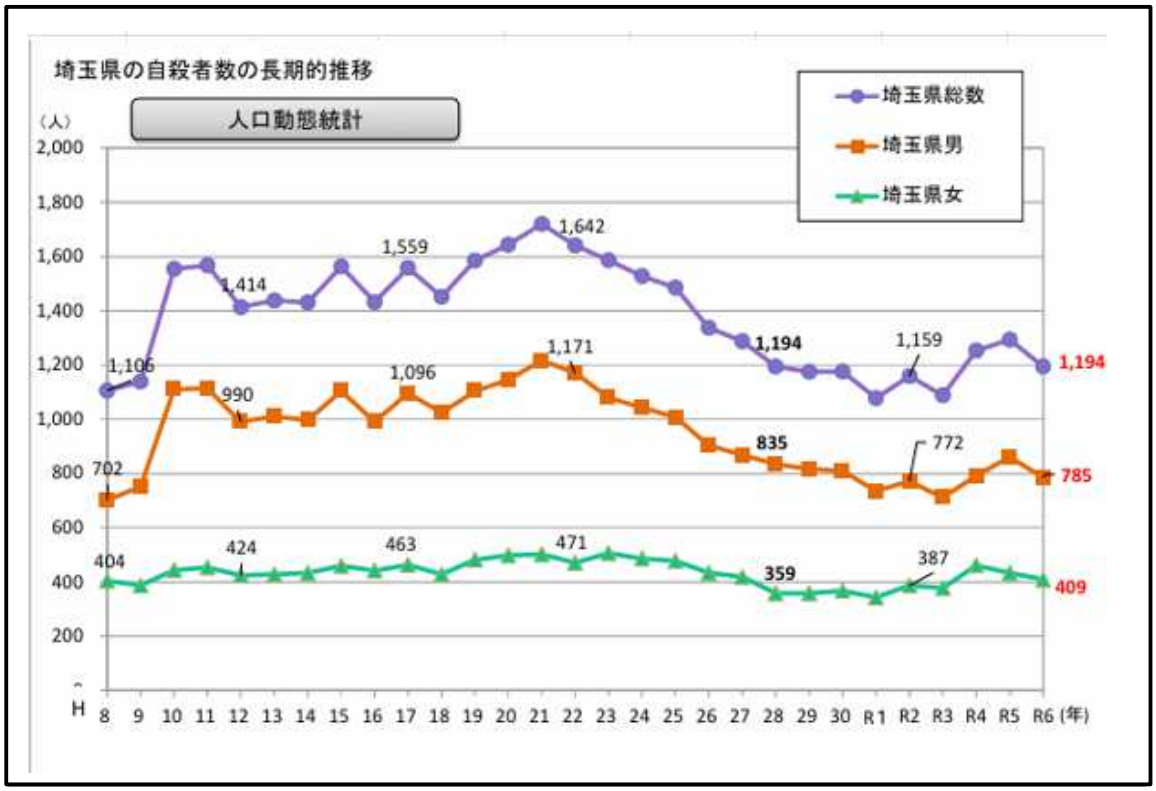

資料：厚生労働省「令和６年人口動態統計」を基に作成（確定値）

医師、歯科医師、薬剤師の女性の占める割合（県）

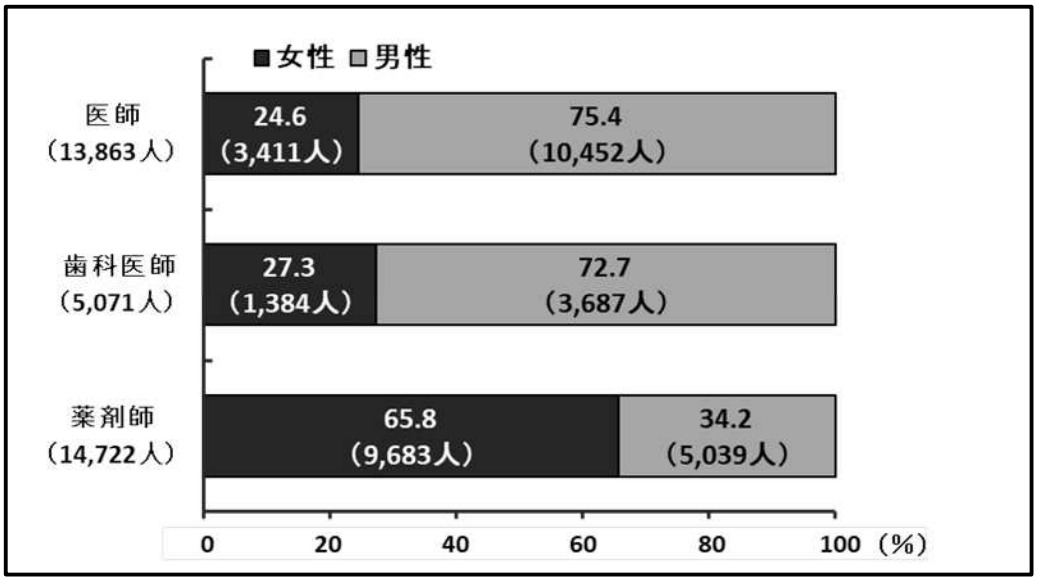

※　医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

資料：厚生労働省「令和6年–医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

施策の基本的な方向

（1）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、取組を促進します。

推進項目

① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発と相談体制の充実
（県民生活部、保健医療部）

ア プレコンセプションケアの推進を図るため、普及啓発及び相談支援を実施

② 新たな生殖技術に対応し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った妊娠・不妊等に係る情報提供（保健医療部）

ア 妊娠・不妊等に悩む夫婦などに対する相談の実施

③ 教育・学習機会の充実（保健医療部、教育局）

ア 地域における健康教育の実施

イ 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施

ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施

施策の基本的な方向

（2）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

成育基本法*に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を推進します。

働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実
（県民生活部、保健医療部）

ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施

イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援

ウ 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施

② 思春期における保健対策の推進（県民生活部、保健医療部、教育局）

ア 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施（再掲）

イ 妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発（中学生・高校生等に向けた教育を含む。）

ウ　喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
エ　食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成

③　妊娠・出産期に関わる健康支援（保健医療部、関係部局）
ア　月経障害、不妊治療に係る相談・支援
イ　高齢出産や妊娠中に働く女性への支援
ウ　妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
エ　母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
オ　産後うつへの相談支援

④　成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）
ア　市町村による健康づくりの取組支援
イ　生活習慣病、骨粗しょう症などへの対策
ウ　男女の特性に応じた更年期障害への普及啓発及び相談支援
エ　口腔機能低下、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防
オ　フレイル*の予防対策

⑤　生涯を通じた男女の健康に関する調査･研究（保健医療部）

施策の基本的な方向
（3）健康をおびやかす問題及び自殺についての対策の推進

エイズ・性感染症の相談及び検査を実施し、感染者の早期発見・早期治療につなげるとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。
また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。
薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。
学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。
自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が約７割で女性が約３割となっています。
男性においては「男性が主に稼ぐべき」といった固定的性別役割分担意識による重圧や、孤立のリスクを抱えるおそれもあります。
一方、コロナ禍に際しては、とりわけ女性が大きな影響を受けており、生活不安やストレスの増大により、心の健康問題を抱えるなど、女性も自殺のリスクが高まりました。
「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。
また、家族等の自殺により遺された方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目
①　エイズ・性感染症の予防啓発と早期発見の推進（保健医療部）

② 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施（再掲）（教育局）

③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）

④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

⑤ ひきこもり支援に関する相談窓口の情報提供

⑥ 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発

⑦ 自殺防止に向けた相談支援の充実（県民生活部、保健医療部、産業労働部）
ア 働く人のメンタルヘルス相談*の実施
イ 事業者、労働者への相談窓口の情報提供
ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施

⑧ 自殺対策に取り組んでいる民間団体との連携やボランティア活動への支援（保健医療部）

⑨ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）
ア 遺された人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向
（4）スポーツ分野における男女共同参画の促進

生涯にわたる健康を確保するためには、運動・スポーツ習慣の有無が密接に関わりますが、男性に比べ、女性の運動・スポーツ習慣の割合が低い状況にあります。そのため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、女性特有の課題に対応した競技環境の整備や競技力向上の支援を推進するとともに、女性指導者の育成を進めます。

推進項目

① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）

② 多様なスポーツの推進（県民生活部）

③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）

④　ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）

⑤　スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）

⑥　スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止（再掲）（県民生活部）

⑦　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく取組の実施（再掲）（県民生活部）

⑧　女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）

⑨　運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）

施策の基本的な方向

（5）医療分野における女性の参画拡大

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・復職支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

女性の医師の活躍促進や看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

①　女性医師に対する就業支援策の推進（保健医療部）

②　医師等に対するキャリア形成の支援（保健医療部）

③　看護師の質的・量的な確保・養成（保健医療部）

④　看護師の定着・就業の支援（保健医療部）

⑤　離職した看護師の復職支援（保健医療部）

⑥　助産師の活躍の推進（保健医療部）

⑦　医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進
（県民生活部、保健医療部）

基本目標　Ⅲ－４

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

（現状と課題）

近年、災害の激甚化・頻発化が指摘されており、全国でも比較的自然災害が少ない本県においても、災害対応は歴史的課題の一つとなっています。

災害時に人々に起こる困難は、地震や風水害などの自然災害そのものによる直接的な被害（人的被害や家屋等生活基盤の損失）だけではなく、災害対応における社会の在り方により生じる困難もあります。

例えば、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、災害時には、平常時以上に家事・育児・介護等の女性への集中や、ＤＶ等や性被害・性暴力のリスクが高まることが過去の被災地の例からも指摘されています。そのため、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策が強く求められます。

こうした観点から、防災・災害復興時における意思決定過程や現場における女性の参画拡大が、ますます求められることから、県や市町村防災会議における委員や消防団員、自主防災組織などへの女性の参画促進を図っていく必要があります。

消防団員の女性の割合の推移（県）

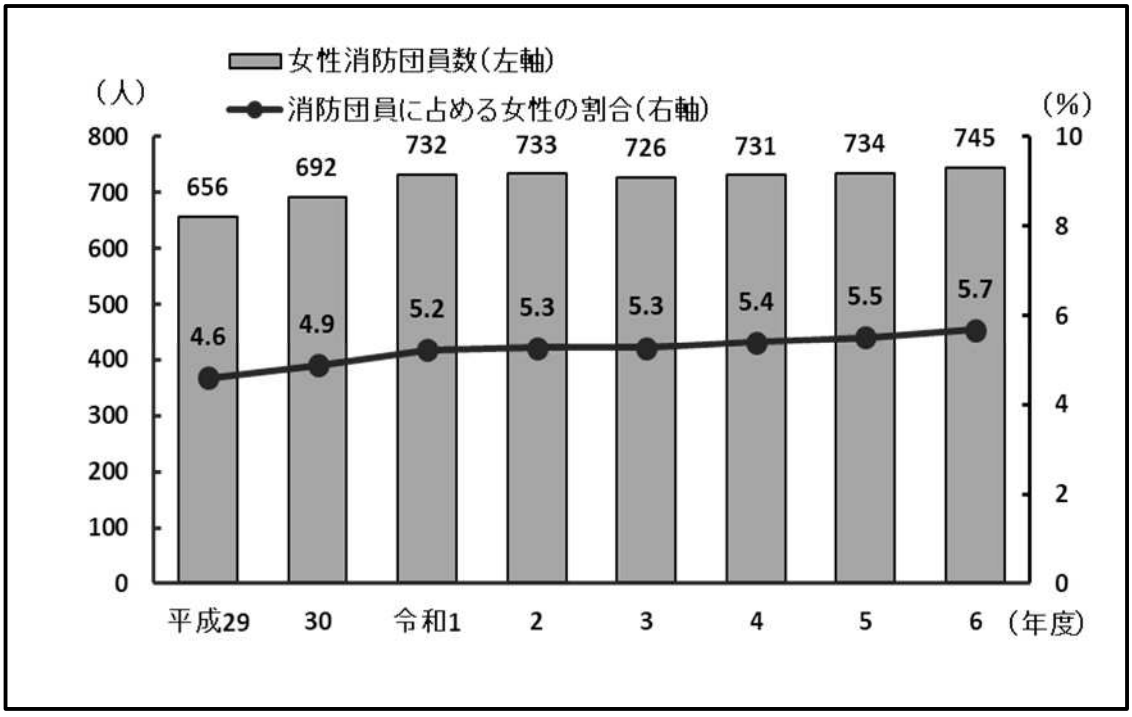

県消防課調べ

県・市町村防災会議における女性委員の割合

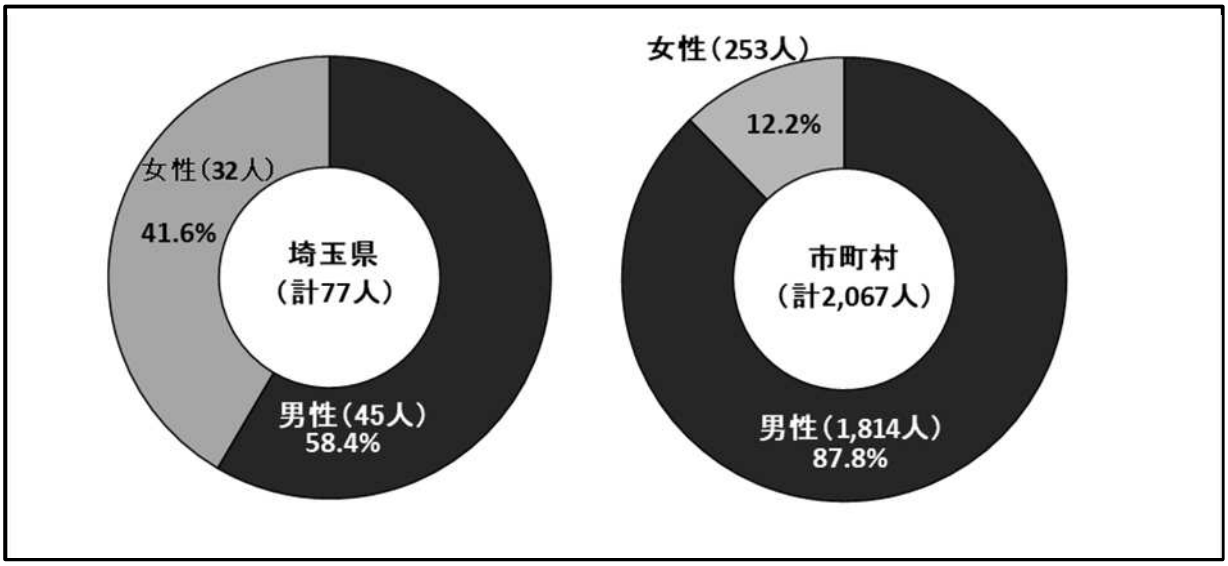

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和７年度）より作成

施策の基本的な方向
（１）防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大

防災や災害復興時における多様なニーズやリスクを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災・災害復興時に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

推進項目

① 埼玉県防災会議における女性の登用推進（危機管理防災部）

② 市町村防災会議における女性の登用への働きかけ（県民生活部、危機管理防災部）

③ 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）

④ 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進（危機管理防災部）

⑤ 消防団への女性の入団・活躍促進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向
（２）防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進

地域の防災訓練や自主防災組織の活動など、現場における女性の参画拡大を図るとともに、防災対策における男女（ジェンダー）のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を踏まえた意識啓発を図ります。

推進項目

① 自主防災組織への女性の参画促進（危機管理防災部）

② 防災セミナー、防災出前講座などでの意識啓発（県民生活部、危機管理防災部）

③ 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
（危機管理防災部）

④ 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

施策の基本的な方向

（3）男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

大規模災害時には、女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。

避難所における、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営の支援を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の策定（危機管理防災部）

② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（県民生活部、危機管理防災部）

③ 女性や妊産婦、子育て家庭等に配慮した避難所の開設・運営体制の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）

④ 大規模災害時における女性を対象とした相談の実施（県民生活部）

⑤ 男女（ジェンダー）の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）

ア 男女（ジェンダー）のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
イ 男女（ジェンダー）に配慮した避難所の開設・運営方法の周知
ウ 固定的性別役割分担意識によらない避難所運営の促進

⑥ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）

⑦ 男女共同参画の視点を踏まえた市町村の地域防災計画の策定支援
（危機管理防災部）

目指す姿Ⅳ　ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

（目指す姿）

○　男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）への理解と解消に向けた取組の重要性が、県民の間で浸透しています。

○　家庭や地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、こどもから高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等や男女共同参画について理解を深める機会が充実しています。

○　学校現場においては、性別に関わりなく、一人一人の個性に応じ、進学や就職において、多様な選択を可能とする指導が行われています。

○　生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が提供され、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択ができるようになっています。

基本目標　Ⅳ－１

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消

（現状と課題）

県の男女共同参画に関する意識・実態調査（令和７年度）では、男女の地位の平等感について、「社会通念や風潮」や「社会全体」などで男女とも不平等感が強い傾向が続いています。この背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）があることが挙げられます。

一方で、同調査の「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識を問う設問について、令和２年度までは増加していた、固定的性別役割分担に《同感しない（合計）》（「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」の合計）の割合が、今回調査では減少に転じる現象もみられました。

性別に対する意識や思い込み、偏見などは誰にでもあることを理解して、その影響を極力なくしていこうとする一人一人の意識や社会の在りようが強く求められています。

新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアが発信する情報が、県民の意識形成に大きな影響を与えます。人は、自身の意見を肯定する特定の情報のみを収集したり、類似の思想を持つ者同士で集まる傾向があり、昨今は、ＳＮＳの利用がその傾向に拍車をかけていると言われます。それにより偏見や差別的思想が拡散されたり増幅される懸念も指摘されていることから、各メディアが連携しながら積極的に情報発信をしていく必要があります。

また、情報を発信する場合、固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアにおける自主的な取組を促進する必要があり、公衆に表示される情報について、男女共同参画の視点から県民自身が主体的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められ

ています。

男女の地位の平等感

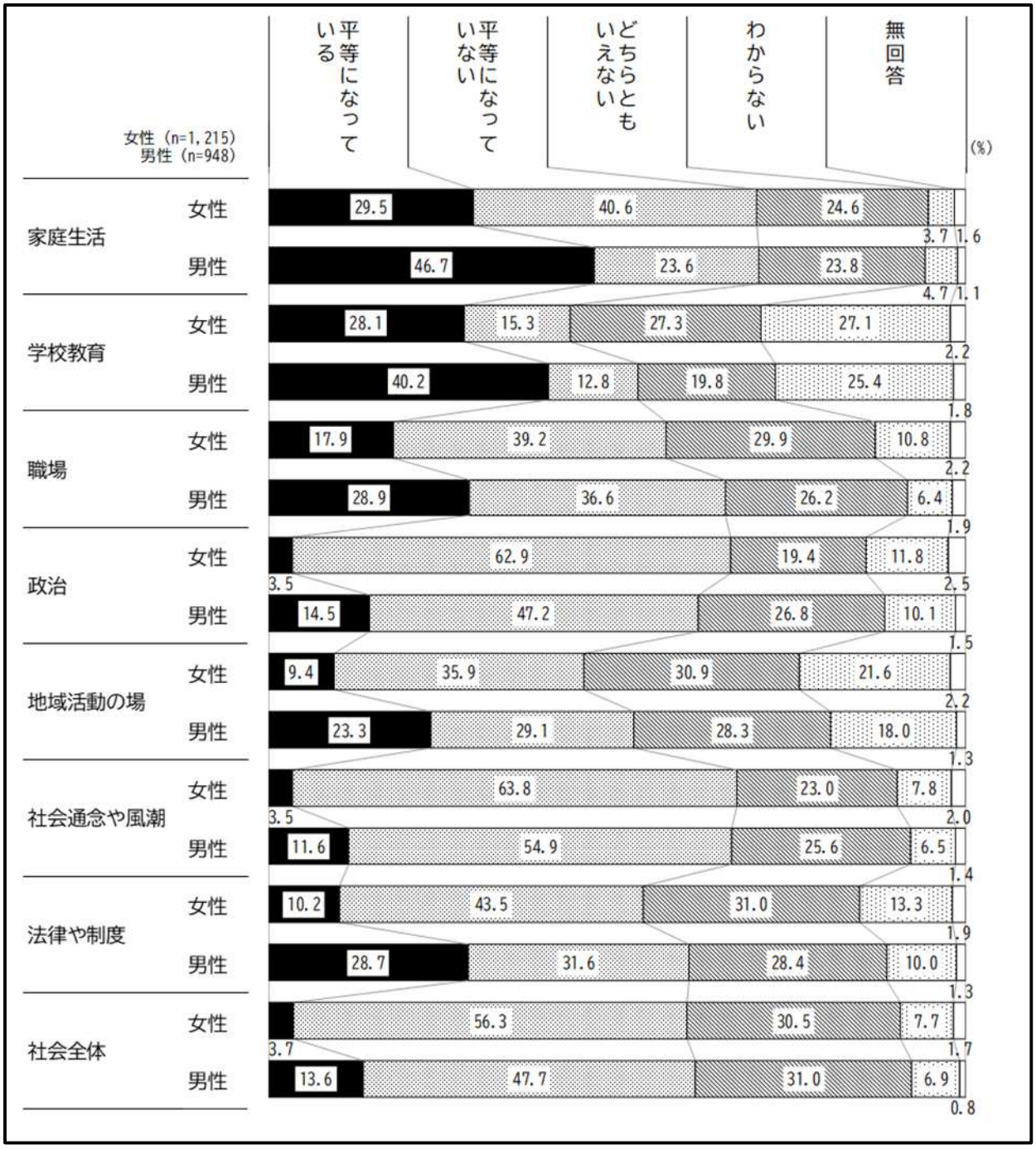

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

固定的性別役割分担意識（県）

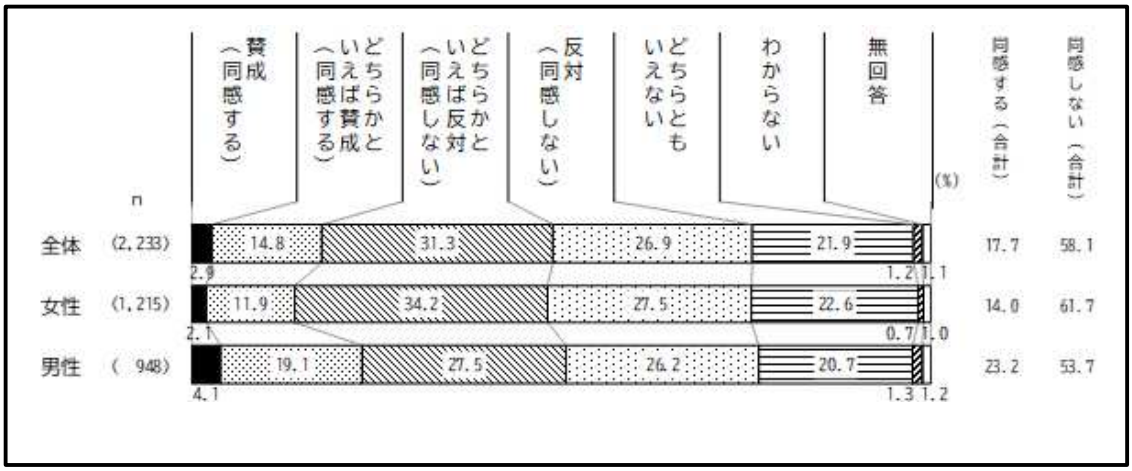

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

新聞・通信社における記者の女性割合の推移（全国）

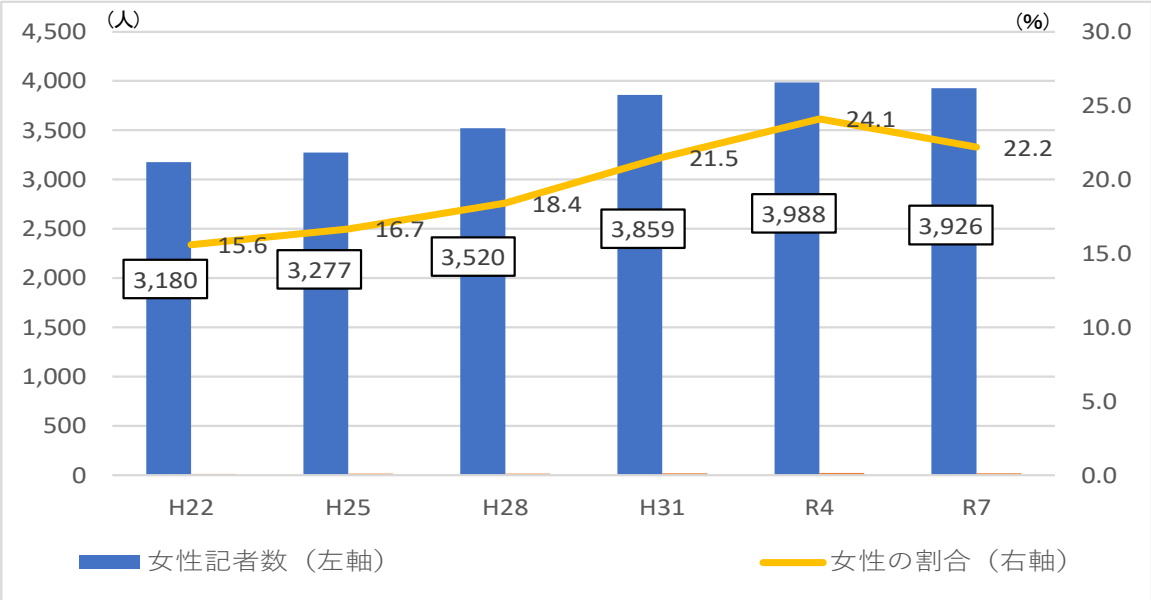

資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成

施策の基本的な方向

（1）固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県が広報物の活用やホームページ等での発信を通じて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。

その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

① 調査による実態把握を通じた、働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部）

② 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部）

ア 事業者、行政職員に対する意識啓発

イ 男性を対象とする事業の充実

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による講師派遣や講座の実施

エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施

③ 男女共同参画の視点に立った県の広報物等の活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）

④ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）

⑤ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

施策の基本的な方向

（2）男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるよう広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）*の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

更に、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

① 男女共同参画に関する情報提供及び学習機会の提供（県民生活部）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による情報提供及び学習機会の提供

② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での相談の充実
イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研修の実施
ウ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）

施策の基本的な方向
（3）ジェンダー主流化の視点を取り入れた施策の企画立案及び実施

まずは、県のあらゆる施策にジェンダー主流化の視点を取り入れていくため、男女共同参画や性差の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などの見直しや、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図ります。

その上で、県のあらゆる施策について、男女が等しくその効果を享受できるよう、ジェンダー主流化の視点を取り入れた施策を企画・立案し、実施します。

更に、取組に対する配慮の度合いを評価することを通じ、ジェンダー平等に向けた県政運営を目指します。

推進項目

① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供（県民生活部）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提供
イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表

② 男女共同参画に関する意識や実態の把握（県民生活部）
ア 男女共同参画に関する意識・実態調査の実施
イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究

③ ジェンダー主流化の視点を取り入れた施策の企画・立案及び実施（県民生活部、全庁）
ア 企画立案時等におけるジェンダー主流化によるチェックの実施
イ ジェンダー主流化推進監による県庁内各部局等における取組の統括
ウ 男女共同参画等推進員等による県庁内各課所における取組の推進
エ ジェンダー主流化配慮度評価*の実施

④ 市町村及び民間企業・団体等と連携したジェンダー主流化の取組の推進（県民生活部）
ア ジェンダー主流化の取組に関する情報提供等

施策の基本的な方向

（4）メディア等における男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められます。表現の自由を尊重しつつ、違法な性・暴力表現の流通を防ぐとともに、人権の尊重や男女共同参画社会の実現に向けた社会的気運の醸成のため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。
男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修の実施や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するよう、メディアに対し協力を働きかけます。

SNS の利用の定着と昨今の AI 等新たなデジタル技術の急速な進展は、生活の利便性を高める一方で、特定の意見への偏りやバイアスの増幅など、デジタル社会特有の課題やリスクが指摘されることから、情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため啓発を行います。

推進項目

① メディア及びインターネット（SNS）における男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）

② 情報を制作・発信する側の方針決定の場などへの女性の参画の促進
（県民生活部、関係部局）

③ AI 等新たなデジタル技術の利用課題も含めた、情報活用能力（メディア・リテラシー*）に関する講座等の開催による普及啓発 （県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（5）人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進
（県民生活部、警察本部）

ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲）
イ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく対策の推進
ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り
エ いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「ＪＫビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（再掲）

基本目標　Ⅳ－２

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

（現状と課題）

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因として、働き方・暮らし方の根底に長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）があることが挙げられます。

男性像や女性像といった性別に対する期待や態度は、社会的な慣習や、地域や身近な人間関係の中で無意識のうちに形成されるため、世代や性別を問わず、無意識の思い込みに気づき意識を変えていく取組が極めて重要になります。

近年、デジタル端末の活用が低年齢化し、ＳＮＳの利用により、性差別を助長する偏った情報や性に関する誤情報など、こどもの心身の成長にとって有害な情報に早期から接する機会が増えています。他人の人権を侵害するような情報の拡散など、深刻な加害・被害が懸念されるところです。

こどもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあう態度を養うとともに、性別に関わりなく、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できることや情報活用能力（メディア・リテラシー）を身に付けることが強く求められています。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、こどもへの接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

県内高等学校卒業者（現役）の進路（令和７年３月卒業者）

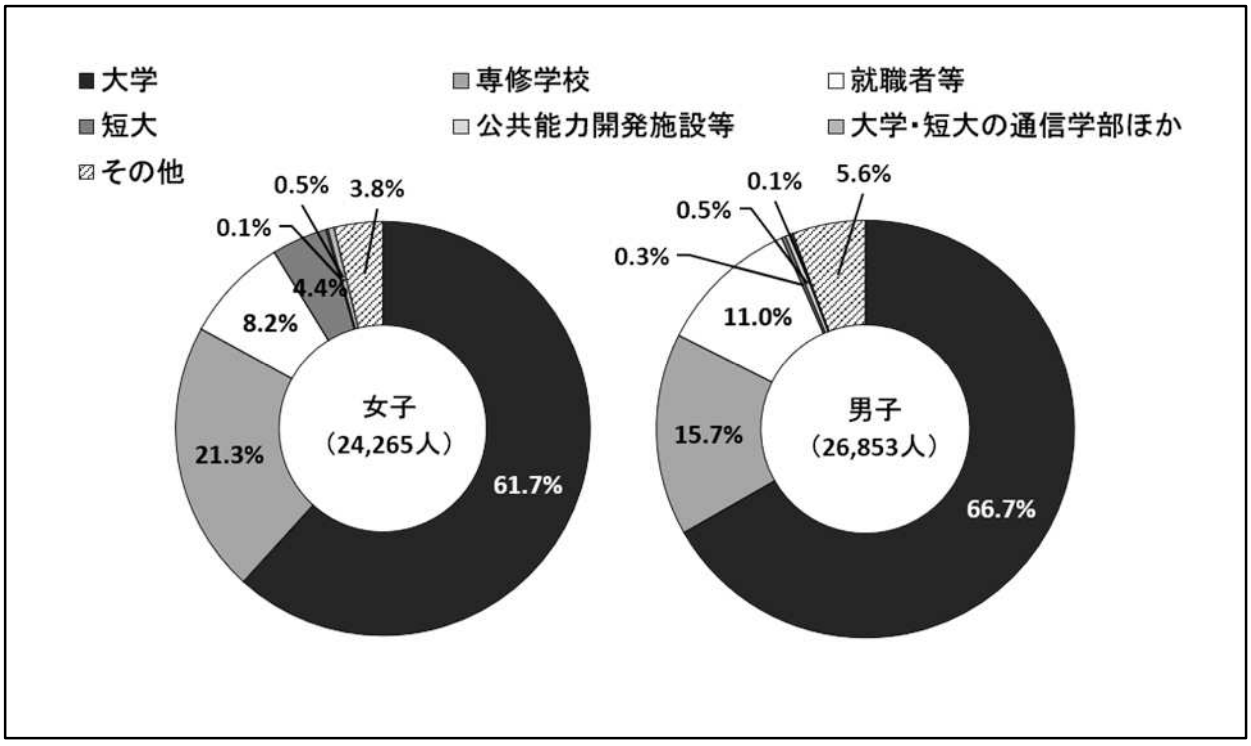

資料：文部科学省「令和７年度学校基本調査」より作成

大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）

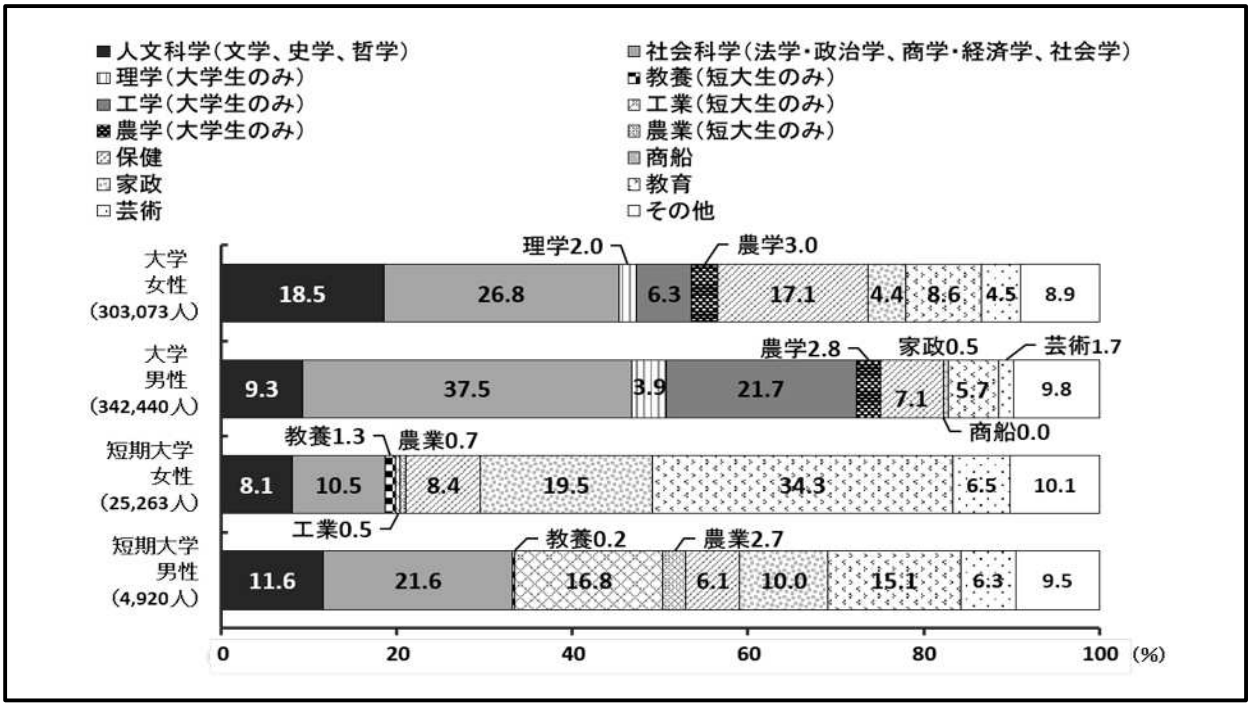

資料：文部科学省「令和７年度学校基本調査」より作成

男女共同参画社会の実現のために必要なこと

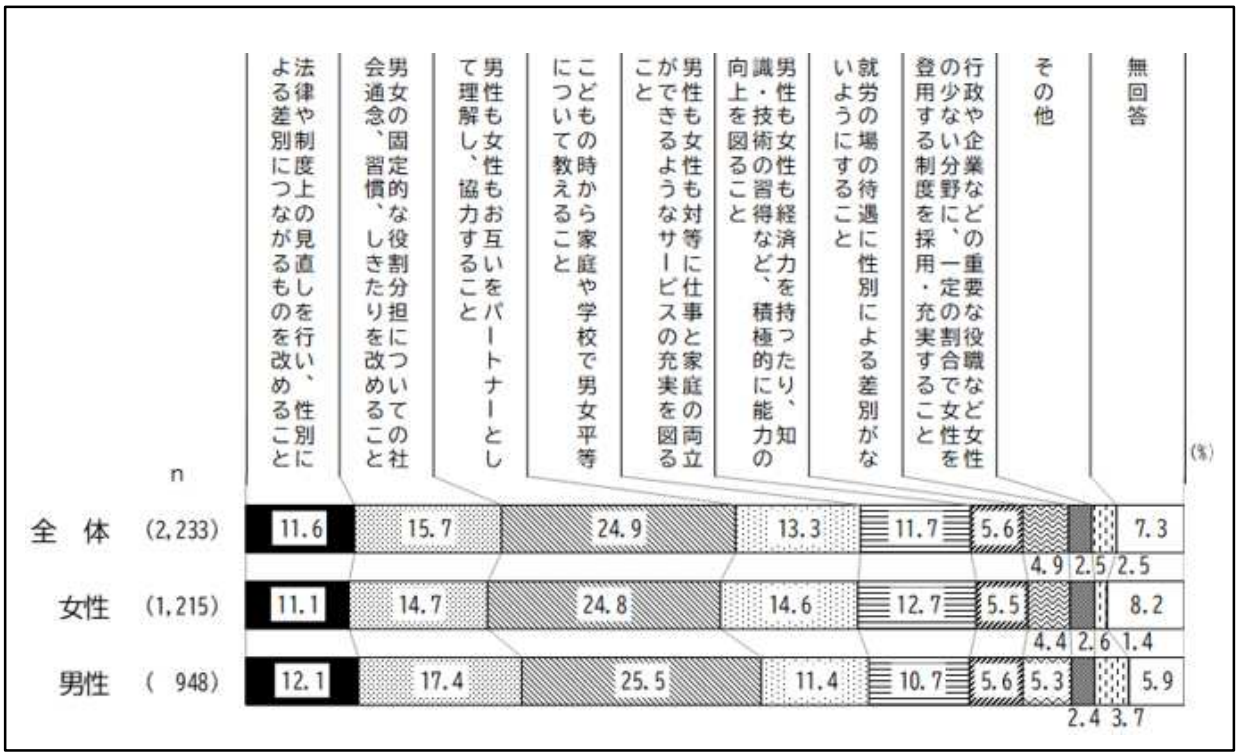

資料：県人権・男女共同参画課「令和７年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

（1）男女共同参画の視点に立ったジェンダー平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成を促進するため、男女共同参画及びジェンダー平等の視点に立った教育を推進します。

推進項目

① 学校教育におけるジェンダー平等教育の推進（総務部、教育局）
- ア 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施（再掲）
- イ 人権感覚育成プログラム*の実践による人権感覚の育成
- ウ 人権尊重やジェンダー平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
- エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
- オ 教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し
- カ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進（再掲）

② 男女共同参画・ジェンダーに関する調査・研究などの充実（県民生活部、関係部局）

③ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実（総務部、教育局）
- ア ジェンダー平等意識を高めるための教職員研修の充実
- イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的な方向

（2）男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

幼少の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。固定的性別役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進（県民生活部、教育局）
- ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における講座・研修事業の実施
- イ 「親の学習*」などの家庭教育支援の充実
- ウ 学校応援団*の推進

② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実（教育局）
- ア 家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

（3）男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

更に、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

推進項目

① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催

イ 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充

② 人材の育成（県民生活部、関係部局）

ア 地域リーダーの育成と活用（再掲）

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進

③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、教育局、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援

イ 生涯学習ステーション*による人材登録制度の紹介や学習情報の提供

④ キャリア教育*の推進（県民生活部、教育局）

ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上

イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成

ウ 職業体験活動の機会の提供

施策の基本的な方向

（4）男女共同参画に関する国際理解、国際交流、国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を促進するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・啓発（県民生活部）

② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供

（県民生活部、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における研修・講座などの実施

イ 独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA（ジーパ））*との連携

③ 県民主体の国際交流の推進（県民生活部）

④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進

（県民生活部）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での男女共同参画の視点により実施する自主活動・交流支援事業への支援

イ ＮＧＯ・ＮＰＯの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援

第４章　計画の推進体制

社会情勢の変化や県の特性を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

１　総合的な推進体制

（１）庁内推進体制による全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う男女共同参画推進会議とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に男女共同参画等推進員を配置し、職員への研修や所属内のジェンダー主流化の取組を推進します。更に、各部局等にジェンダー主流化推進監を配置し、ジェンダー主流化視点での事業点検など、ジェンダー主流化に向けた部局等ごとの取組を統括する体制を作ります。

（２）男女共同参画審議会の意見の反映

知事の諮問に応じ、男女共同参画審議会が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項について調査・審議した結果や、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

（３）男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

苦情を適切かつ迅速に処理するため、関係機関とより一層の連携を図るとともに、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

２　男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

令和８年４月に施行された改正男女共同参画社会基本法により、地方公共団体の男女共同参画センターが法定化されました。また、それに先立ち、同年１月に内閣府男女共同参画局が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」において、男女共同参画センターがその役割を果たすための具体的な業務として５つの業務※が示されました。このことを念頭に、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、情報収集・提供、相談、講座・研修、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を行うとともに、県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

また、令和６年度に旧婦人相談センターを支所として統合し、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能が追加されたことに伴い、男女共同参画やジェンダーを背景とする諸問題への支援を強化します。

※【ガイドラインに定めるセンター５つの業務】

① 地域の課題及びニーズの把握 ② 広報・啓発、講座・研修 ③ 地域の課題解決のための企画立案等への参画 ④ 相談対応 ⑤ 地域における様々な関係者との連携

３　市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための男女共同参画センターの設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

４　県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

更に、民間団体への活動の支援やネットワークの充実を図ります。

５　国及び独立行政法人男女共同参画機構（ＪＧＥＰＡ（ジーパ））との連携

男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画を所管する国、並びに令和８年４月１日に設立され、ナショナルセンター及びセンターオブセンターズの２つの機能・役割を担う独立行政法人男女共同参画機構（ＪＧＥＰＡ（ジーパ））との連携を図ります。

６　計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、県民の意識や実態に関する調査や計画の進行管理を行います。

（１）調査研究・情報収集と提供

男女共同参画の推進に関する国際社会の動向や国内外の取組について情報収集し、基本的な課題について調査研究を行います。

また、県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、県民の男女共同参画に関する意識・実態調査を行います。

更に、こうした調査研究の成果や収集した情報について提供・発信していきます。

（２）計画の進行管理

毎年度、推進指標の達成状況の把握や施策のジェンダー主流化配慮度評価などを行うほか、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

参考資料

１　計画策定の経緯

２　計画の推進体制図

３　男女共同参画をめぐる動き

４　関係法令

- 男女共同参画社会基本法
- 埼玉県男女共同参画推進条例
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

５　用語の解説

１　計画策定の経緯

（１）埼玉県男女共同参画審議会

○　令和 8 年 3 月 23 日　第 69 回審議会

知事から「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」の策定について諮問

○　令和 8 年 7 月 27 日　第 70 回審議会

○　令和 8 年 9 月　4 日　第 71 回審議会

○　令和 8 年 11 月 27 日　第 72 回審議会

○　令和 8 年 12 月　　日　知事へ答申

「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」について

（２）埼玉県男女共同参画推進会議

○　令和 8 年 8 月 12 日　幹事会

「次期埼玉県男女共同参画基本計画（案）に関する意見について」

（３）県民意見の募集

○　令和 8 年 10 月 1 日～10 月 31 日　県民コメント実施

（４）県議会における審議

（５）埼玉県男女共同参画審議会委員名簿

【第１３期】　　（任期　令和６年７月１日～令和８年６月３０日）

氏　　名	所　属　・　役　職　等
池田 浩久	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン副代表理事
臼田 和弘	一般社団法人埼玉県経営者協会幹事
大原 佳子	サイタマ・レディース経営者クラブ地域交流委員長 株式会社アイオプト代表取締役社長
柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授
加邉 昌平	公募
小林 義治	株式会社埼玉新聞社クロスメディア局長
小谷野 剛	狭山市長
佐藤 成美	埼玉県立朝霞西高等学校校長
島田 康弘	小川町長
杉田 真衣	東京都立大学人文社会学部准教授
知久 いづみ	日本女医会埼玉支部理事
土井　希実	公募
徳田 玲亜	弁護士
永井 祥子	NTT労働組合 北関東信越総支部執行委員　　※令和7年11月20日～
◎布柴 靖枝	文教大学人間科学部教授
山村 千華	埼玉労働局雇用環境・均等部長　　※令和7年4月1日～
渡辺 美穂	独立行政法人国立女性教育会館研究国際室長(併)主任研修員

◎：会長　　（令和８年３月２３日諮問時、５０音順、敬称略）

【第１４期】　　（任期　令和８年７月１日～令和１０年６月３０日）

氏　　名	所　属　・　役　職　等
秋山 朋子	株式会社金子製作所　取締役副社長
池田 浩久	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事
池田 亮	株式会社埼玉新聞社クロスメディア局長
岩見 真里子	サイタマ・レディース経営者クラブ地域交流委員長 me life woman(ミライフウーマン)代表
柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長
◎加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授
禿 あや美	国立大学法人埼玉大学経済学部教授
川端 洋	公募
河森 明子	埼玉県立大宮武蔵野高等学校校長
小西 一禎	公募
小谷野 剛	狭山市長
近藤 里沙	弁護士
坂下 俊輔	独立行政法人男女共同参画機構地域支援課長
高野 眞綾	日本女医会埼玉支部理事
永井 祥子	NTT労働組合北関東信越総支部執行委員　　※～令和８年７月29日
播磨 久美	埼玉労働局雇用環境・均等部長
前田 榮	ときがわ町長
目崎 友貴	NTT労働組合北関東信越総支部執行委員　　※令和８年７月30日～
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授

◎：会長　　（５０音順、敬称略）

２　計画の推進体制図

（１）男女共同参画の推進体制

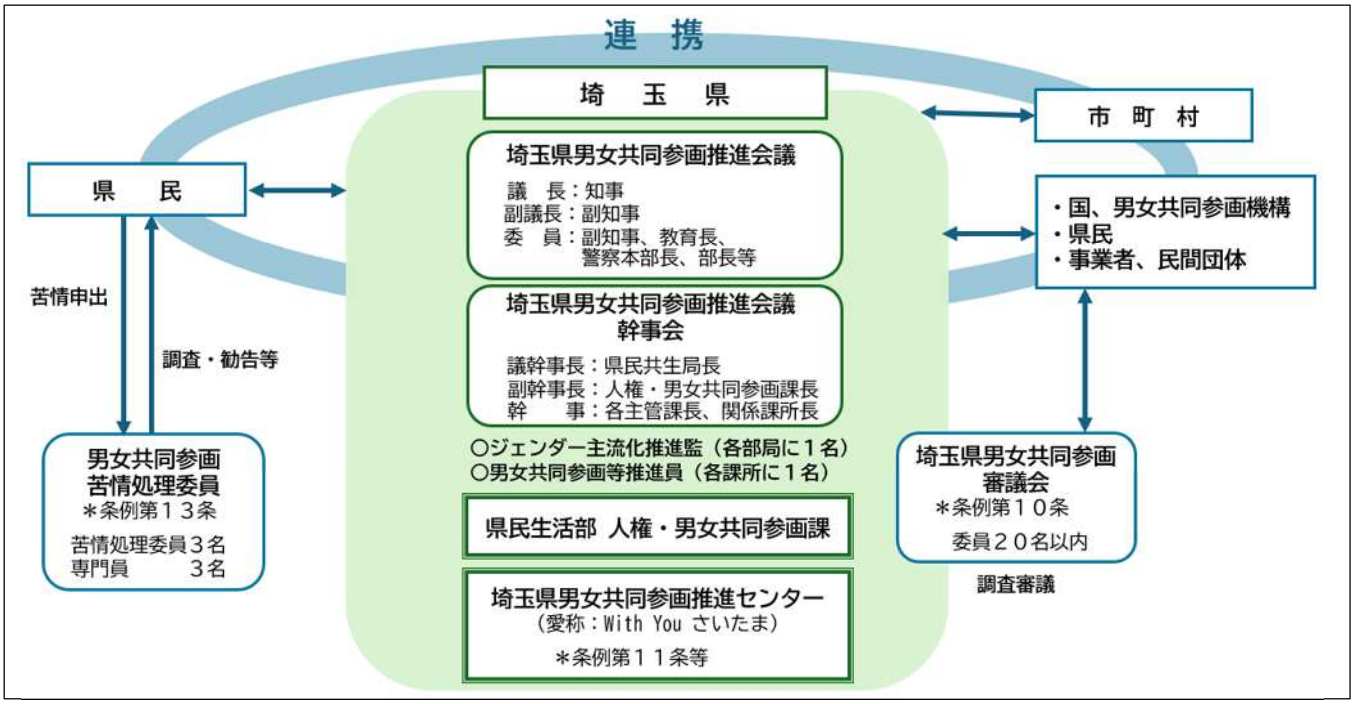

（２）困難な問題を抱える女性支援・ＤＶ被害者支援の体制

（関係機関の支援ネットワーク）

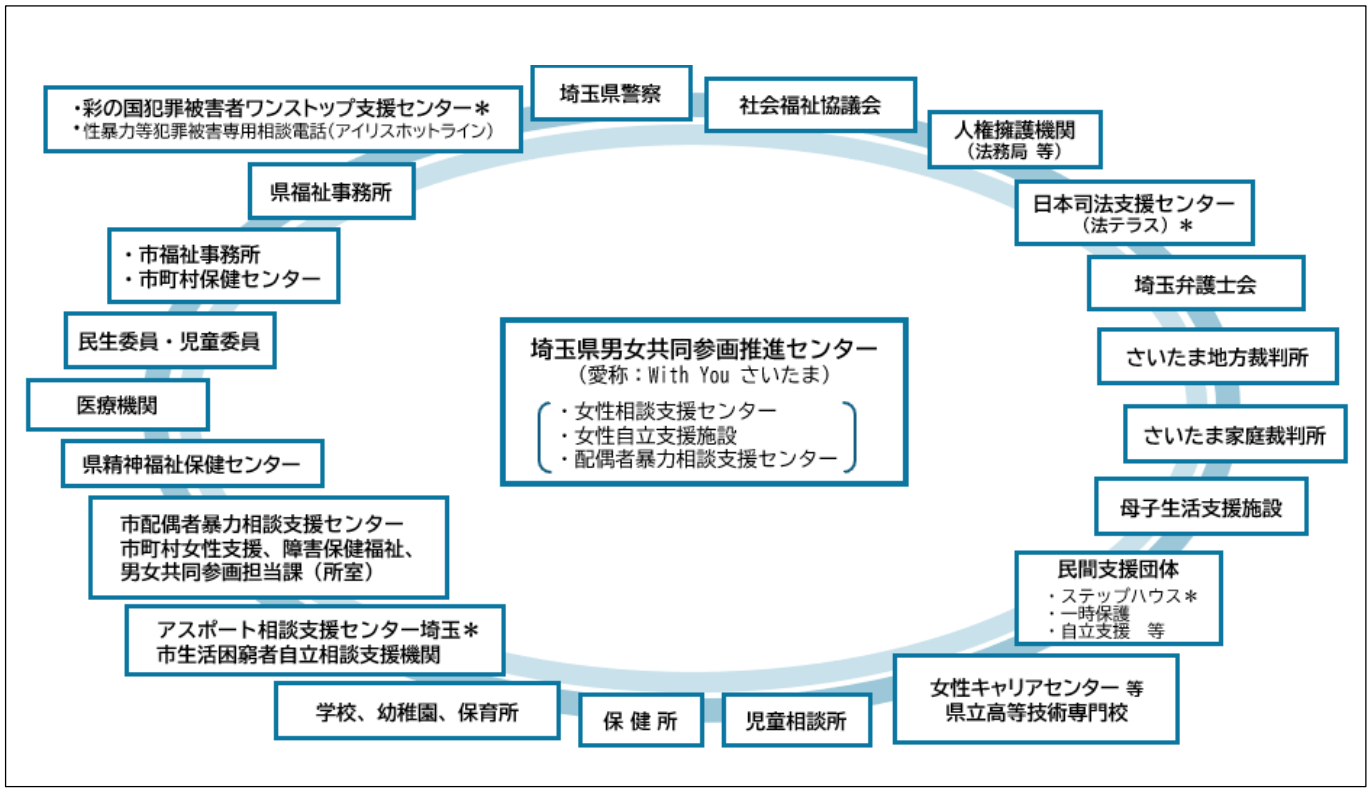

３　男女共同参画をめぐる動き

（１）世界の動き

①　国際婦人年　～世界的な行動の開始～

国際連合は、昭和20（1945）年に「国連憲章」を、昭和23(1948)年には「世界人権宣言」を採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。

更に、性差別撤廃に向けて世界規模の行動をもって取り組むために、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とすることが国連総会において決議されました。同年にはメキシコシティーにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和51（1976）年から昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の十年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

②　女子差別撤廃条約とＩＬＯ第156号条約　～締結には国内法等の整備が必要に～

昭和54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

この条約の前文には「女子に対する差別は、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」という基本的な考え方が示されています。第１条の「女子に対する差別」では、性に基づくものであれば、区別、排除、制限も差別にあたると定義しています。

また、これを受けて、ＩＬＯ（国際労働機関）においても性別役割分担意識を払拭することが求められ、昭和56(1981)年には、ＩＬＯ第123号勧告「家族的責任を有する女子の雇用に関する勧告」（昭和40（1965）年）に代えて、ＩＬＯ第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

③　婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略　～各国が取り組むべき施策の指針を採択～

「国連婦人の十年」最終年の昭和60（1985）年には、ケニヤのナイロビにおいて世界会議が開催され、「国連婦人の十年」の成果の検討、評価を行い、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦2000年に向けて各国等が積極的措置を採る上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しています。

④　第４回世界女性会議（北京女性会議）　～各国の行動計画の策定を～

平成7(1995)年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京において開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられ、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。12の重大問題領域は、Ａ女性と貧困、Ｂ女性の教育と訓練、Ｃ女性と健康、Ｄ女性に対する暴力、Ｅ女性と武力紛争、Ｆ女性と経済、Ｇ権力及び意思決定における女性、Ｈ女性の地位向上のための制度的な仕組み、Ｉ女性と人権、Ｊ女性とメディア、Ｋ女性と環境、Ｌ女児となっています。

⑤　女性2000年会議　～男女共同参画の推進は国際的な流れ～

平成12（2000）年6月には、ニューヨークで、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、北京会議で採択された行動綱領の各国等の実施状況の検証と次へ進むための戦略が討議され、今後各国政府等のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。

⑥　第 49 回国連婦人の地位委員会「北京＋10」閣僚級会合
～北京宣言の実施状況の評価・見直し～

平成 17（2005）年に、第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京＋10」が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議しました。会議の主な成果として、「宣言」及び 10 項目からなる「決議」が採択されました。

⑦　第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」記念会合　～北京宣言の実施状況の評価～

平成 22（2010）年に、第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」が国連本部（ニューヨーク）において、第 4 回世界女性会議（北京会議）から 15 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。会議の主な成果として、「宣言」及び７項目からなる「決議」が採択されました。

⑧　第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」記念会合　～北京宣言の実施状況の評価～

平成 27（2015）年に、第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」が国連本部（ニューヨーク）において、第 4 回世界女性会議（北京会議）から 20 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。会議の主な成果として、「宣言」及び 2 項目からなる「決議」が採択されました。

⑨　第 64 回国連婦人の地位委員会「北京＋25」　～北京宣言の実施状況の評価～

令和 2（2020）年に、第 64 回国連婦人の地位委員会「北京＋25」が国連本部（ニューヨーク）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大幅な日程の短縮及び規模を縮小しての開催となりました。政治宣言「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」や各種決議、CSW65 の議題等の採択が行われた後に休会となり、ステートメントを含め加盟国からの発言の機会は見送られました。

⑩　第 65 回国連婦人の地位委員会

令和 3（2021）年に、第 65 回国連婦人の地位委員会が国連本部（ニューヨーク）において、オンラインで「公共分野における女性の意思決定への参画と暴力の根絶」をテーマに一般討論、閣僚級円卓会合、インタラクティブ・ダイアローグ、合意結論「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」が行われました。

⑪　「北京宣言・行動綱領」が採択されてから 30 周年

令和 7（2025）年は、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから 30 周年となりました（「北京＋30」）。国連では、第 69 回国連女性の地位委員会（CSW）をはじめ、様々な国際会議が開催されました。

⑫　第 69 回国連婦人の地位委員会

令和 7（2025）年に、第 69 回国連婦人の地位委員会が国連本部（ニューヨーク）において、上記⑪のとおり平成 7（1995）年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 30 年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況のレビュー及び評価を主要テーマに開催されました。

（２）国の動き

①　婦人問題企画推進本部設置と国内行動計画の策定　～世界の動きと同一歩調で～

昭和50（1975）年の国際婦人年に開催された第１回目の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置し、昭和52（1977）年には「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

②　女子差別撤廃条約の批准と新国内行動計画の策定
～男女平等に関する法律・制度面の整備を推進～

女子に対する差別を撤廃し、男女平等の原則を具現化するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進め、昭和60（1985）年に批准し、72番目の締結国になりました。

また、昭和62(1987)年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

③　「男女共同参画推進本部」の設置　～国の推進体制の拡充～

平成6(1994)年に、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「婦人問題企画推進本部」を拡大発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を、更には、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。

④　ＩＬＯ第156号条約の批准と男女共同参画2000年プランの策定
～男女共同参画社会の形成に関する法律・制度面の充実～

平成7（1995）年には、「育児休業等に関する法律」に介護休業制度を付加し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として大幅な改定を行い、ＩＬＯ第156号条約を批准しました。

北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビ

ジョン」を受けて、平成8(1996)年12月には、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。

⑤　男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定
～男女共同参画社会の形成についての基本理念が明らかに～

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしました。

また、平成12(2000)年には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策の内容を示しました。

⑥　男女共同参画局と男女共同参画会議の設置　～新たに強力な推進体制の整備～

平成13(2001)年には、中央省庁等の改革により、これまでの総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」が、内閣府「男女共同参画局」「男女共同参画会議」になり推進体制が強化されました。

⑦　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行
～夫・パートナーからの暴力対策の具体化～

平成13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されました。「保護命令」が創設され、被害者が更なる暴力により、生命身体に危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が、加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。

⑧　次世代育成支援対策推進法の施行　～国、県、市町村、事業者、地域が一体となって～

平成15(2003)年には、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」が進められています。

⑨　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
～都道府県による基本計画の策定を義務付け～

平成16(2004)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、都道府県に基本計画の策定が義務付けられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大され、保護命令制度が拡充されました。

⑩　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正
～間接差別の禁止、男性へのセクハラ防止対策を義務付け～

平成19(2007)年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男女労働者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

⑪　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
～保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を規定～

平成20(2008)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし被害者の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

⑫　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（名称は改正後のもの）
～生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についても法律を準用～

平成26(2014)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力についてもこの法律を準用することとなりました。

⑬　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行

～県及び市町村における推進計画の策定の努力義務、事業主行動計画の義務付け～

平成 28(2016)年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が完全施行されました。

これにより、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めました。

⑭　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

～議会選挙において男女の候補者の数をできる限り均等となることを目指す基本原則～

平成 30(2018)年には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されました。

これにより、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めました。

⑮　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正

～都道府県による基本計画の策定が努力義務に～

令和元(2019)年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。（施行：令和 2 年 4 月（一部は令和 4 年 4 月））

これにより、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクハラ等の防止対策の強化等の措置を講ずることとされました。

⑯　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正

～取組項目や施策の例示を明記、セクハラ・マタハラ等の防止体制の整備を義務付け～

令和 3(2021)年には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部が改正されました。

これにより、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うこととされました。

⑰　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

～複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題への対応～

令和 6(2024)年には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。

この法律は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

⑱　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正

～保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化等～

令和 6（2024）年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されました。

これにより、接近禁止命令等について、発令の対象が拡大され、被害者と同居する子への電話等禁止命令が創設されました。

また、保護命令違反に関する罰則が加重されました。

このほか国が定める基本的な方針及び都道府県計画について、自立支援などの必要的記載事項が追加されました。更に、関係機関等から構成される協議会が法定化されました。

⑲　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正

～接近禁止命令等の禁止行為の追加～

令和 7(2025)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されました。

これにより、紛失防止タグの位置情報を取得する行為及び紛失防止タグを取り付ける行為等が接近禁止命令等における禁止行為に追加されました。

⑳　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正
～10 年間の期限延長や情報公表の必須項目の拡大～

令和 7(2025)年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部が改正されました。

これにより、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限が 10 年間延長され、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化等を行うこととされました。

㉑　独立行政法人男女共同参画機構法の制定及び男女共同参画社会基本法の一部改正
～独立行政法人男女共同参画機構の新設、国及び地方公共団体の基本的施策の強化等～

令和 7(2025)年には、独立行政法人男女共同参画機構法が成立し、独立行政法人男女共同参画機構が新設されることとなるとともに、男女共同参画社会基本法の一部が改正され、国及び地方公共団体の基本的施策が強化され、全国の男女共同参画センターが法的に位置付けられました。

（３）埼玉県の動き

①　男女共同参画行政担当課の変遷　～時代の流れと共に～

国際婦人年に始まる国際的な動きと、国内婦人問題企画推進本部の設置の動きを背景に、女性行政を担当する県の組織として、昭和51(1976)年、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口を設置しました。

昭和52(1977)年、企画財政部婦人問題企画室長の職制を設置し、昭和54年、県民部婦人問題企画室長の職制を設置し、昭和55(1980)年、県民部婦人対策課を設置しました。その後、昭和62(1987)年に婦人行政課に名称変更、平成3(1991)年に女性政策課に、平成13(2001)年に男女共同参画課に名称変更しました。

②　埼玉県男女共同参画推進会議の変遷　　～庁内における推進体制の整備～

昭和52(1977)年、女性関係行政の体系化を行い、女性行政の総合的、かつ効率的な推進を図るとともに「県計画の策定」に向けて「婦人問題庁内連絡会議」を設置しました。

昭和55(1980)年、女性の地位向上に関する施策の総合的な調整に関する事項を審議する機関として「婦人関係行政推進会議」を設置しました。

平成3(1991)年、「女性関係行政推進会議」に名称変更、平成9(1997)年、知事を議長とする「男女共同参画推進会議」に改組しました。

③　埼玉県男女共同参画審議会の変遷　　～外部有識者における諮問機関の整備～

昭和53(1978)年、知事の諮問に応じ、男女平等の推進に関する重要事項を審議する機関として「埼玉県婦人問題協議会」を設置しました。

平成3(1991)年、「埼玉県女性問題協議会」に名称変更、平成12(2000)年、「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更しました。審議会の役割として、条例第10条第1項の知事からの諮問のほか第2項では、「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること」が規定されました。

④　第一次から第三次までの行動計画　～時代に応じた行動計画の策定～

・第一次計画

「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（昭和54～60年度）

女性の法的な面での地位は大きく向上したが、依然として固定的な男女の役割分担意識が残っているという認識にたち、埼玉県の女性の地位向上の新しい出発点として、真の男女　平等の実現に向けて計画を策定しました。

「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」

昭和59年3月、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行いました。

・第二次計画

「男女平等社会確立のための埼玉県計画」（昭和61年～平成7年度）

単に女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざして、第二次計画を策定しました。

「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」

平成2年3月、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため見直しを行いました。

・第三次計画

「2001彩の国男女共同参画プログラム」（平成7年度～13年度）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」を確立することをめざして、第三次計画を策定しました。

⑤　埼玉県男女共同参画推進条例の制定　～全国に先駆けて～

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分踏まえ、県民意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて平成12年3月に制定しました。

⑥　埼玉県男女共同参画推進プラン2010の策定　～条例に基づく初の基本的な計画～

平成14年2月に、埼玉県男女共同参画推進プラン2010を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋を示しました。平成19年2月には、計画期間の最終年度を平成23年度とするなど中間見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」としました。

⑦　男女共同参画推進センター（With Youさいたま）の設置
～男女共同参画社会づくりの総合的な拠点～

県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、平成14年4月に男女共同参画推進センター（With Youさいたま）を開設しました。

⑧　配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定　～ＤＶ総合対策の推進～

平成18年2月に、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

⑨　埼玉県女性キャリアセンターの設置　～子育て期の女性の再就職を支援～

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、平成20年5月、男女共同参画推進センター（With Youさいたま）内に開設しました。

⑩　ウーマノミクス課の設置　～埼玉版ウーマノミクスの推進に向けて～

働く場における女性の活躍を支援するため、平成24年4月に、産業労働部にウーマノミクス課を設置しました。

⑪　人材活躍支援課及び多様な働き方推進課の設置

令和3年4月に、産業労働部のウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編しました。あわせて、埼玉県女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更しました。

⑫　人権・男女共同参画課の設置　～人権施策と男女共同参画施策の一体的推進を目指して～

令和4年4月に、県民生活部の人権推進課と男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を新設しました。

⑬　埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定
～本県の女性支援を一層推進するために～

令和6年3月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に合わせて、本県の女性支援をより一層推進するため、埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画を策定しました。

⑭　男女共同参画推進センター（With Youさいたま）への婦人相談センターの統合
～ワンストップで相談から自立支援まで～

令和6年4月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に合わせて、男女共同参画推進センター（With Youさいたま）に婦人相談センターを支所として統合しました。

⑮　雇用・人材戦略課及び就業支援課の設置

令和7年4月に、産業労働部の雇用労働課、人材活躍支援課及び多様な働き方推進課を雇用・人材戦略課及び就業支援課に再編しました。あわせて、埼玉県女性キャリアセンターを就業支援課に組織変更しました。

（4） 男女共同参画に関する年表

	年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
				組　織	行 動 計 画	主要事業その他
	1945(S20)	○国連憲章採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)			
	1946(S21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生			
	1947(S22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止			
	1948(S23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
	1967(S42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
	1975(S50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置			
国連婦人の十年	1976(S51)		○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
	1977(S52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		○埼玉婦人問題会議発足
	1978(S53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会		
	1979(S54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置		
	1980(S55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正(配偶者の法定相続分1／3→1／2)	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
	1981(S56)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)				
	1984(S59)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)		○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
	1985(S60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)			○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加
	1986(S61)				○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
	1987(S62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更		
	1989(H1)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)			
	1990(H2)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	○埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)開館
	1991(H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更		

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組　織	行 動 計 画	主要事業その他
1992(H4)		○初の婦人問題担当大臣設置			
1993(H5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立			○「埼玉女性の歩み」発行
1994(H6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置			○「1994彩の国の女性」発行
1995(H7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准		○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996(H8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定			○「世界女性みらい会議」開催
1997(H9)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組		○女性センター(仮称)基本構想策定
1998(H10)					○女性センター(仮称)基本計画策定
1999(H11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立			○女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申
2000(H12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	○埼玉県男女共同参画推進条例施行	○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施
2001(H13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更		
2002(H14)				○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)開設
2003(H15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立			
2004(H16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正			○女性チャレンジ支援事業開始
2005(H17)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京＋10」開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定			
2006(H18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:施行は平成19年)		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007(H19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
2008(H20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更		○女性キャリアセンター開設
2009(H21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010(H22)	○第54回国連婦人の地位委員会「北京＋15」開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合		

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組　織	行 動 計 画	主要事業その他
2012(H24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	○「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年度～平成28年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加
2013(H25)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（施行は平成26年） ○「日本再興戦略」（6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる			
2014(H26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW！Tokyo2014)開催			
2015(H27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」記念会合	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行 ○「男女共同参画基本計画（第4次）」策定			
2017(H29)				○「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年度～平成33年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定	
2018(H30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行			
2019(R1)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正			
2020(R2)	○第64回国連婦人の地位委員会「北京＋25」開催	○「男女共同参画基本計画（第5次）」策定			
2021(R3)	○第65回国連婦人の地位委員会開催	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	○産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更		
2022(R4)		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	○県民生活部人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を新設	○「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定	
2023(R5)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（施行は令和6年）			○ジェンダー主流化試行点検の実施
2024(R6)		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	○婦人相談センターを男女共同参画推進センターに組織統合	○「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和6年度～令和8年度）」策定	○ジェンダー主流化事業点検の実施

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組　織	行 動 計 画	主要事業その他
2025(R7)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「独立行政法人男女共同参画機構法」成立(施行は令和8年) ○「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」成立 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は令和7年12月)	○産業労働部雇用労働課、人材活躍支援課及び多様な働き方推進課を、雇用・人材戦略課と就業支援課に再編		○ジェンダー主流化支援ツール(手引書、チェックポイント)の作成

４　関係法令

男女共同参画社会基本法

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行

の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　**抄**

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

附　則　（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

埼玉県男女共同参画推進条例

（平成12年3月24日条例第12号）

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第三条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

３　男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

４　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

５　男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

６　男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

３　県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条　県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条　何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

２　何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第八条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（県の施策等）

第九条　県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一　男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二　広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三　あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四　審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五　女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六　男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七　民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八　男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（埼玉県男女共同参画審議会）

第十条　埼玉県男女共同参画審議会（第十二条第三項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一　知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二　男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

（総合的な拠点施設の設置）

第十一条　県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（基本計画の策定）

第十二条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

４　知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

５　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（苦情の処理）

第十三条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

２　県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
３　第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
４　第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第十四条　知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第十五条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年法律第 64 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計

画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる情報

二　前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用する職員の男女の給与の額の差異

二　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽

の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。
一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日
二及び三　略
四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日
二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年三月三一日法律第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定　公布の日
二　略
三　第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和七年六月一一日法律第六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定　公布の日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号）」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。）　令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条　第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成 13 年法律第 31 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
一　面会を要求すること。
二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被

害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し

た書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
第五章　雑則
（職務関係者による配慮等）
第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市町村の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
２　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用
第五章の二　補則
（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月一九日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和五年六月一四日法律第五三号）　抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日
二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附　則　（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（令和八年六月二四日法律第四六号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第五条の規定　公布の日
（政令への委任）
第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（令和４年法律第 52 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を

支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
2　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
2　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
3　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）

第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日
二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
三　略
四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

（平成 30 年法律第 28 号）

（目的）

第一条　この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条　政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

２　政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

３　政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

４　政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（政党その他の政治団体の努力）

第四条　政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第五条　国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第六条　国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

２　地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第七条　国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（環境整備）
第八条　国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。
（性的な言動等に起因する問題への対応）
第九条　国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
（人材の育成等）
第十条　国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。
（その他の施策）
第十一条　国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。
附　則
この法律は、公布の日から施行する。
附　則　（令和三年六月一六日法律第六七号）
この法律は、公布の日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

（1979 年（昭 54 年）国際連合採択
1981 年（昭和 56 年）発効）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に 対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条　この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条　締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c)　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d)　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e)　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f)　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g)　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条　締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b)　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条　締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b)　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
(c)　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
(e)　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d)　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2　1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　家族給付についての権利
(b)　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
(c)　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権利
(d)　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
(f)　あらゆる地域活動に参加する権利
(g)　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
(h)　適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
(a)　婚姻をする同一の権利
(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(g)　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
(h)　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5　委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6　委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
　(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
　(b)　その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1　委員会は、手続規則を採択する。
2　委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

1　委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条　専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条　この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
　(a)　締約国の法令
　(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条　締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

1　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2　国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1　この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2　この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条　この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

５　用語の解説　（計画中 ＊ で記した用語を解説しています。）

行	用　語	説　　明
あ	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。
	アスポート相談支援センター埼玉	仕事、住まい、借金など、様々な問題で生活に困っている方に対し、専門の相談支援員が解決に向けた支援を行う相談機関。社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会と、公益社団法人埼玉県社会福祉士会が埼玉県から委託を受けて共同で運営を行っている。
	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったモノの見方」のこと。例えば、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識に同感していなくとも、「親が単身赴任中」と聞いて父親を想像したり、「仕事と家庭の両立」と聞いて女性だけの課題と考えてしまうなど、その人の過去の経験や知識などにより、無意識に何気ない発言や行動として現れること。
	生命（いのち）の安全教育	発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」、性暴力の「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すもの。
	ウェルビーイング（Well-being）	well（よい）と being（状態）からなる言葉。世界保健機関（ＷＨＯ）では、ウェルビーイングのことを個人や社会のよい状態として、健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定されるとされている。
	ＡＩ	Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。
	M字カーブ	女性の就業率や労働力率の推移をグラフ化した際に、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することがM字を描いているように見えることから、女性の就業率等における課題を示す言葉。
	Ｌ字カーブ	女性の正規雇用率の年代別の推移をグラフ化した際に、出産を契機に、女性が非正規雇用化し、正規雇用率が急激に下がることがＬ字を描いているように見えることから、女性の就業率等における課題を示す言葉。
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	間接差別	性別には関係のない取扱いであっても、結果的にいずれかの性に不利益を与えるもの。合理的な理由がなく、労働者の募集に当たって身

行	用　語	説　　明
か		長、体重、体力を要件とするものや昇進に当たって転勤の経験を要件とするものなど。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	ケアラー	高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている者。ケアラーの中でも、18 歳未満の者はヤングケアラーという。
	けいさつ総合相談センター	警察活動への意見・要望又は苦情や激励、各種相談の総合相談窓口。
	県営住宅の入居申込時の優遇抽選	県営住宅の入居申込時に困窮等の事情をポイント化して抽選倍率を高くすること。
	建設工事請負等競争入札参加資格の格付審査	建設工事請負等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について審査すること。
	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪被害者支援に関する早期援助団体。犯罪被害者等からの電話等による相談受理、弁護士相談・臨床心理士によるカウンセリングを行っている。彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターとして、県防犯・交通安全課、県警察本部犯罪被害者支援室と連携し、犯罪被害者等の支援に当たっている。
	固定的性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
	こども家庭センター	妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる拠点であり、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う。 （旧 子育て世代包括支援センター（～令和 6 年 3 月））
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 （困難女性支援法）	女性における生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻などの複雑化、多様化及び複合化した課題が顕在化する中、孤独・孤立対策の視点も含め、困難な問題を抱える女性への支援を強化するため、制定された法律。 同法の制定により、従来、困難な問題を抱える女性支援に係る法的根拠や枠組みが売春防止法から同法へと変更された。 ※令和 6 年 4 月 1 日施行
さ	埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン（第２次）	次世代育成支援対策推進法第 19 条及び女性活躍推進法第 19 条に基づく特定事業主行動計画として策定した計画。 県教育委員会では、このプランに基づく取組を実施していくことにより、男性も女性も、職場において能力を最大限に発揮し、仕事と家庭の両立を図れる職場環境をつくり、女性が活躍する社会に向けて取り組んでいく姿を児童・生徒に示していく。
	埼玉県警察職員いきいき推進計画「明るい未来へシラコバトプラン」	次世代育成支援対策推進法第 19 条及び女性活躍推進法第 19 条に基づく特定事業主行動計画として策定した計画。 県警では、この行動計画に基づく取組を迅速かつ重点的に推進し、性別又は勤務時間の制約に関わらず、全ての職員が、その力を最大限発揮できる魅力ある職場づくりの実現を目指している。
	埼玉県５か年計画	本県の目指す将来像と 5 年間に本県が取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる計画。
	埼玉県子どもの権利擁護委員会（通称：子どもスマイルネット）	こども（原則 18 歳未満・高校生も対象）に関わる様々な悩みについて、電話相談を受ける埼玉県の窓口。こどもの権利に関する悩みには、希望によりこどもの権利擁護委員会が関係機関との間で調整等を

行	用　語	説　　明
さ		行う。
	埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画として策定した計画。 県では、このプランに基づいて、男性も女性も、職場において能力を最大限に発揮し、仕事と生活の両立を図れる職場環境をつくることを目指している。
	さいたま農村女性アドバイザー	女性農業者の社会的役割の向上及び農業・農村における男女共同参画の推進を目的に、農業経営や地域社会に参画している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として、知事が認定した者。
	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	犯罪被害者やその御家族、御遺族からの相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、県、県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターが一体となり運営している。
	自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン	契約条件の文書明示や契約条件の適正化等について、契約の当事者が守るべき事項のほか、仲介事業者が留意すべき事項を示したガイドライン。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
	ジェンダー主流化	平成7（1995）年の第4回世界女性会議（「北京会議」）で提唱された、ジェンダー平等の理念を実現するための手法や考え方。県では、この国際会議での定義を踏まえ、「あらゆる施策において、固定的性別役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることで、一つの施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図るもの。」と定義し、令和5年度から取組を進めている。
	ジェンダー主流化配慮度評価	県の施策にジェンダー主流化の視点を取り入れ、男女双方の参画機会の確保や性別による格差が生じていないかなど、施策における配慮の度合いを評価する。年1回実施し、結果を「男女共同参画に関する年次報告」に掲載している。通称「チェックポイント5」。
	ジェンダー平等	ジェンダー平等とは、性別（ジェンダー）に関わらず、平等に責任や権利、機会を分かち合うこと。
	支援調整会議	プラン（支援）案を共有したり、プラン案の適切性を協議する場であり、支援終結時にはプランの評価を行う会議。困難女性支援法では、第15条により（地方公共団体は）支援調整会議を組織するよう努めるものとされている。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。 ※平成15年7月16日に10年間の時限立法として施行されたが、平成26年に一部改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日まで延長となった。更に、令和6年改正により令和17年3月31日まで再延長された。
	社会福祉施設	社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を

行	用　語	説　　明
さ		図ることを目的としている。 社会福祉施設には大別して老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設、保護施設、女性自立支援施設、その他の施設がある。
	住宅確保要配慮者	住宅の確保に特に配慮を要する者。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のこどもを養育する者など。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定義されている。
	住宅セーフティネット制度	民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や、住宅確保要配慮者の入居支援等を行う法人の指定などを行うもの。
	生涯学習ステーション	県ホームページを通じて、分野別の指導者や月別のイベント・講座などの生涯学習に関する情報を提供するサイト。インターネットを通じて、指導者やイベント・講座などの生涯学習に関する情報を分野・地域・曜日などの条件により検索するシステム。
	女子差別撤廃条約	昭和54（1979）年に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56（1981）年に発効。正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。日本は、昭和60（1985）年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定した条約。
	女性キャリアセンター	働きたい女性や働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、職場体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。 県男女共同参画推進センター（With You さいたま）と同一施設内に所在。
	女性自立支援施設	配偶者からの暴力や家庭関係の破綻、生活の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護する施設。都道府県や社会福祉法人などが設置している。
	女性相談支援員	様々な困難を抱える女性の相談に応じ、適切な支援や情報提供を行う専門職。以前は「婦人相談員」として知られていたが、令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律により名称が変更された。同法第11条により都道府県に配置することとされている。 また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条に基づく配偶者からの暴力を受けた者の支援も担っている。
	女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条により都道府県に設置することとされている。困難な問題を抱える女性における諸問題について、相談に応じ、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的援助、その他必要な援助を行い、就労支援、住宅の確保、その他必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う機関である。また、居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助も行う。 県では、埼玉県男女共同参画推進センターがその機能を有している。 （→「男女共同参画推進センター」の欄参照。）
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。 10年間の時限立法（平成27年9月4日施行（一部平成28年4月1日施行））であったが、令和8年度から10年間の延長となった。

行	用　語	説　　明
さ	女性の「働く」を応援するワンストップサイト	働きたい女性、働く女性に「寄り添い」、「応援する」ワンストップサイト。女性の持つ様々な疑問、悩みや関心にワンストップで応える。
	人権感覚育成プログラム	人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るための学習プログラム。自尊感情や生命尊重、共感と連帯感、コミュニケーション能力、参加・参画などの「人権感覚育成のための視点」に基づき、参加体験型学習や体験活動を組み入れ、実感を通して学ぶことができるものとなっている。（学校教育編、社会教育編）
	人身取引	人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を獲得・輸送・引き渡すなどの行為をいう。このような人身取引は大変深刻な人権侵害である。国では平成 26 年に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を実施。
	ステップハウス	ＤＶからの避難の後、すぐに自立した生活に移れない被害者が心のケアや自立の準備をするための中間的な施設。
	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその関係者に対し、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等のいずれかを反復して行うこと。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とした法律。 ※平成 12 年 11 月 24 日施行
	成育基本法	成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程）にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供する施策の総合的な推進を図ることを目的とした法律。 ※令和元年 12 月 1 日施行。
	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、ＨＩＶ感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
	性と生殖に関する健康と権利	性と生殖に関する健康（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成 6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちのこどもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
	性の多様性	性的指向及び性自認の多様性のこと。

行	用　語	説　　明
さ	性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」	性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103)。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。
	性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）	県、県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会が連携して運営している、性犯罪や性暴力にあわれた方の支援を行う相談電話。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。
	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
	創業支援センター埼玉	創業を目指す方や創業間もない方へそれぞれのステージに合わせたアドバイスや各種サービスを行う、公的な創業支援の総合相談機関。女性起業支援ルーム「COCO オフィス」の運営も行っている。
た	多様な働き方実践企業	テレワークや短時間勤務など多様な働き方を実践し、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの実現など、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業のこと。県が認定を行っている。
	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）	正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示した指針。
	男女共同参画苦情処理制度	埼玉県男女共同参画推進条例第 13 条に基づく、男女共同参画の推進に関する県の施策等への苦情やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などにより人権を侵害され、相手方に対し改善等を求めるものについて、苦情処理委員が調査を行い、必要に応じて県の機関や関係者に対し助言、意見表明、勧告等を行う制度。
	男女共同参画推進センター（With You さいたま）	県の男女共同参画社会づくりのための総合拠点。男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実現するとともに、県民や市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的として、情報収集・提供、相談、講座・研修、自主活動・交流支援、調査・研究を行っている。さいたま市に平成 14 年 4 月に開設、愛称は「With You（ウィズユー）さいたま」。 ※平成 24 年 8 月に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付加。 ※令和 6 年 4 月に婦人相談センターと統合し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能を付加。
	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。 一般に、「子育て支援センター」や「子育てひろば」などと呼ばれることが多い。
	テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン	使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入及び実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたガイドライン。

行	用　語	説　　明
た	デートＤＶ	交際相手から行われる暴力行為。身体的な暴力のほか、大声でどなる、他の人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力、いつもおごらされるなどの金銭的な暴力、無理やり性的行為をしようとするなどの性的な暴力も含まれる。
	デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
	テレワーク	Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	独立行政法人 男女共同参画機構 （JGEPA・ジーパ） 旧 国立女性教育会館 （NWEC・ヌエック）	嵐山町にある男女共同参画施策の推進機関。国内外の男女共同参画関連施設等と連携し、研修や情報収集、調査研究を行うほか、地方公共団体や男女共同参画センターへの助言等、地域の課題に応じた取組を支援する役割を担っている。 ※独立行政法人男女共同参画機構法の成立により、令和 8 年 4 月 1 日に、旧国立女性教育会館（NWEC・ヌエック）から独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA・ジーパ）に改組された。
	共育て	子育て当事者が共に、こどもと過ごす時間をつくり、相互に協力しながら子育てをすること。
な	二次的被害	被害に関する捜査や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無い言葉をかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受けること。
	日本司法支援センター （法テラス）	「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された法人。
	にんしんＳＯＳ埼玉	予期せぬ妊娠に関する相談として、県が設置した電話・メール及びチャット相談窓口。（※チャット相談は令和 8 年 8 月～開始） 保健師・助産師・看護師、社会福祉士などの専門相談員が相談に応じる。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図るための農業経営改善計画を作成・申請し、市町村等から認定を受けた者。 ※農業経営改善計画とは、農業者が経営規模の拡大や生産方式の合理化等について、5 年後の改善目標とその達成に向けた方策をまとめた計画。
は	配偶者からの暴力 （ＤＶ）	「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。暴力は身体的な暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・こどもを利用した暴力も含まれる。ＤＶと略して使用される。 ※ＤＶは「domestic violence（ドメスティックバイオレンス）」の略。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （ＤＶ防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。 ※平成 13 年 10 月 13 日施行

行	用　語	説　　明
は	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県が設置する女性相談支援センターその他適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこととされている。 また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めることとされている（努力義務）。 センターでは、次に掲げる業務を行う。 ①相談及び相談機関の紹介 ②医学的・心理学的な指導 ③緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。
	働く人のメンタルヘルス相談	職場の人間関係や仕事上のストレスなど、働く人の心の悩みの専門家である産業カウンセラーが、悩みの解決に向けてアドバイスを行う。悩みを持つ本人、家族や会社の同僚からの相談も受けている。従業員のメンタルヘルス対策に取り組もうと考えている事業主や衛生管理者からの相談にも対応している。
	不登校の子供たちとその保護者を支援するためのサイト	不登校に悩むこどもたちとその保護者に向けた不登校のこどもへの支援に関する情報を発信するサイト。
	不本意非正規雇用	正規の職員・従業員の仕事がないために、やむを得ず非正規雇用の職に就くこと。
	フレイル	加齢に伴う予備能力低下のため、 ストレスに対する回復力が低下した状態を表す言葉（frailty）。 要介護状態に至る前段階として位置付けられ、 身体的、精神的、 社会的な問題を抱えやすく、 「ストレスに対する脆弱性が亢進した状態」を示し、生活機能障害、要介護状態、死亡に陥りやすい状態。
	放課後子供教室	全てのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
	放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、 授業の終了後に提供される適切な遊び及び生活の場。
	法的識字能力（リーガル・リテラシー）	自分にどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続をすればよいかを理解する能力。そのための法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことができる能力。
	保護命令	被害者が配偶者からの暴力（身体だけでなく、精神的な暴力も含む。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい時に、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、接近禁止命令※１や退去命令※２を発令する制度。 ※１　接近禁止命令 保護命令の一つで、配偶者が被害者（被害者の子又は親族）の身辺につきまとったり、被害者（被害者の子又は親族）の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令。被害者への接近禁止命令が発令されている間、被害者の申立てにより、その子に対する電話等の禁止（GPS 及び紛失防止タグによる位置情報取得を含む）や、親族への接近禁止が発令される場合がある。（期間は１年間） ※２　退去命令 保護命令の一つで、配偶者に被害者と共に住む住宅から退去を命じる命令。（期間２か月／住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は６か月）

行	用　語	説　　明
は	母子生活支援施設	母子家庭の母と子の福祉を図るため、入所、保護する施設。単に母子に宿所を提供するだけでなく、生活、住宅、就職、教育等母子家庭が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を援助するための施設。
	母子・父子福祉センター	県内４カ所（東部中央・西部・北部・秩父）の県福祉事務所内に設置している。ひとり親家庭に対して各種の相談に応じるとともに、生活指導を行うなど、ひとり親家庭の福祉のための様々な支援を行っている。
ま	面前ＤＶ	こどもの目の前で配偶者やパートナーに暴力を振るう、または激しい暴言や言い争いを見聞きさせる行為。こどもに対する「心理的虐待」とみなされる行為。
	メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていこうとする考え方。
ら	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、市町村が、情報の提供や相談・援助などを行う事業。
	労働力率	人口（日本では 15 歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上で働いている人と働く意欲を持つ人がどれぐらいいるかを示すもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。



埼玉県マスコット
「コバトン」・「さいたまっち」

埼玉県男女共同参画基本計画（令和9年度～13年度）

令和９年３月

発行　埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL　048-830-2921
FAX　048-830-4755
E-mail a2250@pref.saitama.lg.jp